

第 2 編 震災対策編

目 次

第2編 震災対策編

第1章 震災対策の総則.....	1
第1節 地震被害想定.....	1
第1 地震被害想定調査結果の概要.....	1
第2節 市民，自主防災組織，事業所等の役割.....	5
第1 市民の役割.....	5
第2 自主防災組織の役割.....	6
第3 事業所等の役割.....	12
第2章 災害予防対策.....	13
第1節 地震防災対策事業.....	13
第1 地震防災緊急事業五箇年計画.....	13
第2節 震災に強い郷土づくり.....	14
第1 土砂災害予防対策.....	14
第2 災害に強い農村整備.....	16
第3 液状化対策の推進.....	16
第4 河川管理施設.....	17
第5 農地，農業施設.....	17
第6 道路施設.....	17
第7 鉄道施設.....	18
第3節 都市の防災対策.....	19
第1 市街地再開発事業の推進.....	19
第2 土地区画整理事業の推進.....	19
第3 都市公園の整備.....	19
第4節 建築物の耐震化対策.....	20
第1 市有建築物.....	20
第2 特定建築物.....	20
第3 特定建築物以外の建築物.....	20
第4 学校教育施設等.....	20
第5 社会教育・社会体育施設等.....	21
第6 一般建築物（住宅等）.....	21
第7 ブロック塀の安全対策及び落下物防止対策.....	21
第8 建物内の安全対策.....	21
第9 エレベーター閉じ込め防止対策及び天井，設備機器等の落下・転倒防止対策.....	21
第5節 ライフライン施設等の予防対策.....	22

第 1	水道施設.....	22
第 2	下水道施設.....	22
第 3	ガス施設.....	23
第 4	電力施設.....	25
第 5	電信・電話施設.....	25
第 6 節	危険物施設等の予防対策.....	26
第 1	危険物施設.....	26
第 2	高圧ガス施設.....	26
第 3	火薬類製造施設.....	27
第 4	事業所の予防措置.....	27
第 5	市長の措置要領.....	27
第 7 節	職員の配備体制.....	28
第 1	配備体制.....	28
第 2	防災関係機関等の配備体制.....	29
第 3	自衛隊との連絡体制の整備.....	29
第 4	市業務継続計画（BCP）の策定.....	30
第 8 節	情報通信網の整備.....	31
第 1	本市における通信施設の現況.....	31
第 2	防災行政無線施設の整備.....	31
第 3	職員参集等防災システムの整備.....	32
第 4	緊急速報メール，SNS 等の活用.....	32
第 5	地域住民に対する通信手段の整備.....	32
第 6	災害広報体制の整備等.....	32
第 9 節	防災拠点等の整備.....	34
第 1	防災拠点の整備.....	35
第 2	防災拠点機能の確保・充実.....	35
第 3	臨時防災ヘリポート及び物資集積場所の整備.....	35
第 4	防災用資機材等の整備.....	35
第 5	防災備蓄倉庫の整備.....	35
第 10 節	相互応援体制の整備.....	36
第 1	相互応援協定の締結等.....	36
第 2	消防相互応援体制の整備.....	37
第 3	訓練及び情報交換等の実施.....	37
第 11 節	緊急輸送体制の整備.....	38
第 1	緊急輸送道路の確保.....	38

第2	緊急輸送体制.....	40
第12節	医療救護体制の整備.....	42
第1	医療救護体制の整備.....	42
第2	医薬品、医療資機材の整備.....	43
第13節	火災予防対策.....	44
第1	出火防止、火災予防の徹底.....	44
第2	消防力の強化.....	44
第14節	避難収容対策.....	46
第1	避難場所の確保.....	46
第2	避難所の確保.....	46
第3	避難路の確保.....	48
第4	避難路の整備.....	48
第5	避難誘導體制の整備.....	48
第6	避難計画の整備.....	49
第7	避難に関する広報.....	49
第8	広域避難者への支援.....	49
第9	応急仮設住宅対策.....	49
第15節	食料、飲料水及び生活物資等の確保.....	50
第1	食料及び生活物資の確保.....	50
第2	飲料水の確保.....	50
第3	飲用水を除く家庭用水の確保.....	50
第16節	ボランティアの受入れ.....	51
第1	ボランティアの役割.....	51
第2	一般ボランティアの受入れ体制.....	52
第3	市の支援.....	52
第17節	要配慮者・外国人・観光地等の旅行者対策.....	53
第1	要配慮者等への対策.....	53
第2	外国人支援対策.....	56
第3	旅行者への対策.....	56
第4	帰宅困難者への対策.....	57
第18節	廃棄物対策.....	58
第1	処理体制.....	58
第2	主な措置内容.....	58
第19節	積雪寒冷地域における地震災害予防.....	59
第1	除雪体制等の整備.....	59

第2	避難所等の整備.....	59
第3	スキー場利用客対策.....	59
第20節	防災知識の普及.....	60
第1	防災知識の普及，徹底.....	60
第2	学校等教育機関における防災教育.....	61
第3	相談窓口の設置.....	61
第21節	地震防災訓練の実施.....	62
第1	防災訓練の実施.....	62
第2	防災関係機関の防災訓練.....	63
第3	学校等の防災訓練.....	63
第22節	自主防災組織の育成.....	64
第1	自主防災組織の結成.....	64
第2	自主防災組織の育成・指導.....	64
第23節	地震調査研究の推進.....	65
第1	調査研究体制の整備.....	65
第2	地震災害に関する資料の収集及び分析.....	65
第3章	災害応急対策.....	66
第1節	防災活動体制.....	66
第1	活動組織の設置基準.....	66
第2	市の活動.....	67
第3	災害救助法が適用された場合の体制.....	69
第4	応援要請.....	69
第5	警察の活動.....	69
第6	消防機関の活動.....	69
第7	県との連携.....	70
第8	災害対策本部の設置及び廃止.....	70
第2節	情報の収集・伝達.....	71
第1	災害情報収集体制.....	71
第2	災害情報の収集・伝達.....	71
第3	情報の種類.....	73
第4	県への被害状況の報告.....	77
第5	異常現象を発見した場合の通報.....	78
第6	通信・放送施設の確保.....	78
第7	郵便関係の措置.....	79
第3節	災害広報活動.....	80

第1	広報担当.....	80
第2	広報内容.....	80
第3	広報実施方法.....	81
第4	報道機関への発表.....	81
第5	広聴活動.....	82
第6	防災関係機関の広報活動.....	82
第4節	災害救助法の適用.....	83
第1	実施責任者.....	83
第2	災害救助法の適用.....	83
第3	救助の実施の委任.....	84
第5節	救急・救助活動.....	85
第1	市の活動.....	85
第2	県の活動.....	85
第3	古川警察署及び鳴子警察署の活動.....	85
第4	消防機関の活動.....	85
第5	市民及び自主防災組織等の活動.....	86
第6節	医療救護活動.....	87
第1	医療救護活動.....	87
第2	救護所の設置.....	87
第3	情報の収集及び提供.....	88
第4	災害救助法における実施基準.....	88
第5	医療品等の調達.....	89
第6	専門的な医療を要する患者対策.....	89
第7	在宅要医療患者の医療救護体制.....	89
第7節	消火活動.....	90
第1	地震発生時の組織体制.....	90
第2	消火活動の基本.....	90
第3	消防機関の活動.....	91
第4	事業所の活動.....	92
第5	自主防災組織の活動.....	92
第6	市民の活動.....	92
第8節	交通・輸送活動.....	93
第1	交通の規制・確保.....	93
第2	緊急輸送.....	96
第3	道路障害物の除去.....	98

第9節	消防・防災ヘリコプターの活動.....	99
第1	派遣要請の基準.....	99
第2	派遣要請の手続.....	100
第3	経費の負担.....	101
第10節	自衛隊の災害派遣.....	102
第1	派遣要請の判断基準.....	102
第2	災害派遣の基準及び要請の手続.....	102
第3	自衛隊の連絡調整幹部等との連絡.....	103
第4	派遣部隊の活動内容.....	103
第5	派遣部隊の受入れ体制.....	103
第6	派遣部隊の撤収.....	105
第7	経費の負担.....	105
第11節	相互応援活動.....	106
第1	応援の要請等.....	106
第2	消防相互応援協定による応援要請.....	106
第3	緊急消防援助隊の応援要請.....	107
第12節	海外からの支援の受入れ.....	108
第1	海外からの救援活動の受入れ.....	108
第2	救援内容の確認.....	108
第13節	避難活動.....	109
第1	避難情報.....	109
第2	避難情報の内容及び周知.....	110
第3	避難の方法.....	111
第4	要配慮者等に配慮した避難.....	113
第5	避難所の開設及び運営.....	114
第6	帰宅困難者対策.....	116
第7	広域避難者への支援.....	116
第14節	応急住宅等の確保.....	117
第1	実施責任者.....	117
第2	応急仮設住宅（建設型応急住宅）確保の方針.....	117
第3	応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設.....	117
第4	応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理.....	118
第5	民間賃貸住宅の活用等.....	118
第6	住宅の応急修理.....	118
第7	公営住宅等の提供.....	119

第15節	食料，飲料水及び生活必需品の調達・供給活動.....	120
第1	食料.....	120
第2	飲料水.....	123
第3	生活必需品.....	125
第4	日本赤十字社宮城県支部大崎市地区の活動.....	126
第16節	相談活動.....	127
第1	市の相談活動.....	127
第2	総合相談窓口の周知.....	127
第17節	ボランティア活動.....	128
第1	一般ボランティア.....	128
第2	専門ボランティア.....	129
第18節	要配慮者・外国人・観光地等の旅行者対策.....	130
第1	災害情報，避難情報等の確実な提供.....	130
第2	社会福祉施設入所者等の安全確保.....	130
第3	社会福祉施設等以外の要配慮者.....	130
第4	支援体制の確立と実施.....	130
第5	外国人支援対策.....	131
第6	旅行者への対策.....	131
第19節	家庭動物の収容対策.....	133
第1	被災地域における動物の保護.....	133
第2	避難所における動物の適正な飼育.....	133
第20節	防疫・保健衛生活動.....	134
第1	防疫.....	134
第2	保健対策.....	134
第3	食品衛生対策.....	135
第21節	遺体等の捜索・処理・埋葬.....	136
第1	遺体等の捜索.....	136
第2	遺体の検視（死体調査），収容及び処理.....	136
第3	遺体の火葬，埋葬.....	136
第22節	社会秩序維持活動.....	137
第1	生活必需品の物価監視.....	137
第2	警察の活動.....	137
第23節	廃棄物処理活動.....	138
第1	実施責任者.....	138
第2	ごみ処理.....	138

第3	し尿処理.....	139
第4	災害廃棄物処理.....	139
第5	防疫活動に必要な資機材等の調達.....	140
第6	死亡獣畜等の処理.....	140
第24節	教育活動.....	141
第1	避難措置.....	141
第2	学校施設等の応急措置.....	141
第3	教育の実施.....	142
第4	心身の健康管理.....	142
第5	学用品等の調達.....	143
第6	給食.....	143
第7	通学手段の確保.....	143
第8	学校教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置.....	144
第9	災害応急対策への生徒の協力.....	144
第10	社会教育施設及び社会体育施設の応急対策.....	144
第11	文化財の応急措置.....	144
第25節	防災資機材及び労働力の確保.....	145
第1	防災資機材の調達.....	145
第2	労働者の確保.....	145
第3	応援要請による技術者等の動員.....	146
第4	従事命令等による応急措置の業務.....	147
第26節	公共土木施設等の応急復旧.....	148
第1	道路施設.....	148
第2	河川管理施設.....	149
第3	砂防・地すべり・治山関係施設.....	149
第4	ダム施設.....	149
第5	鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社仙台支社）.....	149
第6	農地，農業施設.....	150
第7	都市公園施設.....	150
第8	廃棄物処理施設.....	150
第9	被災建築物及び被災宅地に関する応急危険度判定の実施.....	150
第27節	ライフライン施設等の応急復旧.....	151
第1	水道施設.....	151
第2	下水道施設.....	151
第3	電力施設.....	151

第4	ガス施設.....	153
第5	電信・電話施設.....	155
第28節	危険物施設等の安全確保.....	156
第1	消防法に定める危険物の応急措置.....	156
第2	火薬類の応急措置.....	156
第3	高圧ガスの応急措置.....	156
第29節	農林業の応急対策.....	157
第1	応急技術対策.....	157
第30節	応急公用負担等の実施.....	159
第1	応急公用負担等の権限.....	159
第2	実施手続.....	160
第3	公用令書の交付.....	160
第4	損失補償及び損害補償等.....	161
第4章	災害復旧・復興対策.....	162
第1節	災害復旧・復興計画.....	162
第1	災害復興本部の設置.....	162
第2	災害復旧・復興の基本方向の決定等.....	163
第3	災害復旧計画.....	163
第4	災害復興計画.....	164
第2節	生活再建支援.....	165
第1	生活相談.....	165
第2	被災者生活再建支援制度.....	165
第3	地震保険の活用.....	166
第4	資金の貸付け.....	166
第5	生活保護.....	167
第6	その他救済制度.....	167
第7	り災証明の発行.....	167
第8	税負担等の軽減.....	167
第9	応急金融対策.....	168
第10	雇用対策.....	168
第3節	住宅復旧支援.....	169
第1	一般住宅復興資金の確保.....	169
第2	住宅の建設等.....	169
第4節	産業復興支援.....	170
第1	中小企業金融対策.....	170

第2	農林漁業金融対策.....	170
第5節	都市基盤の復興対策.....	171
第1	想定される計画内容例.....	171
第6節	義援金の受入れ，配分.....	172
第1	受入れ.....	172
第2	配分.....	172
第7節	激甚災害の指定.....	173
第1	激甚災害の調査.....	173
第2	激甚災害指定の手続.....	173
第3	特別財政援助の交付(申請) 手続.....	175
第4	激甚災害指定基準.....	175

第1章 震災対策の総則

震災対策の総則においては、震災予防、震災応急対策、震災復旧復興対策を推進する上での前提として、本市における、地震被害想定や市民、自主防災組織、事業所等の役割について整理する。

第1節 地震被害想定

第1 地震被害想定調査結果の概要

宮城県では、過去の地震被害に鑑み有効な地震対策を講じるため、昭和59年度から昭和61年度までの第一次から平成14年度から平成15年度までの第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。第三次被害想定調査から8年が経過した平成23年度に、第四次被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生したことで、被害想定調査の実施ができなくなり、中断することとなった。

第五次地震被害想定調査を令和3年度から令和5年度に実施しており、本節では、この第五次地震被害想定調査結果の概要及び本市における被害予測について記述することとする。

なお、想定地震は、宮城県防災会議地震対策等専門部会で想定された、東北地方太平洋沖地震、宮城県沖地震（連動型）、スラブ内地震そして仙台市の直下に位置している長町-利府線断層帯の地震の4地震とする。

第五次地震被害想定【地震動・津波の計算、予測】

	被害想定を行った地震	県内最大震度、最大津波高	県内死者数	国と県では計算条件（津波避難意識等）が異なる。四捨五入しており、合計が合わない場合がある。		
				うち津波による	うち揺れによる	うち火災による
国・内閣府（参考）	A 千島海溝モデル M9.3	3以下 約11m	約5,200人	約5,200人	-	-
	B 日本海溝モデル M9.1	6強 約16m	約8,500人	約8,500人	約10人	-
県実施（第五次地震被害想定調査）	① 東北地方太平洋沖地震 M9.0	6強 約22m	約5,500人	約5,300人	約90人	約140人
	② 宮城県沖地震（連動型） M8.0	6強 約8m	約90人	約20人	約40人	約30人
	③ スラブ内地震 M7.5	7 約1m	約750人	約10人	約200人	約540人
	④ 長町-利府線断層帯地震 M7.5	7 -	約1,100人	-	約130人	約930人

概ねの震源域
※A,Bは国実施

〔津波対策〕

- 海岸防潮堤の整備等により、宮城県沖地震（連動型）など比較的高い津波（レベル1津波）に対する安全度が大きく向上。
- 東北地方太平洋沖地震など最大クラスの津波（レベル2津波）は防潮堤を超える。適切な避難行動をとることが必要不可欠。

（日本海溝モデル・千島海溝モデルは切迫性が高い）

〔揺れ・火災対策〕

- 耐震化率が大きく向上。揺れや、建物倒壊に起因する火災被害の軽減に寄与している。
- 耐震化率向上等の揺れ対策を継続するとともに、より火災に特化した対応も必要。

宮城県 HP：宮城県第五次地震被害想定調査報告書（概要）より

1 第五次地震被害想定の主な概要～県内被害の状況～

シーン（季節・時刻）については内閣府（2021.12）を踏襲し、特徴的な 3 種類を設定した。風速については、比較的強い風速毎秒 8m を設定した。

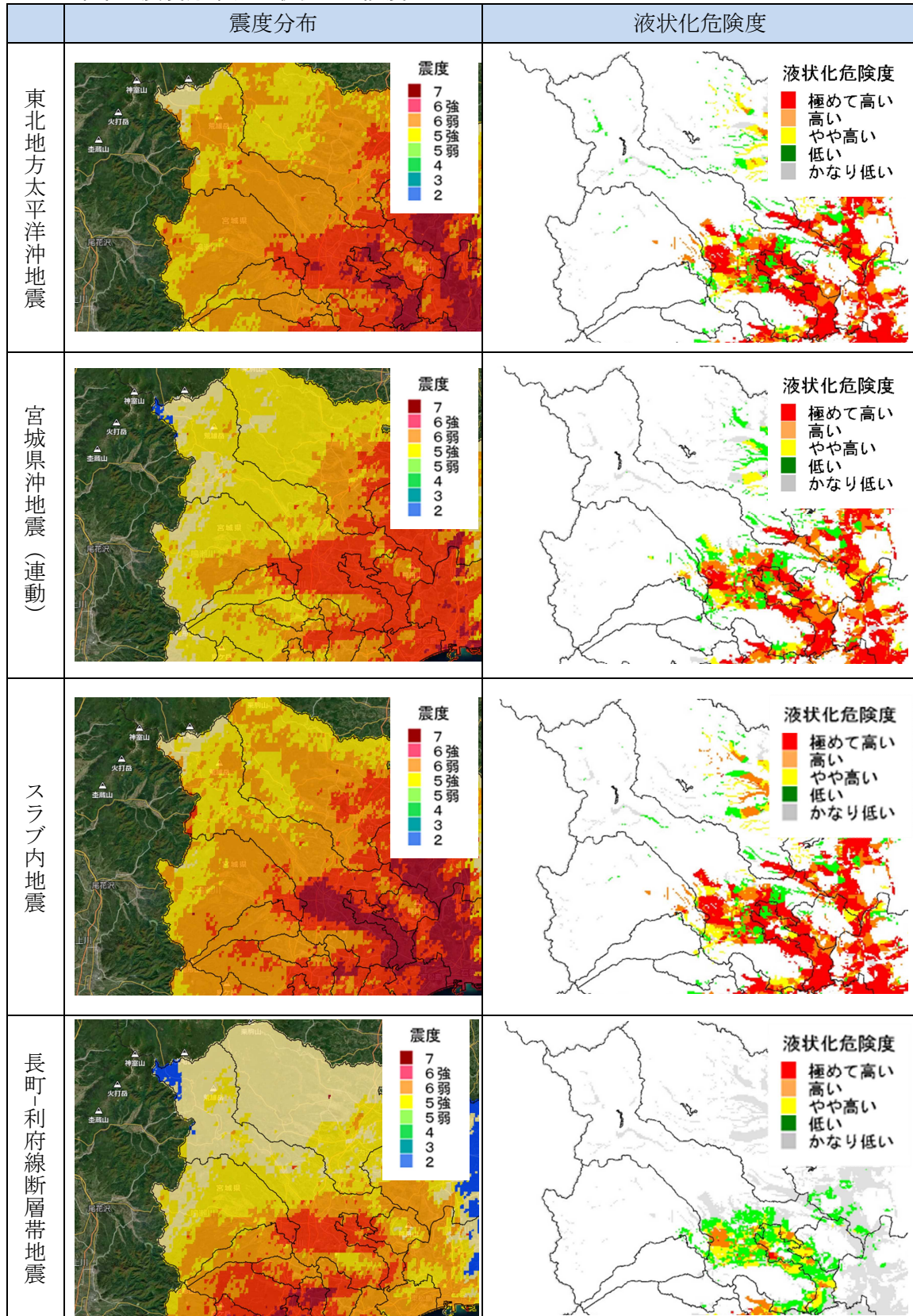
シーン設定	想定される被害の特徴
①冬・深夜 (5時)	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 ・多くの人が自宅で就寝中の時間帯であるため、避難準備に時間を要すほか、夜間の暗闇や積雪・凍結により避難速度が低下するため、避難が遅れ、津波による被害が最も多くなる時期・時間帯。 ※屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定。
②夏・昼 (12時)	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する人が多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 ※木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定。 ※海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
③冬・夕 (18時)	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。 ・積雪・凍結により避難速度が低下するため、津波による被害も多くなる時期・時間帯。

【H23. 3. 11 東北地方太平洋沖地震の概要】

項目			被害の状況
モーメント・マグニチュード (Mw)			9.0
震 度			大崎市の震度6強（古川6強，松山6弱，三本木5強，鹿島台6強，岩出山5強，鳴子温泉5強，田尻6強）。栗原市築館の震度7。
液状化現象			本市においては，東部を中心に，各地域においてマンホール等が浮き上がる液状化現象が数多く見られた。
主な想定被害の結果（宮城県内）	建築物	全壊・大破棟数	82,896 棟
		半壊・中破棟数	155,095 棟
	火災	炎上出火数	
		うち延焼出火数	
		焼失棟数	
	人的	死者数	10,455 人
		負傷者数	4,148 人
		うち重傷者数	504 人
		要救出者数	
		短期避難者数	
うち長期避難者数			

大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名			
				東北地方太平洋沖地震	宮城県沖地震（運動型）	スラブ内地震	長町・利府線断層帯地震
建物被害（全壊・焼失）	揺れによる被害	冬5時	棟	6,696	5,415	9,281	4,737
		夏12時	棟	6,689	5,414	9,265	4,727
		冬18時	棟	6,696	5,415	9,281	4,737
		冬5時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410
		夏12時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410
		冬18時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410
		冬5時	棟	1,661	717	4,154	3,323
		夏12時	棟	1,655	717	4,138	3,314
		冬18時	棟	1,661	717	4,154	3,323
		冬5時	棟	3	3	4	3
		夏12時	棟	3	3	4	3
		冬18時	棟	3	3	4	3
	津波による被害	冬5時	棟	69,429	153	0	
		夏12時	棟	69,429	153	0	
		冬18時	棟	69,429	153	0	
	火災による被害（地震火災）	冬5時	棟	5	0	990	3,915
		夏12時	棟	329	3	1,828	4,285
		冬18時	棟	2,193	520	9,368	19,051
	計	冬5時	棟	76,129	5,568	10,271	8,651
		夏12時	棟	76,447	5,571	11,093	9,012
		冬18時	棟	78,318	6,088	18,649	23,787
大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名			
				東北地方太平洋沖地震	宮城県沖地震（運動型）	スラブ内地震	長町・利府線断層帯地震
人的被害（死者）	揺れによる被害	冬5時	人	90	39	211	137
		夏12時	人	85	37	198	130
		冬18時	人	86	37	200	132
		冬5時	人	90	38	211	136
		夏12時	人	85	36	198	129
		冬18時	人	84	36	196	128
		冬5時	人	28	20	49	51
		夏12時	人	17	12	30	31
		冬18時	人	17	12	31	32
		冬5時	人	0	0	0	0
		夏12時	人	0	0	0	0
		冬18時	人	0	0	0	0
	うち急傾斜地崩壊	冬5時	人	0	0	0	0
		夏12時	人	0	0	0	0
		冬18時	人	0	0	0	0
	うちブロック塀等・自動販売機転倒、屋外落下物	冬5時	人	0	0	0	0
		夏12時	人	0	0	1	1
		冬18時	人	2	1	3	5
	津波による被害	冬5時	人	5,057	18	4	
		夏12時	人	4,219	22	9	
		冬18時	人	5,251	20	7	
	火災による被害（地震火災）	冬5時	人	1	0	64	215
		夏12時	人	20	1	119	174
		冬18時	人	144	27	543	930
	計	冬5時	人	5,147	57	279	352
		夏12時	人	4,324	59	326	303
		冬18時	人	5,481	85	749	1,062

2 本市の震度分布及び液状化危険度



3 本市の被害の概要

区分			東北地方 太平洋沖	宮城県沖 連動	スラブ内	長町ー利府線	H23. 3. 11 東北地方太平洋 沖地震の概要
建物被害	冬夕 18 時	全壊（棟）	527	407	861	268	596
		半壊（棟）	2, 359	1, 986	2, 671	1, 369	2, 434
火災	夏昼 12 時	焼失数（数）	0	0	51	0	—
	冬夕 18 時	焼失数（数）	11	0	166	0	1
人的被害	冬深夜 5 時	死者（人）	8	3	60	17	—
		負傷者（人）	136	60	217	29	—
		短期避難者（人）	10, 852	6, 129	15, 833	3, 595	—
	夏昼 12 時	死者（人）	8	3	16	1	—
		負傷者（人）	148	66	239	32	—
		短期避難者（人）	10, 321	5, 784	15, 365	3, 401	—
	冬夕 18 時	死者（人）	8	3	16	1	—
		負傷者（人）	135	60	216	29	—
		短期避難者（人）	10, 550	5, 922	15, 739	3, 479	—
	H23. 3. 11 14 時 46 分	死者（市内・人）	—	—	—	—	7
		死者（市外・人）	—	—	—	—	11
		負傷者（人）	—	—	—	—	226
		1 日当たり最多・避難所利用者（人）	—	—	—	—	11, 082

（注 1） 建物被害は液状化・揺れ（強震動）によるもの。

（注 2） 短期避難者は発災から 1 週間後の避難者予測。

（注 3） H23. 3. 11 東北地方太平洋沖地震の概要は、H25. 9. 30 現在の数字。

第2節 市民，自主防災組織，事業所等の役割

防災活動の基本は，市民一人ひとりが，防災についての知識と行動力を身に付け，「自らの生命は自ら守る」ということを普段から心掛け，非常食の備蓄等により，「食品，飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに，防災訓練その他の自発的な防災活動への参加，過去の災害から得られた教訓の伝承，その他の取組みにより防災に寄与するように努めなければならない」ことが災害対策基本法第7条第3項（住民等の責務）に規定されている。

自主防災組織については，同法第5条第2項（市町村の責務）の規定により，「市町村長は，自主防災組織の充実を図るほか，住民の自発的な防災活動の促進を図り，市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない」と明記されている。このため，市は，自主防災組織の平常時の活動や災害時の活動が機能するよう，組織の充実に向けた支援を行う一方で，自主防災組織においても，各組織のスキルアップを図ることが大切である。

事業所等については，同法第7条第1項（住民等の責務）において，「防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は，基本理念にのっとり，法令又は地域防災計画の定めるところにより，誠実にその責務を果たさなければならない」と規定されている。このため，事業所等においては，防火管理体制の強化や防災訓練の実施など，いざというときに災害に即応できる防災体制の充実を図るとともに，地域の自主防災組織等が行う防災活動にも積極的に協力することが望まれる。

第1 市民の役割

市民が，災害による被害の軽減や拡大防止を図るために，平常時から実施する活動及び地震発生時に実施する活動の主な例は次のとおりである。

1 地震に対する備え

（1）被害の軽減を図るために

地震被害の大きさは市民の心構えや備えによって大きく異なるため，市民は被害の軽減や最小化につながるよう，普段から家屋等の耐震化・家具の転倒防止対策，家族内の連絡体制の確保や非常持ち出し用品の確認などを行う。

また，地域での自主防災組織の活動やボランティア活動に積極的に参加し，災害に関する正しい知識や過去の災害事例等の防災知識の習得に努める。

（2）家庭での食料や飲料水等の備蓄

市民は，防災の基本である「自らの生命は自ら守る」という原則に基づき，最低3日分の食料（そのまま食べられるか，簡単な調理で食べられるレトルトのご飯，缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄する。

また，家族構成を考慮して，避難するときに持ち出す最低限の生活用品等についても併せて準備しておく。

市は，市民が食料，飲料水，生活用品の備蓄について，自発的に取り組むよう啓発する。

2 平常時から実施する活動の主な例

- ① 家庭で3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ② 防災に関する知識の習得
- ③ 地域固有の災害特性の理解と認識
- ④ 各種防災訓練・防災講習会への積極的な参加
- ⑤ 自主防災組織への積極的な参加
- ⑥ 家屋等の耐震化の促進と家具等の転倒・落下防止対策の実施
- ⑦ 危険ブロック塀の改修
- ⑧ 火気使用器具の安全点検と消火器の備え・住宅用火災警報器の設置
- ⑨ 避難所・避難場所と避難経路の確認
- ⑩ 非常持ち出し品の備え
- ⑪ 災害時における家族の連絡方法の確認
- ⑫ 自家用車等の燃料は日頃から半分以上にしておく

3 地震発生時に実施する活動の主な例

- ① 身の安全を図り揺れがおさまるまで様子を見る
- ② 火の元の確認と出火した場合は初期消火の実施
- ③ ラジオ等から正確な情報を得る
- ④ 家族の安全確認と近隣の安否確認
- ⑤ 避難の前にはブレーカーを切りガスの元栓を閉める
- ⑥ 適切な避難の実施
- ⑦ 組織的な応急復旧活動への参加と協力

第2 自主防災組織の役割

自主防災組織が、災害による被害の軽減や拡大防止を図るために、平常時から実施する活動及び地震発生時に実施する活動の主な例は次のとおりである。

1 平常時の活動

(1) 防災訓練

情報収集訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等を実施して、迅速かつ的確な行動を身に付ける。

(2) 防災知識の普及

市民一人ひとりの備え及び災害時の的確な行動がとれるよう、講習会等を開催して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に対応できるよう保管する。

(4) 要配慮者の情報把握と共有

高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うために、民生委員・児童委員や地域住民等の協力を得ながら、要配慮者の了解を得た上で、平常時より要配慮者に関する情報の把握及び関係者との情報共有に努める。

2 平常時から実施する活動の主な例

- ① 実践的な防災訓練の実施
- ② 防災マップの作成（避難所・避難路の確認，地域の危険箇所の把握等）
- ③ 防災知識の普及
- ④ 防災講習会の開催
- ⑤ 防災資機材の整備・点検
- ⑥ 防災リーダーの育成
- ⑦ 災害時行動マニュアルの整備
- ⑧ 要配慮者の把握

3 地震発生時の活動

（１） 情報の収集・伝達

自主防災組織は，地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに，防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し，的確な応急活動を実施するため，あらかじめ次の事項を決めておく。

ア 地域内の被害情報の収集方法

イ 連絡を取る防災関係機関

ウ 防災関係機関との連絡方法

エ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

※市への報告様式は，資料編総則 2－4 のとおり

（２） 出火防止及び初期消火

各家庭に対しては，火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに，火災が発生した場合，消火器，水バケツ等を活用し，隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

（３） 救出・救護活動の実施

崖崩れ，建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは，自らの安全を確保しつつ，救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また，自主防災組織において救出できない者については，防災関係機関の活動に委ねることになるので，防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。更に，負傷者に対しては応急手当を実施するとともに，医師の医療を必要とする者があるときは病院等へ搬送する。このため，地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

（４） 避難の実施

被害の状況により自主避難が必要な場合や，市長又は警察官等から避難の指示等が出された場合には，地域住民に対して周知徹底を図り，迅速かつ円滑に避難所に誘導する。その際，高齢者，障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するよう配慮する。

（５） 避難所運営への参画と給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては，避難が長期間にわたり，被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには，組織的な活動が不可欠であるため，避難所運営に参画して自主防災組織としても炊き出しを行うほか，市が実施する給食，救援物資の配布活動に協力する。

4 地震発生時に実施する活動の主な例

- ① 組織本部の設置・運営及び各班との連絡調整
- ② 情報収集と組織内の情報共有化
- ③ 市災害対策本部又は各総合支所との連絡調整
- ④ 出火の防止と初期消火活動の実施
- ⑤ 救出・救護活動の実施
- ⑥ 地域住民の避難誘導と安全確保
- ⑦ 地域住民の安否確認及び被害状況の把握
- ⑧ 大規模災害時における避難所運営への参画と炊き出しの実施
- ⑨ 要配慮者の避難を支援

5 自主防災組織等による避難所の開設と運営

市は、大規模災害時に危険を回避するため、市民等が一時的に避難する場所をあらかじめ定めておくとともに、家屋の倒壊や焼失等により住居を喪失した市民等を保護するため、小中学校や総合体育館等を避難所として指定する。

避難所の開設と運営に当たっては、施設管理者の協力を得ながら、市・自主防災組織・地域団体・避難者等の協働によるものとする。

(1) 避難場所の位置付け

○災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所で、小中学校の校庭や公園、集会所前の広場などを市があらかじめ定めておく。

(指定避難所等一覧表は、資料編 予防対策 14-1 のとおり。)

(2) 避難所の区分と位置付け

区分	位置付け
1. 指定避難所	○大規模災害により住居が全・半壊したり、火災等により救助を必要とする市民等が避難する施設で、小中学校や総合体育館等を市が指定する。 ○局地的な災害を考慮し、古川地域を除く他の地域にあつては、小中学校の通学区域単位におおむね1か所の指定避難所を指定する。 ○各指定避難所の開設の判断は災害対策本部で行うが、避難所の開設及び運営については、施設管理者の協力のもと、市・自主防災組織・地域団体・避難者等の協働によるものとする。 ＜要配慮者への配慮＞ ○常時介護や援助は必要としないが、何らかの特別な配慮を必要とする市民等に対しては、指定避難所の教室等を利用する。
2. 一時避難所	○災害時の危険を回避するために市民等が避難する施設で、地区の公民館や集会所等を市が指定する。 ○市内において震度6弱以上を観測する地震が発生したときや、市長から「避難指示」等の避難情報が発令されたときなどに自主防災組織等が開設し、施設管理者の協力のもと、自主防災組織・地域団体・避難者等の協働により、避難所の開設と運営を行う。 ○市から供給する食料・物資等は、指定避難所までの配送となるため、必要に応じ、自主防災組織等は最寄りの指定避難所や市が指定する集積場所で食料・物資等を受領する。 ○開設期間は、災害による危険が回避されるまで、又はライフラインが復旧するまでを目安とし、閉鎖後、避難者で住居を喪失した市民等については指定避難所へ移動する。
3. 福祉避難所	
① 常時介護は必要としないが避難所において何らかの特別な配慮を必要とする市民等が対象	○指定避難所での避難生活が困難となる場合（階段の昇降・トイレ・避難の長期化など）は、保健福祉センター等を活用する。 ○災害時における宿泊施設等の使用に関する協定に基づき、温泉旅館等の宿泊施設についても積極的に活用する。
② 障害者手帳の交付を受けているか、要介護認定3～5に該当し、常時介護・援助を必要とする市民等が対象	○避難行動要支援者の受入れ等の協力に関する協定に基づき、市内の障がい者入所施設、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等を利用する。

(指定避難所等一覧表は、資料編 予防対策 14-1 のとおり。)

(3) 避難所を開設するとき

避難所を開設するときの判断基準の目安は、次のとおりとする。

ア 市内において震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。

イ 震度5強以下を観測する地震その他の災害において、市長が避難所を開設する必要があると認めたとき。

ウ 市長から「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」(以下、避難情報)が発令されたとき。

エ 上記にかかわらず、災害の状況に応じて、自主防災組織等が一時避難所の開設や避難所に指定されていない集会所等に自主避難する必要があると認めたとき。

なお、一時避難所の開設や指定されていない集会所等に自主避難する場合は、事前に施設の安全を十分に確認する。また、市民等の避難状況の把握や食料・物資の救援体制等を構築するため、一時避難所の開設又は集会所等に自主避難した場合は、自主防災組織等は市に遅滞なく報告するものとする。

(4) 一時避難所の組織体制(例)

一時避難所を運営・管理するための組織体制の例は次のとおりである。

担当	業務内容等
1. 運営委員長	○避難所の開設と閉鎖の決定に関すること ○避難所の運営・管理に関する統括 ○運営委員会の開催に関すること
2. 運営副委員長	○運営委員長の補佐に関すること
3. 運営委員 (例:行政区長, 町内会長, 民生委員・児童委員等)	○避難所の運営・管理に関する重要事項を審議すること ○上記の事項に関し、運営委員長に意見を述べること
4. 総務・情報担当	○避難所内の事務スペースの確保 ○避難者名簿の整理と管理に関すること ○災害情報等の収集・整理と避難者への情報提供に関すること ○市災害対策本部等との連絡調整に関すること
5. 避難者援護担当	○避難者の生活支援に関すること ○ボランティア等との連携に関すること
6. 物資供給担当	○備蓄物資の管理及び支給に関すること ○救援物資の受入れ, 整理・管理, 配給に関すること ○炊き出しに関すること ○飲料水の確保と配給に関すること
7. 救護・衛生担当	○避難者の健康チェックと医療機関等との連絡調整 ○トイレ, ごみ集積所等の清掃に関すること ○避難所内の衛生管理に関すること

(5) 一時避難所の開設・運営の手順（例）

時系列	手順内容等
1. 大規模地震災害の発生	
2. 運営委員会の開催	○「(3) 避難所を開設するとき」の判断基準を参考に一時避難所の開設を決定
3. 避難所施設の解錠	
4. 避難所の安全確認	○電気, ガス, 水道, 建物（柱や壁の亀裂, ガラスの破損状況等）の安全確認
5. 避難所の開設	○既に避難者がいる場合は, 取りあえず広いスペースに誘導 ○避難所を開設した旨, 災害対策本部又は現地災害対策本部に連絡する
6. 避難者のスペースを指定	○既にいる避難者を指定のスペースへ誘導
7. 避難者名簿の作成	○避難者カードを家族単位に配布して記入してもらい, 避難者名簿を作成する
8. 地区民の安否確認	○地区民の安否や要配慮者の所在を確認する
9. 食料・生活必需品等の請求, 受領, 配給	○指定避難所が開設されている場合は指定避難所に, 指定避難所が開設されていない場合には, 災害対策本部又は現地災害対策本部に連絡する
10. 避難者で負傷者や病人等がいないかの確認	○状況に応じて救急車の手配や医療機関への受入れ要請をする
11. 避難所の運営状況報告	○災害対策本部又は現地災害対策本部に, 毎朝 10 時までに避難所の運営状況を報告する ○報告事項 ①避難者の人数 ②避難者の健康状態等 ③燃料, 救援物資等の請求事項 ④その他, 特記事項
12. 避難所運営日誌の作成	○避難所の運営状況報告に沿った内容で日誌を作成する
13. 運営委員会の開催	○必要に応じて運営委員会を開催する ○避難所の閉鎖を決定
14. 避難所の閉鎖と施錠	○避難所を閉鎖した旨, 災害対策本部又は現地災害対策本部に連絡する ○避難者で住居を喪失した市民等については市の指示を仰いで指定避難所に誘導する

(6) 一時避難所の運営で配慮する点

- ア 要配慮者の健康状態等については十分に留意するとともに, 避難所生活が困難な場合は, 福祉避難所への誘導について災害対策本部と協議する。
- イ 避難所の運営は自主防災組織等を中心に, 地域団体や避難者, 女性等も積極的に参画する。
- ウ 女性専用の更衣スペースや授乳スペースの配置, 女性用品の女性による配布等, 女性に配慮した運営に努める。

エ 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

第3 事業所等の役割

1 事業所等の防災上の位置付け

事業所等は、直接の防災関係の機関ではないが、利用者への被害や事業所等に被害があった場合でその活動ができなくなったときは、市民生活に影響が出るおそれがあることから、防災知識等の普及は重要であり、その社会的使命を考えると、地域における防災上の役割は、決して小さいものではない。

このため、市及び防災関係機関は、防災訓練等の機会をとらえて事業所等に対して訓練への参加等を呼びかけ、また、事業所等自らも防災訓練を積極的に実施する。

2 事業所等の防災組織

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、事業所等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、事業所等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

3 災害への備え

事業所等は、災害発生に備えて、従業員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら食料、飲料水等を備蓄する。

事業所等が、災害による被害の軽減や拡大防止を図るために、平常時から実施する活動及び地震発生時に実施する活動の主な例は次のとおりである。

4 平常時から実施する活動の主な例

- ① 実践的な防災訓練の実施
- ② 従業員等の防災教育の実施
- ③ 情報の収集・伝達体制の確立
- ④ 地域の防災活動への参加と協力
- ⑤ 火災、その他災害予防対策の実施
- ⑥ 災害時行動マニュアルの整備
- ⑦ 食料、飲料水、防災資機材の備蓄
- ⑧ 施設・設備の耐震化の推進

5 地震発生時に実施する活動の主な例

- ① 従業員等の安全確保及び避難誘導
- ② 初期消火活動の実施
- ③ 救出・救護活動の実施
- ④ 情報収集と情報の共有化
- ⑤ 防災関係機関へ被災状況等の連絡
- ⑥ 地域の自主防災組織や消防団等との連携・協力
(地域の被害状況によっては、施設の一部を避難所として提供)
- ⑦ 応急・復旧活動への協力

第2章 災害予防対策

第1節 地震防災対策事業

市は、社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、災害に強い地域づくりを推進する。また、地震防災緊急事業五箇年計画を着実に推進し、震災対策事業の加速化を図る。

第1 地震防災緊急事業五箇年計画

宮城県は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震による著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。

1 計画期間

- (1) 第一次五箇年計画－平成8～12年度
- (2) 第二次五箇年計画－平成13～17年度
- (3) 第三次五箇年計画－平成18～22年度
- (4) 第四次五箇年計画－平成23～27年度
- (5) 第五次五箇年計画－平成28～令和2年度
- (6) 第六次五箇年計画－令和3～7年度

2 本市の事業概要

	事業費 (単位：百万円)	事業概要
第一次計画	356	○小型動力ポンプ付積載車整備事業 ○小中学校耐震補強事業
第二次計画	1,513	○農道整備事業 ○耐震性貯水槽整備事業 ○小型動力ポンプ付積載車整備事業 ○小中学校耐震補強事業 ○簡易水道等施設整備事業
第三次計画	3,565	○小型動力ポンプ付積載車整備事業 ○消火栓・防火水槽整備事業 ○小中学校耐震補強事業 ○都市計画道路整備事業
第四次計画	20,427	○小型動力ポンプ付積載車・ポンプ置場整備事業 ○市民病院本院建設事業・同岩出山分院建設事業 ○公立幼稚園耐震補強事業（敷玉・川渡・大貫幼稚園） ○小中学校耐震補強事業（古川第三小学校・池月小学校・田尻中学校校舎、西大崎小学校屋体） ○公民館等耐震化事業 ○デジタル防災行政無線整備事業
第五次計画	768	○小型動力ポンプ付積載車・ポンプ置場整備事業 ○デジタル防災行政無線整備事業
第六次計画	300	○小型動力ポンプ付積載車・ポンプ置場整備事業

（第六次のみ計画ベースで記載）

第2節 震災に強い郷土づくり

第1 土砂災害予防対策

1 土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域等の調査把握

ア 県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の把握・指定に努める。

イ 県は、市長の意見を聴いて、土砂災害により、生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について、次の措置を講ずる。

(ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための特定開発行為に関する許可

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

(ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(エ) 勧告による移転者への融資、資金の確保

ウ 市は、県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域について、次の措置を講ずる。

(ア) 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を整備し本計画に記載

(イ) 要配慮者関連施設がある場合には、当該施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達体制を整備し本計画に記載

(ウ) ハザードマップの作成と周辺住民への配布

(2) 土砂災害警戒区域等の公表

ア 危険箇所の周知

土石流、崖崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

県は、土砂災害警戒区域等や雨量情報等の土砂災害に関する情報を砂防総合情報システム(M I D S K I)等により広く住民に提供するよう努める。

市は、土砂災害警戒区域等、土砂災害を被るおそれのある場所を本計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置、市のウェブサイトへの掲載等により、周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

イ 土砂災害防止月間及び崖崩れ防災週間

毎年6月は土砂災害防止月間となっており、その中でも6月1日～7日は、崖崩れ防災週間となっている。

市は、県の指導を得て、住民に対し次のような広報活動を実施する。

(ア) ポスター等の配布・土砂災害に関する説明会の実施

(イ) 危険箇所のパトロールの実施、住民に対してのチラシ等の配布

(ウ) 広報車による巡回広報活動

2 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

県は、斜面崩壊等に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、特に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）その他の法令により指定された崩壊危険区域については重点的に観察指導を行う。

また、市は、長雨、豪雨等が予想される場合は、危険箇所を関係機関と協力し随時パトロールを実施する。

（土砂災害等の危険箇所は、資料編 予防対策 2－1 のとおり。）

3 所有者等に対する防災措置の指導

被害発生が予想される箇所について、県は、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導する。

また、市は、当該地域の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

4 地すべり等危険区域の防災措置

市は、地すべり危険地区における警戒避難体制について、県の指導を受けながら整備する。

国及び県は、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づき、現に地すべりが発生している地域又は地すべりのおそれが極めて大きい地域で、公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な諸対策を実施する。

また、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。

5 急傾斜地崩壊危険区域の防災措置

崩壊危険箇所の調査結果に基づき、特に相当数の居住者に危険が予想される地域について、県は、地元住民の協力のもとに災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域に指定するとともに、市及び県は、区域内における防災工事の推進に努める。

また、既存の指定区域と併せて、地域住民に対し、当該区域の危険の状態の周知と当該区域内での行為（工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等）の規制が効果的に実施されるよう指導する。

6 治山施設等の災害防止事業

市は、国及び県の協力を得て、山地に起因する災害の防止対策を講ずる。

（1）治山施設の整備

ア 危険箇所等の点検・調査

山地災害危険地区において、危険度の実態を把握し、危険性の高い地区については、関係機関と協力し、必要に応じて治山施設の整備を計画的に進める。

イ 既存施設の調査、補修等

既存施設について、随時関係機関と協力し現地調査を行い、必要な措置を講ずる。

(2) 林道施設の整備

市は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・う回路として、連絡線形となるような林道を森林整備事業計画に基づいて整備する。

また、避難場所等の防災安全施設の設置について検討する。

7 宅地造成事業

市は、宅地造成事業について、開発指導要綱に定めた技術基準に基づく防災措置を講ずるよう指導する。

第2 災害に強い農村整備

1 農業施設の耐震性の改善

施設管理者は、新築、増改築される農業施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。

2 農業施設に係る情報の収集・連絡体制の整備

施設管理者は、農業施設が被災することにより生ずる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。

3 農業被害の予防対策

市及び関係機関は、農業、畜産業等の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。

(1) 営農用資機材の確保

ア 営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。

イ 稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるように県は備蓄する等の確保対策を講ずる。

(2) 営農防災対策の推進

ア 水稻・畑作物・果樹対策

農地の崩壊等を防ぐため、水路・畦畔・斜面の補強を行う。

イ 施設園芸・畜産対策

施設の耐震性を強化するとともに、非常用給水、給電施設の整備を進める。

第3 液状化対策の推進

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどではなくとも、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。東日本大震災では、市内各地で多くの液状化被害が発生した。このため、市及び施設管理者は、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改

良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止するための対策を行う。

第4 河川管理施設

河川管理者は、震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、日常における河川管理施設の管理と機能の点検等に努めるとともに、河川管理施設の耐震性の点検及び耐震性向上の検討を行い、適切な対応策を実施する。

また、出水時には水防活動の拠点となり、地震時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進める。

第5 農地、農業施設

施設管理者は、洪水、土砂災害、浸水等に対して、農地・農業施設等を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

第6 道路施設

道路管理者は、他の道路管理者と協力し、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

また、地震災害対策上必要とする道路施設については、緊急を要する施設から随時整備を進める。

1 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改修や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

2 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋については、橋梁補強工事を実施し耐震性を高める。

3 トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

4 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝などの道路施設について、耐震性の確保及び補強に努める。

第7 鉄道施設

東日本旅客鉄道株式会社は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。

また、土木建造物の変状若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、路線等災害警備計画を作成し、地震時等の線路巡回計画を定める。更に、路線に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係機関、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

第3節 都市の防災対策

市は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、大規模な震災など都市の災害に対する危険性を把握し、避難路や緑とオープンスペース確保のための各種事業や避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

第1 市街地再開発事業の推進

市は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づき、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

第2 土地区画整理事業の推進

市は、防災性の高い市街地の形成を目指し、土地区画整理事業による公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図り、健全な市街地の整備に努める。

第3 都市公園の整備

市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、洪水調整及び防災活動拠点としての機能を有する都市公園の整備促進及び配置とネットワークを図るとともに、避難場所に指定する基幹公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備に努める。

第4節 建築物の耐震化対策

東日本大震災における本市の住家被害は、全壊が596棟、大規模半壊が233棟、半壊が2,201棟、一部損壊が9,138棟で、甚大な被害結果(H25.9.30現在)をもたらした。

このことを教訓に、地震による建築物等の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化等を促進するための必要な事業を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第1 市有建築物

市は、地震による被害を最小限にとどめるため、庁舎、学校、病院、社会福祉施設等要配慮者利用施設、不特定多数収容施設等防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については、補強設計、補強工事等を行っていく。

なお、新築、改築の際には、耐震性の一層の確保に努める。

第2 特定建築物

施設管理者は、幼稚園又は保育所（2階以上延床面積500㎡以上）、小中学校・特別支援学校又は老人ホーム等（2階以上延床面積1,000㎡以上）、学校（幼稚園、小中学校等を除く）・病院・劇場・観覧場・集会場・展示場・百貨店・事務所等（2階以上延床面積1,000㎡以上）多数のものが利用する建築物や火薬類、石油類等危険物の貯蔵等の用途に供する建築物、緊急輸送道路の沿道建築物並びに多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがある建築物の耐震化を図っていく。

第3 特定建築物以外の建築物

市は、特定建築物以外の建物で、被災後復旧活動の拠点となる公共性の高い建築物、高齢者、身体障がい者等要配慮者が利用する施設、多数の者が利用する施設、形態、構法、構造壁の配置、建築年代等からみて耐震性能が劣ると考えられる建築物の耐震診断・耐震改修を促していく。

第4 学校教育施設等

避難施設等に指定されている学校教育施設の内、昭和56年5月31日以前の建築物に関しては、耐震診断を行い、診断結果に応じて耐震改修補強工事の実施が急務となっている。

1 校舎等の耐震性の強化

市は、校舎等の耐震性の強化を図るとともに、学校教育施設としての機能向上を基本に、避難所としての防災機能の整備・充実に努める。

第5 社会教育・社会体育施設等

避難所施設等に指定されている施設の内、昭和56年5月31日以前の建築物に関しては、耐震診断を行い、診断結果に応じて耐震改修補強工事の実施を推進する。

1 社会教育・社会体育施設の耐震性の強化

市は、公民館等の耐震性の強化を図るとともに、社会教育・社会体育施設としての機能向上を基本に、避難所としての防災機能の整備、充実に努める。

2 設備・備品等の安全管理

市は、設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、展示物）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、施設利用者、職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

第6 一般建築物（住宅等）

1 建築物の耐震改修の促進

（1）新築、増改築の建築物

市は、新築、増改築される住宅等の建築物に対し、必要に応じて建築工事施工状況報告を求め、建築工事の質の向上を図る。

（2）既存の建築物

市は、耐震関係法令等に係る既存不適格建築物（昭和56年5月31日以前に建築された戸建木造住宅）について、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、所有者に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言等を行い、地震に対する安全性の向上を図る。また、県と協力し、耐震診断や耐震改修工事を促進するための支援事業を行う。

第7 ブロック塀の安全対策及び落下物防止対策

市は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等への被害を防止することを目的に、通学路及び避難路沿いのブロック塀を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導及び支援事業を行う。

また、建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

第8 建物内の安全対策

市は、建物内における家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による人的被害等を軽減するための対策の普及、啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

第9 エレベーター閉じ込め防止対策及び天井、設備機器等の落下・転倒防止対策

市は、地震時のエレベーターの閉じ込め事故防止対策として、所有者、管理者へ閉じ込め事故防止等の対策を行うよう、建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会等に周知し、安全確保を図る。また、宮城県建築物等地震対策推進協議会で作成した「非構造部材（落下物）と建築設備の耐震点検マニュアル」の普及等により、天井、設備機器等の落下・転倒防止対策に努める。

第5節 ライフライン施設等の予防対策

上下水道、電力、通信等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。このため、市及び関係機関は、大規模地震による災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

第1 水道施設

1 水道施設の耐震性強化等

さきの東日本大震災では、多くの断水施設が生じた。このため、施設の耐震化及び地域連絡管整備等により大規模災害時における断水地域の縮小に努める。

- (1) 市は、震災時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、取水・貯水・浄水・配水施設、導水管、送水管、幹線配水管及び配水管など基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する幹線配水管及び配水管の耐震性の強化等の優先順位を定めて計画的に行う。
- (2) 市は、水道施設のバックアップ機能として、地域連絡管整備を推進する。
- (3) 市は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、補給基地の整備等を計画的に推進する。

2 応急復旧用体制の充実

市は、水道施設が被災した場合に、応急復旧を迅速に行うため、応急復旧資機材や補修材の備蓄の充実に努める。

3 管路図等の整備

市は、震災時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

- (1) 市は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、震災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画を作成する。
- (2) 市は、知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法昭和32年法律第177号第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

第2 下水道施設

市は、下水道施設の被災が市民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

市は、下水道施設の新設、改良、更新に当たっては耐震性の向上を計画的に推進する。

2 下水道施設維持管理

市は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

市は、復旧活動を円滑に実施するため、汚水処理対策マニュアルの充実、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

第3 ガス施設

1 市の対応

市は、液化石油ガス及び都市ガスの爆発等を未然に防止するため、消防機関と連携し、ガス事業者等が行う予防措置に協力するとともに、その指導の徹底を図る。

2 液化石油ガス販売事業者の対応

(1) ガス供給設備

ガス工作物の技術上の基準に基づき、容器の転倒、転落、固定等の保安措置の実施を図る。

(2) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(3) 復旧用資機材の整備

災害時に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材の整備を図る。

(4) ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令で定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行いガス事故の防止を図る。

3 一般社団法人宮城県LPガス協会の対応

一般社団法人宮城県LPガス協会は、日頃から保安啓発の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討、推進を図る。

また、緊急措置、応急措置等を円滑に実施するため、次の書類等の整備を行う。

(1) 緊急連絡網（官公庁、協会、同支部、保安センター、防災関連社員等）

(2) 災害対策対応組織図

(3) LPガス顧客台帳

(4) 災害発生時の対応表

（一般社団法人宮城県LPガス協会及び都市ガス事業者連絡先一覧は、資料編 予防対策5-1のとおり。）

4 都市ガス事業者の対応

(1) 施設機能の確保

ガスの設備については、以下のとおり施設の機能確保に努める。

ア システムの多重化・拠点の分散

ガス供給のための導管ネットワークのループ化や供給源となる地区整圧器の分散配置などに努める。

イ 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス発生設備などのガス供給代替施設の整備などに努める。

(2) ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおりの措置を講ずる。

ア 火災への対応

(ア) ガス製造設備

消防関係法令，ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに，消防設備の整備・点検，火気取締等の実施により火災防止を図る。

(イ) ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を予防するため，ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置，導管防護措置，他工事にかかる導管事故防止措置等を行う。

イ 非常用設備の整備

(ア) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡，指令，報告等を迅速に行うとともに，無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(イ) コンピューター設備

災害に備え，コンピューターシステム，データベースのバックアップ対策を講ずる。

(ウ) 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため，必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(エ) 防災中枢拠点整備

対策本部の機能を果たす施設については，通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

(オ) 復旧用資機材の整備

災害に備え，直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材の整備を図る。

(3) ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し，更に事故の未然防止を図るため，定期的にガス工作物の巡視点検を行いガス事故の防止を図る。

第4 電力施設

1 市の対応

市は、東北電力ネットワーク株式会社古川電力センターが行う予防措置等に協力する。

2 東北電力ネットワーク株式会社古川電力センターの対応

東北電力ネットワーク株式会社古川電力センターは、大規模地震により電力施設が被災した場合に備え、次の予防対策を講ずる。

- (1) 緊急時連絡体制の整備
- (2) 緊急資機材の整備
- (3) 店所間における応援体制の整備
- (4) 災害に備えた広報体制の整備

第5 電信・電話施設

1 市の対応

市は、東日本電信電話株式会社宮城事業部が行う予防措置等に協力する。

2 東日本電信電話株式会社宮城事業部の対応

東日本電信電話株式会社宮城事業部は、大規模地震においても重要通信を確保できるよう、設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置に努めるとともに次の予防対策を講ずる。

- (1) 通信網の整備
- (2) 緊急時連絡体制及び広域応援体制の整備
- (3) 緊急資機材の整備

第6節 危険物施設等の予防対策

震災時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、関係機関は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震対策と防災教育を推進する。また、各危険物施設等の耐震性能の向上を図る。

第1 危険物施設

県及び消防機関は、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。

1 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

2 施設基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され、構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

3 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

4 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

第2 高圧ガス施設

1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について、一層の推進を図る。

2 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震化対策や設備等の安全化を図る。

第3 火薬類製造施設

火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法令に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが規制されている。しかし、万一、被害が発生した場合はその影響が大きいため、消防関係機関は立入検査等を通じて、関係事業者に対する、法令に基づく指導の強化や保安意識の啓発等に努める。

第4 事業所の予防措置

施設の管理者等は、危険物等の保安管理を確実に実施するため、危険物保安監督者、火薬類取扱保安責任者を選任し、取扱作業等の保安監督を行わせるとともに、次に掲げる体制を確立し、実施する。

- (1) 防災管理組織の確立
- (2) 保安検査
- (3) 防災設備の点検・維持管理
- (4) 防災教育の徹底
- (5) 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動の要領の整備
- (6) 緊急時における周辺住民に対する広報、避難誘導

第5 市長の措置要領

- (1) 市長は、危険物等の保安取締りを実施する必要があると認めたときは、関係機関に連絡し、必要な措置を要請する。
- (2) 市長は、危険物、火薬類、高圧ガス等の防災対策を実施するため必要と認める場合は、消防本部、消防署、警察署及び県と相互に情報を交換する。

第7節 職員の配備体制

市内において地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市は災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、東日本大震災の教訓を生かし、本庁と各総合支所との連携を図りながら平常時より組織ごとの配備・動員計画等の体制を整備しておくとともに、災害時における業務継続計画を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の配備体制についても、同様に定めておく。

第1 配備体制

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の組織

大崎市災害対策本部の組織は、「大崎市災害対策本部条例」及び「大崎市災害対策本部運営要綱」に基づくものとし、その概要は次のとおりである。

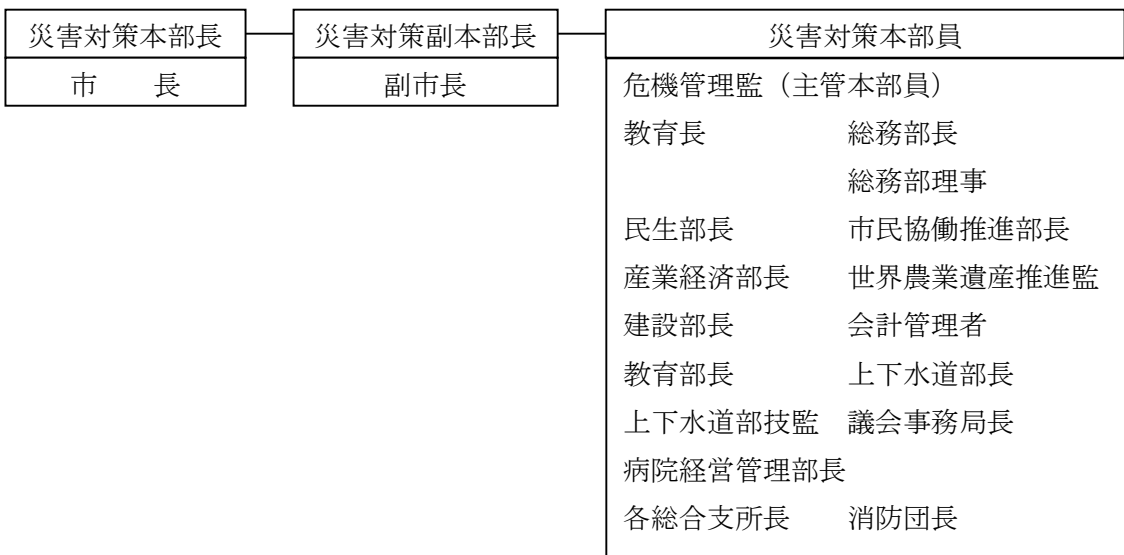


図 災害対策本部の組織概要

(2) 指揮命令系統

市長が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副市長が指揮を執る。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、市内に相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において設置（市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したときは自動的に設置）し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと市長が認めたときに廃止する。

なお、設置及び廃止した場合は、県に報告するとともにその旨を直ちに一般に公表し、市本部の標識を市災害対策本部前に掲示又は撤去する。

(4) 本部の運営

次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡体系等についてあらかじめ周知する。

ア 本部会議

本部長は、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議決定する。

イ 部

部は、市における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

ウ 現地災害対策本部

市長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、現地において当該災害対策本部の事務の一部を行わせる。

エ 県現地災害対策本部との連携

災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置したときは、当該現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

2 職員の配備体制

(1) 市職員の配備体制は、大崎市災害対策本部運営要綱に定めるところによる。

また、H15. 5. 26 宮城県沖で発生した地震、H15. 7. 26 宮城県北部で連続して発生した地震、H20. 6. 14 岩手・宮城内陸地震、H23. 3. 11 東北地方太平洋沖地震における災害対応等の教訓を踏まえ、24 時間対応などの体制整備を図る。

(2) 伝達体制

職員の非常招集の伝達体制は、危機管理職員行動マニュアルに定めるところによる。

第2 防災関係機関等の配備体制

大規模な地震が発生した場合は、市は必要な職員を動員し、県及び防災関係機関と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

第3 自衛隊との連絡体制の整備

大規模な災害に際し、人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、市長は知事に対して自衛隊の災害派遣要請をするよう求めることができる。

このため、自衛隊の災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

1 災害派遣手続の整備

市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請をするよう求めることができる。この場合、市長はその旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。また、市長は速やかに知事にその旨を通知しなければ

ならない。

なお、通信の途絶等により知事への要求ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、市長は速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

そのため、手続等を迅速に実施できるように整備する。

2 連絡及び受入れ態勢の整備

市は、市域を担任地域とする自衛隊の指定部隊と日頃から情報交換や訓練等を通じて、災害派遣部隊との連絡及び受入れ態勢を整備する。

第4 市業務継続計画（BCP）の策定

1 業務継続計画 BCP の策定

大規模地震発生時における災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、人員や資機材等を的確に投入するための体制整備として、市としての業務継続計画（BCP）を策定する。

2 業務継続体制の確保

市及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

3 業務継続体制の検証

市は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

第8節 情報通信網の整備

大規模な地震が発生した場合には、通信回線の途絶や通信が集中して混雑することが予想されることから、市及び防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図る必要がある。

さきの東日本大震災では、市のウェブサイト環境が停電により使用できなかったが、この地震による通信線の断線はほとんど起きなかったため、耐震化及び非常用電源が確保されたデータセンターでのサーバ運用と、ウェブサイトデータの予備のシステムを配置することで、非常時でも情報収集と伝達が可能となる。

また、平常時から停電等を想定した訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めるなど、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

第1 本市における通信施設の現況

本市における利用可能な通信施設は、次のとおりである。

1 市防災行政無線

(1) 同報系防災行政無線

市内 301 か所に屋外拡声子局を整備している。

(2) 同報系戸別受信機

行政区長、自主防災組織の代表者及び庁舎等関係施設のほか、保育施設、幼稚園、小・中学校、高等学校、社会福祉施設、医療機関、難聴エリア内の設置希望世帯に整備している。

(3) 移動系防災行政無線

大崎市消防団、地区公民館等に整備している。

(4) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

同報系により放送する。

(同報系防災行政無線設置場所一覧は、資料編 予防対策 8-1 のとおり。)

2 県防災行政無線

地域衛星通信ネットワークを利用した衛星系地球局及び地上系防災行政無線を県、市及び消防本部等に設置し運用している。

3 衛星携帯電話

通信途絶時に備えた非常通信手段の確保として情報伝達の多ルート化を図るため、本庁に衛星携帯電話を配備している。

4 大崎市総合防災情報システム・大崎市防災ポータル

災害情報、避難の指示等の発令情報や避難所等の開設・閉鎖情報等をリアルタイムで市民へ伝達するため、「大崎市総合防災情報システム」を整備している。住民向けの災害関連情報等発信専用ポータルサイト「大崎市防災ポータル」では上記情報のほか、道路の規制情報等を

確認できる。

平時においても、ハザードマップやその他気象情報等を確認することが可能である。

第2 防災行政無線施設の整備

震災時において市民への情報伝達及び情報収集の方法として、防災行政無線はとても重要な手段となる。屋外のスピーカーから放送する屋外拡声子局や、屋内で放送内容を聞くことができる戸別受信機を活用し、住民に情報伝達するほか、放送内容をメール等の文字情報で伝達する手段や聞き逃した放送内容を電話やウェブサイトで確認できる手段など、補完サービスの拡充や推進を図る。その際、避難場所と市役所との連絡、消防団や自主防災組織との情報伝達等に配慮するとともに、災害の地域特性を踏まえた整備に努める。

また、停電時においても本庁と総合支所間のデータ通信が可能となるよう、各庁舎の非常用電源設備の整備を推進する。

第3 職員参集等防災システムの整備

市は、震災時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した震度情報ネットワークシステム等を利用し、職員が緊急的に自主参集できるシステムの構築を検討するとともに、初動時において情報収集連絡体制の確立に努める。

第4 緊急速報メール、SNS等の活用

市は、震災時における市民等へ災害情報等を迅速かつ的確に提供するためのシステム整備として、緊急速報メールやSNS等を活用する。

また、職員の初動体制を早期に確立するため、最新の通信方法について、調査・分析を行い、より有効なメディアの導入により情報共有の拡充を図る。

第5 地域住民に対する通信手段の整備

市は、震災時の情報伝達手段として、防災行政無線、大崎市防災ポータル（避難情報、避難所開設情報、道路通行止め情報等）を活用する。また、レスキューサポートバイク隊、アマチュア無線等情報ボランティアと連携し、震災時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

また、トランシーバー等の通信機器を拡充し、自主防災組織内の連絡体制の整備を図るとともに、大規模災害時における市と自主防災組織との通信確保策について検討する。

第6 災害広報体制の整備等

1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。
- (2) 市及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備を整備する。
- (3) 広報を行うに当たっては、要配慮者、観光客及び外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施する。

2 災害用伝言ダイヤル等の活用体制の整備

大規模な地震災害時において被災地への通信が混雑した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板（web 171）」について市民へ周知する。

第9節 防災拠点等の整備

市及び関係機関は、震災時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、整備・拡充を図るとともに、防災拠点施設等の耐震機能確保に努める。

また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

第1 防災拠点の整備

1 庁舎等

市は、令和5年度に供用開始した防災拠点機能を兼ね備えた本庁舎において、災害時の円滑な活動が行えるように、警察署や消防署との連携を推進し、防災機能の充実を図る。また、地域の防災拠点となる総合支所のあり方については、多様化する災害に対応すべく随時検討していくとともに、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、指定避難所単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実に努める。

このほか、防災関係機関や国、県と連携し、相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポートや物資搬送設備・集積場所等の救援活動拠点の確保に努める。

2 道の駅

市は、国道4号沿いの「道の駅三本木」、国道47号沿いの「あ・ら・伊達な道の駅」、国道108号沿いの「道の駅おおさき」を防災拠点として位置付け、国土交通省との間で、道の駅の防災利用に関する協定を令和2年1月に締結した。これにより、道路に関する通行情報や被災情報の共有を図り、道路利用者が避難・休憩できる施設の提供について明確にするとともに、災害復旧に必要な活動拠点として、資機材等の運搬に係る中継場所の提供や救援物資の提供・保管など、相互利用が可能となった。さらに地域の緊急避難場所に指定することにより、災害時の防災活動拠点としての役割を果たす。

なお、「道の駅おおさき」には、かまどベンチ、マンホールトイレなどの防災設備のほか、電気自動車（EV）スタンドを設置した。また、同敷地内に整備した防災広場は、災害時は住民や道路利用者の一時避難場所等に利用し、平常時は市民活動の場として利用する。今後は、隣接する大崎広域消防庁舎との連携による災害時の一時避難や活動支援への対応を可能とすべく検討を進めていく。

3 防災関係機関による整備充実

防災関係機関は、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災活動拠点の整備充実に努める。

第2 防災拠点機能の確保・充実

1 電源の確保

市及び防災関係機関は、防災中枢機能を果たす施設や保有する施設及び各設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電機等の整備を図るとともに、平常時から点検や稼働訓練等に努める。

2 備蓄

市及び防災関係機関は、防災拠点施設において、物資等の供給が相当困難な場合を想定して、食料、飲料水、日用品、医薬品等の適切な備蓄を図る。

第3 臨時防災ヘリポート及び物資集積場所の整備

市は、災害時の輸送の拠点となる臨時ヘリポート及び物資集積場所を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。

第4 防災用資機材等の整備

1 市が整備する資機材

(1) 防災用資機材

防災用資機材の整備について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。

また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災用資機材の整備充実にも努める。

(防災資機材の保有状況は、資料編 予防対策 9-1 のとおり。)

(2) 水防用資機材

災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

(水防倉庫及び水防資機材の整備状況は、資料編 予防対策 9-2 のとおり。)

2 防災関係機関

迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備充実を図る。

第5 防災備蓄倉庫の整備

被災地における迅速な避難所対応を図るためには、平常時から物資及び資機材等の分散備蓄を行う必要がある。市は、避難所でもある小中学校や社会教育施設等の敷地内に防災備蓄倉庫を整備し、各倉庫に発電機、大型炊き出し器セット、毛布、敷きマット等の防災資機材を配備している。

各自主防災組織は、平常時に行う防災訓練の中で、配備している防災資機材を活用した稼働訓練や炊き出し訓練等を行い、市はその指導に当たる。

(防災資機材の保有状況は、資料編 予防対策 9-1 のとおり。)

第 10 節 相互応援体制の整備

大規模な地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、市は、他の公共団体等との相互応援体制の整備充実を図る。

第 1 相互応援協定の締結等

1 相互応援協定の締結等

市町村の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、自治体間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。

また、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

(1) 連絡体制の確保

- ア 災害時における連絡担当課等の選定
- イ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

- ア 主な応援要請事項の選定
- イ 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

(3) 協定の締結状況

災害時における相互応援協力が円滑に行われるよう、防災資機材の整備拡充を推進し、応援体制の強化を図る。協定の締結状況については、資料編に掲載。

(自治体間等相互応援協定一覧表は、資料編 予防対策 10-1 のとおり。)

(4) 受入れ体制の整備

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

2 県内全市町村間の相互応援協定

県及び全市町村は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」に基づき、平常時から連携強化を図り、相互応援体制の確立に努めるとしている。

(災害時における宮城県市町村相互応援協定書は、資料編 予防対策 10-2 のとおり。)

3 県外の自治体との相互応援協定

市は、相互応援協定の締結に当たり、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、県外の自治体との間の協定締結も考慮する。

第2 消防相互応援体制の整備

大崎地域広域行政事務組合消防本部は、大規模震災時において、他の消防機関等からの応援を受けるため、消防活動に関する相互応援協定等を締結するなど消防広域応援体制を整備しているが、当該相互応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、受援体制の整備を図るとともに、必要に応じ協定等に基づき広域間での消防防災訓練等を実施し、消防相互応援体制の実効性の確保に努める。

第3 訓練及び情報交換等の実施

相互応援体制の強化充実のため、必要に応じ相互応援協定を締結している各自治体との間で災害時の具体的な応援等に係る訓練や情報交換等を行う。

第 11 節 緊急輸送体制の整備

大規模な地震災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市は、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定める。

第 1 緊急輸送道路の確保

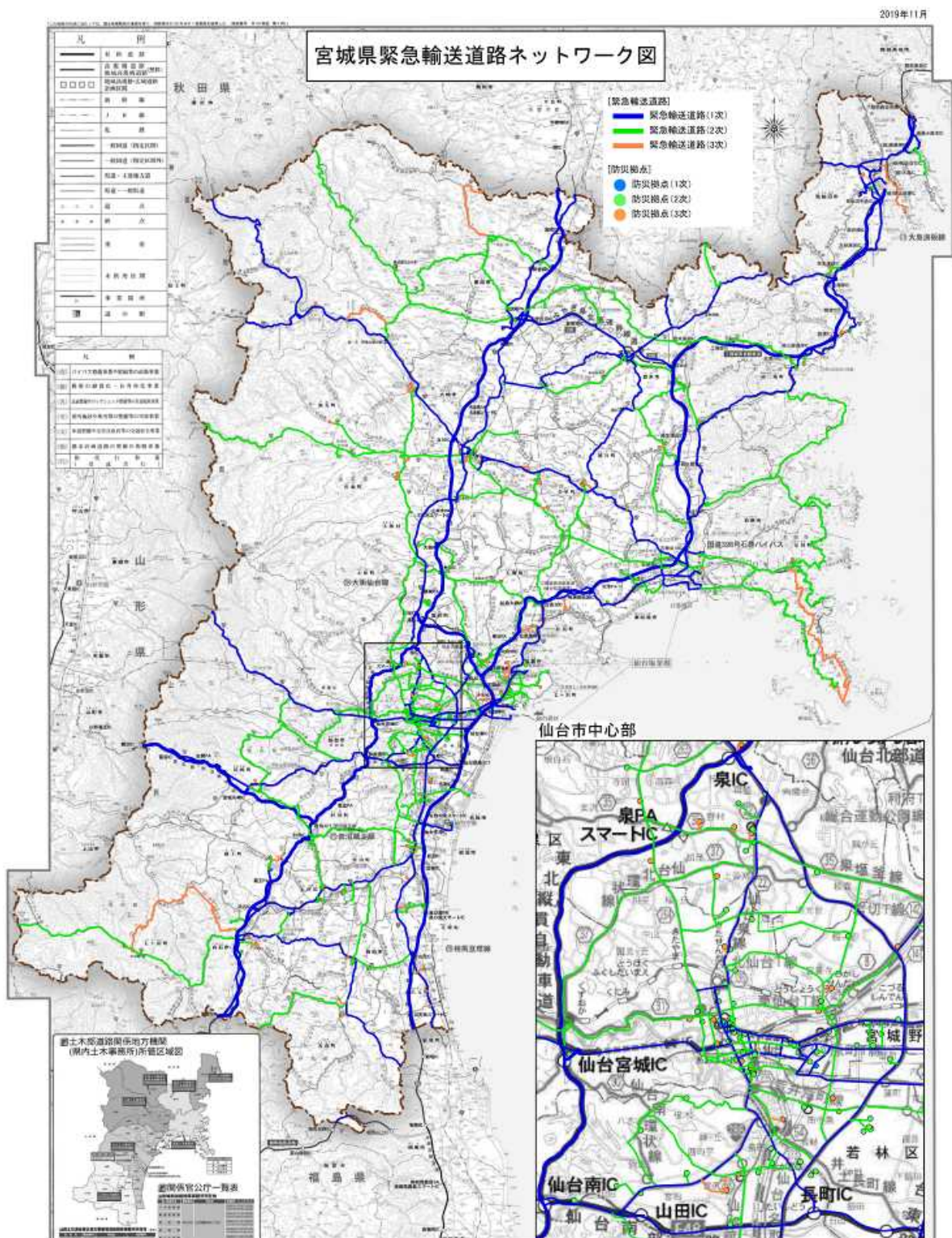
1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

市は、宮城県道路防災情報連絡協議会において選定した緊急輸送道路と市の防災拠点や避難所などの防災施設とを結ぶ道路を市の緊急輸送道路として選定し、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策の計画を定め整備する。

2 緊急輸送道路の整備

市は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について、関係機関と協議の上、協定等を締結する。

また、建築物の倒壊による通行の障害を生じさせないように、沿道の建築物の耐震化を促進する。



3 交通規制等交通管理体制の整備

警察本部は、災害時の交通規制を行うために定める緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。

(1) 交通規制計画

災害による交通の混乱を防止し、市民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、あらか

じめ交通規制計画及び交通管制センター運用計画を策定する。

交通規制計画の策定に当たっては、次に掲げる道路について、道路管理者等と連携の上、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する県警察等との交通規制計画と整合性のとれた計画を策定する。

ア 広域交通規制対象道路

イ 避難路その他の防災上重要な幹線道路

ウ 高速自動車国道等(インターチェンジについては個々のインターチェンジごと)

エ 防災上重要な施設の周辺道路

オ 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路

カ 災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

キ その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

(2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備

ア 緊急復旧体制の確立

災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、耐震性の確保と倒壊、破損等被害を受けた場合の緊急復旧体制の確立を図る。

イ 交通規制資機材の整備等

災害発生時の交通規制を円滑に行うため交通規制資機材の整備を図るとともに、警備業者等による交通誘導の実施やレッカー業者等による放置車両等の撤去の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練の実施方法等について事前に協議を行い、協定等を締結するよう努める。

第2 緊急輸送体制

1 緊急通行車両の確認申出

(1) 確認の対象車両

災害発生前に緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、次のいずれにも該当する車両とする。

ア 災害発生時に、地域防災計画に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、公共団体の長その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に関係の他機関・団体等から調達する車両であること

(2) 確認申出の手続等

ア 申出者

(ア) 指定行政機関等の長

(イ) 指定行政機関等の車両の使用者又は管理責任者

(ウ) 指定行政機関等との契約等により使用される車両の使用者又は管理責任者

(エ) 指定行政機関等が調達した車両の使用者又は管理責任者

イ 申出先

交通規制課，高速道路交通警察隊及び県内全ての警察署

(3) 申出事項

ア 番号標に標示されている番号

イ 車両の用途

ウ 活動地域

エ 車両の使用者の住所及び氏名

オ 緊急連絡先

(4) 必要書類

ア 緊急通行車両確認申出書

イ 添付書類

(ア) 車検証の写し

(イ) 防災計画書, 契約書等の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類

(ウ) 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足る書類

事前届出済証の交付を受けている車両については, 事前届出済証の提示とアのみで足りるものとする。また, 災害発生時においてはイ（ウ）は不要とする。

2 関係機関との連携

市は, 緊急物資輸送に必要なトラックの調達について, 県等関係機関との連携体制を整備するとともに, 必要に応じて貨物自動車運送業者等と協定を締結する。

3 災害時における燃料等の供給協力に関する協定締結

市は, 災害時における緊急車両等に必要な燃料確保のため, 石油商業組合等と燃料等の供給協力に関する協定を締結する。

第12節 医療救護体制の整備

大規模な地震災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通機関、通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなるおそれがあることから、市は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、市民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

第1 医療救護体制の整備

1 初期医療体制の整備・充実

- (1) 市は、応急的な治療を施すために、医療保健班を編成し、救護所の設置等の医療救護活動を速やかに実施するため、大崎市医師会等との協力・連携体制を整備する。

また、市は、災害時における市民病院の対応を定めた「災害対策マニュアル」等を整備するとともに、随時点検や必要に応じて見直しを行い、医療保健班の派遣要請に対応できるよう班編成等を定めておく。

- (2) 震災発生後は、ライフラインの被災による停電、断水等の被害及び交通混雑による渋滞で救急車による搬送や被災地における医療施設の被害など初期医療体制が十分機能しないことが考えられる。そのため、市は応急措置、緊急復旧等について関係機関と協議するなど、平素から医療体制の充実を図る。さらには、市民病院と水道部との連携強化により、応急給水体制の整備を推進する。

- (3) 地域災害拠点病院となる市民病院については、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備に努める。

2 後方医療体制の充実

主に重傷者に対しての後方医療体制は、ヘリコプターによる傷病者の受入れ体制も含め、地域災害拠点病院である市民病院を中心とし、公立医療機関、救急告示病院等との密接な連携体制など後方医療機能確保のための計画を整備する。

- (1) 県、市及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、県、市及び関係機関は、それぞれの役割分担を明確に定めておく。また、市は、県医療救護班及びDMAT（災害医療派遣チーム）の派遣要請に係る連絡体制等について、事前に調整をする。

- (2) 市民等の自主的救護体制の整備

大規模な震災時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動が困難となることが予想される。

そのため、市は市民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制を整備する。

- (3) 広域連携体制の充実

大規模な震災時の場合、市内の医療機関等だけでは医療救護需要に対応することが困難な状況に陥ることが考えられることから、市は、隣接県を含む他の自治体との連携など災害時の広域的な連携体制を整備する。

3 在宅要医療患者の医療救護体制

- (1) 市は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。
- (2) 医療機関は、自宅で診療を行っている在宅要医療患者の台帳整備に努めるとともに、災害時の対応について市と協議し、患者に周知する。また、被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

第2 医薬品、医療資機材の整備

市は、初期医療救護活動等に必要な医薬品等を備蓄し、保健福祉プラザ等に配備する。

また、震災時の医療救護実施のため必要な医薬品及び衛生材料等は、薬局から調達できるよう協力体制を確立する。

■宮城県災害拠点病院（宮城DMAT指定病院）

災害拠点病院	医療圏	病院名
基幹災害拠点病院	全県	○国立病院機構仙台医療センター
地域災害拠点病院	仙南	○みやぎ県南中核病院 ○公立刈田総合病院
	仙台	○東北大学病院 ○仙台市立病院 ○東北労災病院 ○仙台赤十字病院 ○仙台オープン病院 ○東北医科薬科大学病院 ○坂総合病院 ○総合南東北病院
	大崎	○大崎市民病院
	栗原	○栗原市立栗原中央病院
	登米	○登米市立登米市民病院
	石巻	○石巻赤十字病院
	気仙沼	○気仙沼市立病院

(注1) 災害拠点病院は次の機能を有する。

- ①多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能
- ②患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ③自己完結型のDMAT及び医療救護班の派遣機能
- ④他の医療機関から派遣されたDMATや医療救護班の受入機能
- ⑤地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能

第 13 節 火災予防対策

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。このため、市及び防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努める。

第 1 出火防止、火災予防の徹底

1 火気使用設備・器具の安全化

地震時の火災は、火気使用設備・器具等から出火する危険性が極めて高いことから、市及び消防機関は耐震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検と整備を推進する。

2 防災指導の推進

市及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災指導を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての女性防火クラブの育成に努める。

3 出火防止のための査察指導

消防機関は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い飲食店、大型店舗、旅館、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、震災時における従業員の対応等について指導する。

4 初期消火体制の強化

地震発生時の火災を防止するため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

第 2 消防力の強化

1 消防施設・設備の充実

大崎地域広域行政事務組合消防本部は、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）を踏まえ作成する消防施設整備計画により、消防施設等の充実を図り、消防力の強化に努める。

また、市は、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）の規定に基づき、消火栓、防火水槽等の消防水利の整備充実を図る。

なお、消防力強化の基盤となる消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、川や池等の自然水利やプール等の人工水利の適切な組み合わせによる消防水利の多様化を推進し、震災時における消防活動体制の整備に努める。

2 消防団の育成

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。

このため市は、以下の観点から消防団の育成・強化と地域社会の防災体制の推進を図る。

- (1) 消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、ひいては消防団への参加・協力の環境づくりを推進する。
- (2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、本市の消防団協力事業所認定制度に基づく各事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団員の確保に努める。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

- (3) 消防車両の整備促進に努めるとともに、災害現場において、消防団員が安全に活動できるように装備品の充実・強化を図る。

(大崎市消防団の管轄は、資料編 予防対策 13-1 のとおり。)

第14節 避難収容対策

市は大規模な地震災害時における避難者の収容のため、緊急に一時的に避難する場所としての避難場所、そして、ある程度の設備が整っており避難生活を送ることができる小中学校体育館等を避難所として指定し、速やかに開設、運営ができるようにする。

また、高齢者、障がい者等要配慮者でも避難先へ歩いて向かうことのできる避難路等の確保及び案内板の設置を計画的に進める。

第1 避難場所の確保

市は大規模な地震による火災等から市民が一時避難するための場所について、あらかじめ避難場所として定めておく。

また、学校等教育施設を避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう連携を図る。

なお、必要に応じて、広域避難場所についても事前に検討する。

避難場所として指定する場合、高齢者、幼児、障がい者等要配慮者でも歩いて避難できる程度の近辺に確保するよう行政区別に指定するものとし、次の条件に留意する。

- (1) 公園、広場など対象となる地区の住民を収容できる広さを有し、かつ、火災による輻射熱等、被害の危険性のない場所であること
- (2) 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物その他の建造物等がないこと
- (3) 洪水による浸水等の被害のおそれのない場所であること
- (4) 地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること
- (5) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること
- (6) 危険物施設等が近くでないこと

■避難場所の位置付け

○災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所で、小中学校の校庭や公園、集会所前の広場などを市があらかじめ定めておく。

(指定避難所等一覧表は、資料編 予防対策 14-1 のとおり。)

第2 避難所等の確保

市は地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した市民等を収容するため、避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図る。この場合、避難所は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。なお、市は避難所を指定し、位置や避難に当たっての方法を市民等に周知する。

1 避難所の選定基準

- (1) 上記避難場所で示した条件を満たすところに建っている施設であること
- (2) 救援、救護活動を実施することが可能であること
- (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること
- (4) 建物は十分な耐震性を有すること

- (5) その他被災者が生活する上で、市が適当と認める場所であること

2 避難所等の運営・管理

- (1) 避難所の管理責任者をあらかじめ定める。
- (2) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。
- (3) 避難者数を想定し、必要な水、食料、毛布等を備蓄する。
- (4) 運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等を作成する。
- (5) 学校等教育施設（私立学校含む）を避難所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるように努める。
- (6) 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について、当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実を努める。
- (7) 市は、市民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。
また、ボランティア活動が円滑に行われるようマニュアル等をあらかじめ準備する。

（＊福祉避難所に関する記述は、9頁3. 福祉避難所の表中に整理。避難場所・避難所一覧表の掲載案内は、同頁・表下に表記）

- (8) 避難所の運営については、自主防災組織や地域団体、避難者等も積極的に参画する。その際、女性の参画も推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の、更衣室、授乳室等の設置や女性用品の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズ等に配慮した運営に努める。

また、避難所開設当初からパーティション、段ボールベッド等設置するなど、プライバシーの確保に努めるとともに、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、水・食料および生活用水の確保、配食等の状況、快適なトイレの設置状況、し尿及びごみの処理状況など、健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、福祉的な支援の実施など、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者へ配慮した避難所運営を行う。

- (9) 避難所における愛護動物の扱いについては、避難者の生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育する等の注意事項を、避難所運営マニュアルに記載する。
- (10) 感染症の流行時または流行する恐れのあるときは、感染症の疑いがある人の避難スペースや動線を分けたり、マスク・消毒液・非接触型体温計などの感染症対策用の備品を配備したりするなど、感染症予防に努める。また、感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル等を作成する。
- (11) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (12) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者

の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第3 避難路の確保

市は、避難場所、避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること
- (2) 避難経路沿いには、火災、爆発等危険性のある工場、さらには倒壊のおそれのあるブロック塀、石塀等危険施設がないこと
- (3) 崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路を選定すること
- (4) 避難経路沿いは、周辺地域の状況を勘案し、複数の経路の選定も考慮すること

第4 避難路の整備

- 1 市は、市民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間の短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難誘導標識等の設置

- (1) 避難誘導標識の整備

市は指定した避難路について、誘導標識を設置する際は、夜間でも分かりやすく誘導できるよう標示するものとし、市民が日常生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるようにする。

- (2) 多言語化の推進

市は避難場所・避難所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障がないように努める。

第5 避難誘導體制の整備

1 行動ルールの策定

市は、自主防災組織、消防団員、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、役割分担の明確化等、避難支援者が過度な負担とならないよう具体的な対応方策についての行動ルールを定め、市民等に周知する。

2 要配慮者の避難誘導體制の整備

市は、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域住民等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルール等を踏まえつつ、要配慮者の避難誘導體制の整備を図る。

第6 避難計画の整備

1 避難計画

市は、下記の事項に留意し、避難場所・避難所、避難経路等を明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容について市民等への周知を図る。

なお、避難計画の策定に当たっては、自主防災組織、消防団等の防災関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と協力し、要配慮者の共有や避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難情報の発令を行う具体的な発令基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、収容人員
- (3) 避難所の名称、所在地、収容人員
- (4) 避難路及び避難経路、誘導方法

2 施設の管理者

学校、公民館、病院等で不特定多数の人が集まる施設の管理者は、大規模地震災害を想定し、施設利用者の避難誘導計画について定め、職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

第7 避難に関する広報

1 避難場所等の周知

市は、自主防災組織等と連携し、避難場所、避難所、避難路等に関する防災マップや地震発生時の行動マニュアル等を作成し、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、防災ポータル等の広報手段により市民等に周知を図る。

2 避難所標識等の整備

市は、避難所、避難路等を明示した看板の設置を行う。標識の整備に際しては、記載事項を多言語で併記したり、反射材を使用するなど夜間でも分かりやすいように考慮する。

第8 広域避難者への支援

市は、被災市町村からの広域避難者に対し、市営住宅等の滞在施設の提供に努める。

第9 応急仮設住宅対策

市は、公有地等の応急仮設住宅を集团的に建設できる用地をあらかじめ選定する。

(応急仮設住宅(建設型応急住宅)建設場所一覧表は、資料編 応急対策 14-1 のとおり。)

第 15 節 食料，飲料水及び生活物資等の確保

住宅の被災等による食料，飲料水及び生活物資の喪失，流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には，被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため，市は，発災直後から被災者に対し，円滑に食料，飲料水及び生活物資の供給が行われるよう，物資の備蓄及び調達体制を整備する。

第 1 食料及び生活物資の確保

市は，被害想定などを参考として計画的に非常食の備蓄に努めるほか，迅速な対応を図るため，分散備蓄を行う。

また，非常食の備蓄を補完するため，食品会社やコンビニエンスストアなどと締結している「災害時における食料等物資の供給協力に関する協定」が，災害時に確実に機能するよう，緊急を要する場合の連絡方法や担当者について，平常時より市と協定先との間で確認をしておく。

第 2 飲料水の確保

- (1) 市は，被害想定などを参考として飲料水の備蓄に努めるほか，迅速な対応を図るため分散備蓄を行う。
- (2) 市は，震災時における応急給水に必要な給水車，給水タンク，非常用飲料袋等の給水資機材をあらかじめ整備する。
- (3) 市は，日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り，必要に応じ，関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど応急体制を確立する。

第 3 飲用水を除く家庭用水の確保

大規模な災害により水道施設が被災した場合は，応急給水活動により飲用水の給水体制を確保するが，飲用水を除く，洗濯・清掃・トイレ等の家庭用水の不足も懸念される。

災害時に水道が断水したとき，市民に無償で井戸水を提供していただけるよう市民や事業所に対し，大崎市災害時防災協力井戸に関する要綱による井戸の登録を促進する。

第 16 節 ボランティアの受入れ

さきの東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、ボランティアの民間団体等は社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、市をはじめ防災関係機関は、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

更に、災害時におけるボランティア活動の実行を確保するため、市と民間団体等との間で、受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第 1 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

1 一般ボランティア

- (1) 情報伝達、広報
- (2) 情報収集
- (3) 物資の仕分け
- (4) 物資の搬送
- (5) 炊き出し
- (6) 給水所における給水作業
- (7) 避難所の運営補助
- (8) 災害ボランティアの受入れ事務

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護、保健活動
- (2) 被災建築物の応急危険度判定
- (3) 被災宅地の危険度判定
- (4) 外国人のための通訳
- (5) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (6) 高齢者、障がい者等への介護
- (7) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (8) 公共土木施設の調査等
- (9) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 一般ボランティアの受入れ体制

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアの受入れは、大崎市社会福祉協議会が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平時から行政、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備、取り組みを行う。

1 ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生したらボランティアがすぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

2 ボランティア受入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

3 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

第3 市の支援

市は、一般ボランティアの受入れ体制づくりについて、大崎市社会福祉協議会等と協働するとともに、NPO法人等との協働も視野に入れ、必要な調整や支援を行う。また、ホームセンター等と「災害時における資器材等物資の供給協力に関する協定」を締結し、ボランティア活動に必要な資機材の調達体制を整えておく。

第17節 要配慮者・外国人・観光地等の旅行者対策

大規模な地震災害時には、障がい者、介護を必要とする高齢者、一人暮らしの高齢者、乳幼児、妊婦等の要配慮者、また市内に在住する外国人及び旅行者等も被災することが考えられ、その場合は一般市民より危険が伴うことが予想される。更に避難後の生活にも精神的、身体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、その対策について整備する。併せて、旅行者や出張者等を含む帰宅避難者の受入れ体制についても整備する。

第1 要配慮者への対策

要配慮者に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。

このため、市、防災関係機関、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）は、要配慮者の災害予防に万全を期する。

1 要配慮者利用施設の安全対策

（1）防災点検及び防災資材の配備

要配慮者利用施設は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

（2）防災教育及び避難誘導方法の確立

要配慮者利用施設は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

2 要配慮者への対策

（1）全体計画の策定

市は、地域防災計画の下位計画として全体計画（避難行動要支援者マニュアル）を位置付け、より細目的な内容を記載の上、策定する。

（2）避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者は、次のとおりとする。

- ア 大崎地域広域行政事務組合消防本部
- イ 宮城県古川警察署及び宮城県鳴子警察署
- ウ 大崎市民生委員
- エ 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会
- オ 市内の各自主防災組織の代表
- カ 市内の各行政区長
- キ 市と福祉避難所協定を締結した社会福祉施設等

（3）避難行動要支援者名簿の作成等

市は、避難行動要支援者の避難支援、安否確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を

災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿を作成する。

ア 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- (ア) 要介護認定区分が3以上の者（更新認定、区分変更認定により区分が3未満になっても継続する）
- (イ) 身体障害者福祉法に定める視覚障害1～2級、聴覚障害2級の身体障害者
- (ウ) 身体障害者福祉法に定める上肢・下肢機能障害、体幹機能障害、移動機能障害で1～2級の身体障害者
- (エ) 知的障害者福祉法に定める療育手帳のA判定の知的障害者、精神障害者手帳1級の所持者で本人及び家族から申し出された者
- (オ) 上記以外で、地域の避難支援等関係者の申し出により、市長が避難行動支援の必要を認めた者

イ 名簿に記載する事項

名簿に記載する事項は次のとおりとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 家族構成
- (ク) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等関係者への名簿情報の提供について本人から同意が得られた場合は、避難支援等関係者に対し必要な限度で名簿情報を提供する。

ただし、災害が発生した場合は、避難行動要支援者の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に避難行動要支援者名簿情報を提供する。

エ 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市で把握している情報及び必要に応じ県その他の者から取得する情報を活用する。

オ 名簿の更新と情報の共有

市は、市民の転入・転出・転居、身体的状況の変化等により変更する名簿情報に対応するため年2回の名簿更新を行い、常に最新の名簿情報を保有するとともに、更新の都度、避難支援等関係者に提供する。

カ 名簿情報提供の際の情報の保護と管理

市は、名簿情報の提供に際しては、情報の漏えい防止及び適正な管理を行うため、次の措置を講ずる。

- (ア) 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- (ウ) 名簿は、施錠可能な場所に保管するなど、厳重に保管するよう指導する。
- (エ) 受け取った名簿は、必要以上に複製しないよう指導する。
- (オ) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導するとともに、名簿を取り扱う者を市に対して報告を求める。
- (カ) 名簿の提供を受けた避難支援等関係者から、名簿情報の更新の際にその取り扱い状況の報告を求める。
- (キ) 名簿の取扱いに関するマニュアルを作成し、提供先である避難支援等関係者にマニュアルを徹底する。

(4) 避難行動要支援者個別避難計画の作成

市は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(5) 避難支援等関係者への事前の計画情報の提供

避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(6) 避難のための情報伝達

市は、高齢者等避難の発令等、市民に自主避難を呼びかけるときは、高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるよう配慮する。

また、市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、体制の整備を行う。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者の安全確保のため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体によるルールや計画の策定に協力するとともに、避難行動要支援者に対し避難行動要支援者名簿制度の活用や意義、避難支援の範囲について理解を求めるよう努める。

第2 外国人支援対策

災害時において言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び市は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

- (1) 市は、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- (2) 市は、多言語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。
- (3) 市は、避難場所までの案内板等に多言語を表記する。
- (4) 防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含める。
- (5) 市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- (6) 市は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を図るとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。

第3 旅行者への対策

市は、全国有数の観光施設を有していることを考慮し、ホテル旅館等観光施設と連携し、旅行者に対する避難誘導等の対策を講ずる。

1 被災情報の伝達

市は、災害が発生した場合、甚大な被害が想定される高層ホテル等については、日頃から情報伝達訓練等を開催し、迅速な情報伝達の体制を整備する。

2 避難対策

市は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、旅行者の避難場所、経路確認の徹底を図るとともに、旅客自動車運送業者や宿泊施設所有者等と帰宅困難者対策について整備を図る。

また、避難所の冬季間における寒令対策として、暖房器具等の備蓄等について計画的に進める。

3 救出・救助対策

市は、警察署や消防機関、ホテル旅館等観光施設と連携し、定期的に旅行者の救出・救助訓練を実施する。

また、高層ホテル等ではしご車による救出が困難な施設については、防災ヘリの活用を含めた対策を推進する。

4 遺体の検視

遺体の検視については、「第3章 災害応急対策 第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬」の基準に従い対処することとなるが、遺体の収容場所についてあらかじめ整備する。

第4 帰宅困難者への対策

市内には、東北新幹線の古川駅及び東北自動車道の古川インターチェンジがあり、大規模地震が発生した際には、新幹線の緊急停止やインターチェンジの閉鎖等により旅行者・出張者等を含む帰宅困難者の発生が予想される。このため、帰宅困難者の受入れ体制づくりを進める。

1 安全な避難誘導

市は、大規模災害により鉄道や道路網が寸断したこと等で自宅への帰宅が困難な人について、関係機関と連携を図るため協定を締結し、安全に市内の避難所へ誘導する体制を整備する。

2 災害情報等の提供

市は、帰宅困難者に対して、災害情報や交通機関の再開見通し等の情報提供に努める。

第 18 節 廃棄物対策

大規模な地震災害発生後、大量に発生する廃棄物（粗大ゴミ・不燃性ゴミ・生ゴミ・し尿など）や倒壊物・落下物等の障害物は市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、市及び関係機関は、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制を整備する。

第 1 処理体制

1 市の役割

廃棄物の処理は、大崎地域広域行政事務組合が担当することとなるが、処理能力を超える廃棄物が発生した場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するための体制を整備する。

第 2 主な措置内容

市及び大崎地域広域行政事務組合は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行う。

1 緊急出動体制の整備

- (1) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。
- (2) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。

2 応急体制の確保

- (1) 生活ゴミや災害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画を作成する。
- (2) 生活ゴミ、し尿及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成する。
- (3) 近隣市町村等との協力・応援体制を整備する。

3 避難所の生活環境の確保

- (1) 市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。
- (2) 市は、あらかじめ民間の清掃・し尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等と、迅速に収集処理等ができるよう協力体制を整備する。

第 19 節 積雪寒冷地域における地震災害予防

積雪寒冷地域における積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の周知及び対策、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進し、積雪期の地震被害の軽減を図る

第 1 除雪体制等の整備

道路管理者は、積雪寒冷地域において、積雪寒冷地に適した道路整備に努めるとともに、相互の連携のもとに、除雪を強力に推進する。

また、雪崩、地吹雪等により、たびたび通行止めが発生する箇所については、雪崩防止柵や防雪柵等の施設を整備する。

市は、地震時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根の雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する

第 2 避難所等の整備

山間豪雪地帯においては、集落間の交通の確保が困難なこと、あるいは途絶する可能性があるため、市は、集落単位に一時避難所を確保する。

また、運営に当たっては自主防災組織等の参画により、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、一時避難所における暖房器具等の確保に努める。

第 3 スキー場利用客対策

スキー場での大規模地震発生時においては、リフト、ゴンドラ、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により、多数のスキー客の被害が考えられる。

このため、市は、スキー場利用客の安全対策として、スキー場施設管理者と連携を図りながら、スキー場利用客も考慮した一時避難所の確保及び救出・救助対策を講ずる。

第20節 防災知識の普及

市は、災害時における混乱や被害を極力防止するため、平常時から所属職員に対し、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的に与えるなど、防災知識の普及に努める。

また、市民に対しても「自らの生命は自らが守る」という防災の基本を中心に、さきの東日本大震災における災害の教訓を伝承しつつ、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努める。

第1 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

災害発生時には、市は災害対策の中枢を担う機関として、その役割は多岐にわたり、また、職員は所掌事務に係る分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。

このため、市は、危機管理職員行動マニュアルの作成や訓練等を通し、職員に対し、所掌事務を熟知させるとともに、災害時における的確な判断力を養う。

知識の普及は、各部、各課、各機関毎に行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震防災対策として取り組む必要のある課題

2 市民等への防災知識の普及

市は、市民、防災上重要な施設管理者、自動車運転者等（以下「市民等」という。）の防災意識の向上を図るため、自主防災組織と連携し、総合防災訓練や防災に関する講演会、出前講座等を実施し、家庭での予防・安全対策の必要性、災害時の行動等防災知識の普及啓蒙を図るものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、実施に際しては、広報紙、ウェブサイト、新聞報道等を活用し、市民の積極的な参加を呼びかけることはもとより、自らの訓練と位置付けられるよう計画段階からの市民の参画に配慮する。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動

- (5) 海岸付近で大きな揺れを感じたり、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき取るべき行動（津波への対応）
- (6) 地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (7) 正確な情報入手の方法
- (8) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (9) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (10) 各地域における避難場所、避難所及び避難路に関する知識
- (11) 平時市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (12) 市民の耐震診断と必要な耐震改修の実施

また、現地の地理に不案内な旅行者等に対しては、パンフレットやチラシの配布等の広報を行う。

更に、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く市民を対象とした企画、イベント等の実施に努める。

なお、防災知識等の普及に当たっては、多言語パンフレット等の作成・配布や障がい者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、外国人、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮する。

第2 学校等教育機関における防災教育

- (1) 学校長又は園長は、児童、生徒、幼児の災害に関する知識が深まるよう、日頃から必要な安全教育を充実させるとともに、災害時において児童、生徒、幼児が自らの安全を確保するために必要な能力・行動を身につけさせるため、防災訓練や避難訓練等を定期的に実施する。また、防災に関する教育などを通じ、小さいうちから防災意識の高揚を図っていく。併せて、東日本大震災等における災害の教訓を教えることも教育の一環として進めていく。
- (2) 教育委員会及び関係機関は、市民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、自主防災組織等との連携を取りながら地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- (3) 市及び教育委員会は、防災教育の充実のために必要な教材・資料等を整備するとともに、指導に当たる教員等の指導力の向上に努める。

なお、私立学校においても、防災教育の指導に当たる教員等の指導力の向上に努める。

第3 相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受ける目的で市が設置する窓口について、平常時については防災担当課、災害時においては、「第3章 災害応急対策 第16節 相談活動」のとおりとする。

第 21 節 地震防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、大規模な地震災害発生時における応急対策の迅速かつ円滑な実施を期するため、図上又は現地において計画的継続的に防災に関する実践的な訓練を実施する。

避難訓練に当たっては、避難行動に支障を来すと考えられる冬期における実施についても考慮する。

第 1 防災訓練の実施

1 目的及び訓練内容の明確な設定

防災訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫する。

2 訓練内容の評価と実効性の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

3 防災訓練の種類

市は、法令及び防災計画の定めるところにより、防災関係機関職員のほか、市民、自主防災組織その他関係団体の参加、協力を得ながら、防災訓練を実施する。訓練実施後は、訓練結果について評価検討を行う。

また、自主防災組織等の地域住民が主体となり災害に対し、迅速な判断と的確な行動がとれるよう、地域の防災訓練を実施する。この際、要配慮者への配慮やボランティア活動を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。

訓練内容は以下のとおりとする。

- (1) 災害対策本部設置・運用訓練
- (2) 職員招集訓練（夜間や閉庁日も想定）
- (3) 通信情報訓練
- (4) 広報訓練
- (5) 火災防ぎょ訓練
- (6) 緊急輸送訓練
- (7) 公共施設復旧訓練
- (8) ガス漏洩事故処理訓練
- (9) 避難訓練（要配慮者にも配慮）
- (10) 救出救護訓練
- (11) 警備、交通規制訓練
- (12) 避難所開設・運営訓練（要配慮者・感染症対策にも配慮）
- (13) 炊き出し、給水訓練

- (14) 自衛隊災害派遣訓練
- (15) その他必要な訓練

4 訓練実施時期

総合防災訓練および地域の防災訓練は、近年の災害の状況および地域の特性等を考慮し、時期を選定して行う。

第2 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方自治体等の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

- (1) 関係各機関、一般住民等と連携、協力しながら行う。
- (2) 要配慮者への配慮やボランティア活動の実施等、できるだけ実践的な内容とする。
- (3) 訓練結果について、事後に検討を行う。

第3 学校等の防災訓練

- 1 大規模災害を想定し、地域、自主防災組織、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 2 校内外活動(自然体験学習、野外活動を含む)等で海浜部を利用する場合には、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 避難訓練を実施する際には、障がいのある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 4 学校等が避難場所や避難所となることを想定し、市は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第 22 節 自主防災組織の育成

大規模な地震が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。

このため、市は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代や女性が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化と防災訓練等の実施を促進する。

第 1 自主防災組織の結成

自主防災組織の結成に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 地域住民による自主防災組織は、その性格及び活動内容を考慮し、行政区や町内会単位を基本として結成を促進する。
- (2) 結成に当たっては、地域住民の自主性を尊重するとともに、市はできる限りの支援を行う。
- (3) 事業所における自主防災組織は、事業所内の活動にとどまらず、地域との連携が図られるよう努める。

(自主防災組織一覧は、資料編 予防対策 22-1 のとおり。)

第 2 自主防災組織の育成・指導

市は災害対策基本法第 5 条の規定により、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、未組織の地域においては、組織化に向け積極的に取り組むとともに、結成された組織については、相談や訓練指導等できる限りの支援を行う。

- (1) 市は行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。
- (2) 市は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。
- (4) 市は自主防災組織の強化を図るため、防災関係機関と協力し、それぞれの組織や地域の特性を考慮しながら、組織間の連係や地域の枠を超えた交流ができるよう、自主防災組織連絡協議会の設置について推進する。

第 23 節 地震調査研究の推進

地震に関する調査研究については、国、県、大学等の研究機関で行われている情報を収集・整理し、震災対策に活かすよう努める。

第 1 調査研究体制の整備

地震災害による被害の軽減を図るため、地震に関する情報の収集・分析、調査研究体制の整備を図る。

第 2 地震災害に関する資料の収集及び分析

地震災害に関する資料を収集・分析し、また適切に分類整理し、常に利用できるよう整備するとともに、市に係る全ての地震災害に関する文献や写真等を収集し、次世代への教訓伝承に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 防災活動体制

【全班】

大規模な地震が発生したときは、その状況を勘案し、災害対策を実施するため、市は、直ちに災害対策本部等を設置し、迅速かつ的確な応急対策活動の実施を図る。

第1 活動組織の設置基準

震度、被害状況などの配備基準に合わせた配備体制で応急活動を実施する。

	区分	配備基準	配備体制
	0号配備 (情報連絡体制)	(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 市域に次の警報の1つ以上が発表されたとき ① 大雨警報 ② 暴風雪警報 ③ 大雪警報 ④ 洪水警報 ⑤ 暴風警報 (3) 鳴子に火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されたとき (4) 危機管理監が必要と認めたとき	(1) 特に関係のある課等の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。 (2) 勤務時間外においては状況により、当直体制をとる。 (3) 総合支所においては、その所管区域に左記の警報等が発表された場合、体制を敷くものとする。 ○各課マニュアルによる体制
警戒本部	1号配備 (警戒配備)	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 台風による災害が予想されるとき (3) 市域に上記の警報の1つ以上が発表され、広範囲にわたる災害が予想されるとき、又は局地的な災害が発生したとき (4) 市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき (5) 鳴子に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報(火口周辺)(警戒事項：火口周辺危険若しくは入山危険)が発表されたとき (6) 市域に氾濫警戒情報が発表されたとき、又は避難判断水位を超過したとき (7) 災害の状況により副市長が必要と認めたとき	(1) 災害対策関係部課の職員をもって災害応急活動及び情報収集連絡活動等が円滑に実施できる体制とする。 (2) 夜間休日等の勤務時間外の震災時においては、緊急初動隊が初動措置を行う。 (3) 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行し得る体制とする。 (4) 河川が避難判断水位を超過すると予測されるときは、総合支所長において、該当総合支所の全職員を招集する。 ○警戒本部長：副市長 ○現地警戒本部長：総合支所長 ○会議構成：災害対策関係部課

特別警戒本部	2号配備 (特別警戒配備)	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 市域に大雨、暴風、暴風雪又は大雪に関する特別警戒が発表されたとき (3) 鳴子に噴火警戒(居住地域)(警戒事項:居住地域嚴重警戒)が発表されたとき (4) 市内数地域に災害が発生したとき又は災害が拡大するおそれがあるとき (5) 氾濫危険情報が発表されたとき、又は氾濫危険水位や水防法第13条で規定される水位周知河川の洪水特別警戒水位を超過したとき (6) 災害の状況により副市長が必要と認めたとき	(1) 人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制とする。(局地災害の場合の応援体制含む。) (2) 夜間休日等の勤務時間外の震災時においては、緊急初動隊が初動措置を行う。 (3) 災害の状況に応じて、災害対策本部を設置する。 (4) 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行し得る体制とする。 ○特別警戒本部長:副市長 ○現地特別警戒本部長:総合支所長 ○会議構成:災害対策本部に準じた構成
災害対策本部	3号配備 (非常配備)	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市域内に激甚な災害が発生したとき (3) 市内全域に災害の発生するおそれがある場合又は全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合など災害の状況により市長が必要と認めたとき	(1) 市各部課が有する組織、機能の全てをもって、大規模な災害に対して応急対策が円滑に行える体制とする。 (全職員動員)[災害対策本部自動設置] (2) 夜間休日等の勤務時間外の震災時においては、緊急初動隊が初動措置を行う。 ○災害対策本部長:市長 ○現地災害対策本部長:総合支所長 ○会議構成:災害対策本部

※配備該当基準のいずれか1つに該当する場合、適用される。
※市内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合は、全職員に対して動員が自動発令される。
※各職員は、災害情報等により災害の発生するおそれがある場合、気象庁の発表がない場合でも被害相
当の配備体制による参集を行う。
※総合支所への応援職員の派遣については、総合支所長から市長へ依頼するものとする。

第2 市の活動

1 配備体制

市内に相当規模以上の地震災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。
また、災害対策本部設置に至らない場合であっても、警戒本部の設置、あるいは警戒配備体制を敷く。その際、県及び防災関係機関と一体となった体制が整うよう配慮する。

(1) 情報連絡体制(0号配備)

市内で震度4を観測する地震が発生した場合又は警戒本部設置前において、危機管理監が必要と認めた場合は、各課マニュアルによる必要な人員をもって情報連絡体制を敷く。

(2) 警戒本部(1号配備)

市内で震度5弱を観測する地震が発生した場合又は災害の状況により副市長が必要と認めた場合は警戒本部を設置し、警戒配備体制を敷く。

(3) 特別警戒本部(2号配備)

市内で震度5強を観測する地震が発生した場合又は災害の状況により副市長が必要と認めた場合は、特別警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。

(4) 災害対策本部(3号配備)

市内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合又は災害の状況により市長が必要と認めた場合は、大崎市災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

災害対策本部が実施する主な所掌事務は次のとおりである。

ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達

- イ 市民の不安を除くために必要な広報
- ウ 消防、水防その他応急措置
- エ 被災者の救助、救護、その他の保護
- オ 施設、設備の応急復旧
- カ 防疫その他の保健衛生
- キ 避難情報の発令
- ク 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- ケ 県災害対策本部への報告、要請
- コ 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- サ 自主防災組織との連携及び指導
- シ その他必要な災害応急対策の実施

(5) 現地災害対策本部

局地的かつ特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市長が特に必要と認めた場合には、災害発生地域に現地災害対策本部を設置する。また、災害の状況により、副市長が必要と認めた場合には、現地警戒本部及び現地特別警戒本部を設置する。

(6) 勤務時間外の自主配備

休日、夜間等勤務時間外に上記配備、本部設置等に該当する地震等を覚知した場合、各々所定の職員は自主的に登庁し、配備につく。

2 職員の動員体制

- (1) 情報連絡体制や警戒配備及び警戒本部設置に係る職員の動員については、事前に各部でそれぞれの場合の動員計画について定めておくほか、本部連絡員についても定める。

本部連絡員は、各部に置き、所属部と災害対策本部事務局との連絡調整や所属部の所管する情報の収集伝達等を行う。

- (2) 震災時の初動期における公共施設等の被害状況を把握するため、あらかじめ緊急初動隊員を選任する。

3 災害対策本部の運用

- (1) 災害対策本部は市本庁舎 4 階の災害対策本部室に設置する。

使用不能の場合は、3 階大会議室とするが、なお、本部会議で協議し決定する。

第 1 位 本庁舎北会議室 2 階

第 2 位 東庁舎大会議室

- (2) 本部長は、災害対策本部室において本部長、副本部長、本部員による本部会議を開催し、次の事項について基本方針を決定する。

- ア 災害応急対策の実施及び各機関の調整に関すること
- イ 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用に関すること
- ウ 他市町村の応援に関すること
- エ 現地災害対策本部の設置に関すること
- オ その他重要事項に関すること

4 代理順位

市長不在の場合は、次の代理順位に基づいて代理者が災害対策本部を運営する。

代理順位	代理者
第1順位	※副市長
第2順位	危機管理監
第3順位	総務部長

※副市長の代理の順序は大崎市副市長事務分担規則第4条に準ずる。

5 災害対策本部の事務分掌等

(1) 共通事項

ア 部内の動員配備については、各災対部長（部長）の指示による。

イ 各災対部長、各班長については、代理順位を定めておくものとする。

ウ 現課が所管する電子データ・資料等の保守・点検を必ず行うものとする。

(2) 職員行動マニュアルの運用

各班とも本計画及び危機管理職員行動マニュアルに基づいて、発災時から災害応急対策を迅速に行う。

第3 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合、県の指導のもと、本章「第4節 災害救助法の適用」に基づき、救助事務を補助する。

第4 応援要請

応援要請については、本章「第11節 相互応援活動」に基づき行う。

第5 警察の活動

古川警察署及び鳴子警察署は、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。

第6 消防機関の活動

大崎地域広域行政事務組合消防本部及び市長は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集活動、被災者等の救出・救助活動等所要の活動を行う。

1 消防本部の活動

大崎地域広域行政事務組合消防本部は、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連携をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、消防団長指揮のもと、常備消防と協力して出火防止、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

第7 県との連携

市は、県による現地災害対策本部が設置された際には、当該現地災害対策本部との連携を密にして円滑な応急対策を推進する。

また、様々な災害の様態に的確に対応するため、県をはじめとする他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化に努める。

第8 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、市内に相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において設置（市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したときは自動的に設置）し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと市長が認めたときに廃止する。

なお、設置及び廃止した場合は、県に報告するとともにその旨を直ちに一般に公表し、市本部の標識を市災害対策本部前に掲示又は撤去する。

第2節 情報の収集・伝達

【災対総務部，現災本部班】

大規模な地震が発生した直後に円滑な応急対策活動を実施するため，各防災関係機関は，緊密な連携のもと災害・被害に関する情報を迅速かつ的確に収集し，把握する体制を整える。

第1 災害情報収集体制

1 市職員

市長は，大規模な地震が発生したときには，被害情報の収集に万全を期すため，緊急初動隊等市職員による情報収集活動を行い，被害状況の把握に努める。

なお，職員の勤務時間外に災害が発生した場合は，非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

2 自主防災組織

自主防災組織は，地域内の被災状況等を迅速かつ的確に収集し，市へ連絡する。

第2 災害情報の収集・伝達

1 初動期における被害情報等の収集

大規模な地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な情報として，次の情報を迅速かつ的確に収集する。

- (1) 震源，震度に関する地震情報
- (2) 火災，土砂災害及び異常現象等に係る情報
- (3) 人命に係る情報
- (4) その他初動対策に係る情報

2 被害情報等の収集

地震による被害の状況及びこれらに対してとられた措置に関する情報について，あらゆる手段を講じて収集する。

被害情報の内容は，次のとおりとする。

- (1) 災害発生のおそれがある異常な現象
- (2) 避難の必要の有無及び避難状況
- (3) 災害が発生している状況
- (4) 水防その他の応急対策の活動状況
- (5) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況，住宅被害の状況
- (6) 産業被害に関する情報
- (7) 火災等の二次災害の発生状況，危険性
- (8) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

また，市は，必要に応じて，公共施設等，特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し，当該建物の被災状況等の把握に努める。

3 災害情報等の伝達

(1) 災害情報等の交換

収集した災害情報は、逐次各関係機関に通報するとともに、情報を交換する。県、市及び各関係機関が相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- ア 災害に関連する地象の観測結果等の資料に関すること
- イ 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その所掌する災害応急策の実施方針又は措置に関すること
- ウ 法令又は各種計画の定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること
- エ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項

(2) 災害情報等の相互交換体制

県、市及び各関係機関は、被害情報等の交換を円滑に実施するため、必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定める。災害情報等の連絡系統は次図のとおりである。

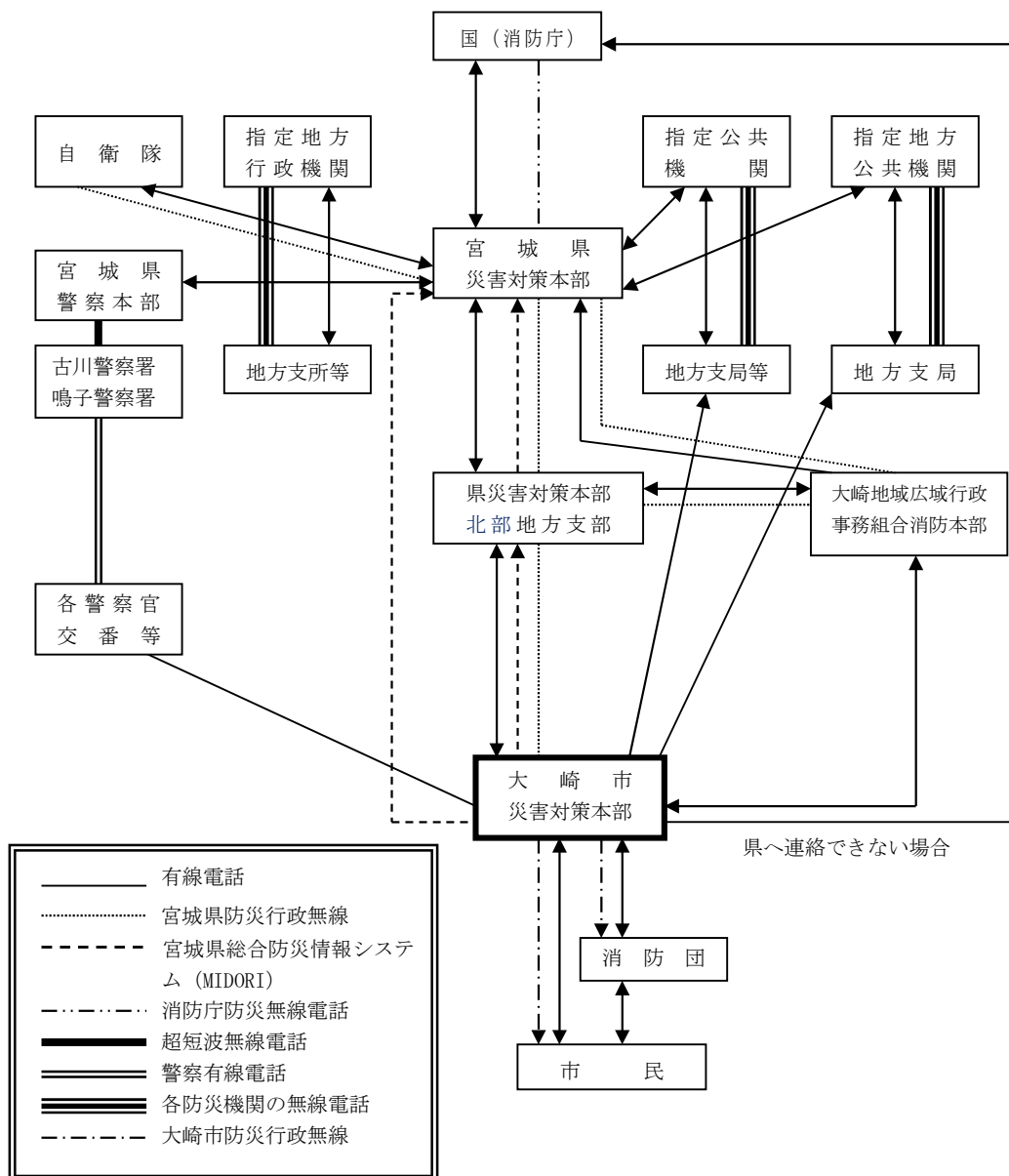


図 情報連絡系統図

第3 情報の種類

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を直ちに日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、防災関係機関等への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等を用いて広く住民等への提供に努める。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて受理した市は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により、市民等への伝達に努める。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 〈注意〉 ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 〈注意〉 ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ○大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

2 地震情報

仙台管区気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。

地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・大津波警報・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

3 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁及び仙台管区気象台が提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時(遠地地震による発表時除く) ・(担当地域で)震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。

4 北海道・三陸沖後発地震注意情報

(1) 情報発表条件

ア 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、情報が発表される。

イ 想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、

情報が発表される。

(2) 情報発表の流れ

気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定(地震発生後 15 分～2 時間程度)し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。

(3) 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容

合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。

防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。

(4) 情報に関する留意事項

「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。

以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。

- この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。
- 後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。
- 後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。
後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。
- モーメントマグニチュード8クラスの大規模地震は、後発地震への注意を促す情報が発表されていない状況で突発的に発生することが多い。
- 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さいモーメントマグニチュード8クラスの地震等にも備える必要がある。
- 情報発表の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。
- すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。

第4 県への被害状況の報告

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、市町村被害状況報告要領に基づき、速やかに県に報告する。

1 被害状況報告等の基準

被害状況報告は、おおむね次に掲げる事項に該当する場合に行う。なお、(1)から(4)については、県からの報告の指示の有無にかかわらず自主的に報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害
- (2) 市災害対策本部を設置した場合
- (3) 市における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じている場合
- (4) 被害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる場合
(例示)
 - ・地震の発生に伴う崖崩れ、地すべり等により人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ・道路の寸断等により、孤立集落を生じたもの
 - ・地震が発生し、県内で震度4以上を記録したもの
 - ・被害状況は具体的に把握できていないが、災害の発生に伴い、消防機関への通報が殺到したもの
- (5) その他、特に報告の指示があった場合
(市町村被害状況報告要領は、資料編 応急対策2-1のとおり。)

2 報告の種類

(1) 災害概況即報

震災の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合又は災害が発生するおそれのある場合に、その概況について自主的に「災害概況即報」により即時報告する。

(2) 被害状況報告〔即報〕

被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに「被害状況報告」により報告する。この場合、被害額については省略できる。報告は、おおむね1日1回程度とするが、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告する。

なお、自らの対抗力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に配慮し、迅速な報告に努める。

(3) 被害状況報告〔確定〕

県の指定する期日（災害が発生してから2週間以内）までに「被害状況報告」により被害状況について確定報告する。

3 報告の方法

- (1) 原則として宮城県総合防災情報システムにより、北部地方振興事務所を經由して県防災推進課に報告する。
- (2) 県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更する。この場合におい

て、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告する。

- (3) 消防機関等への通報が殺到した場合については、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告する。

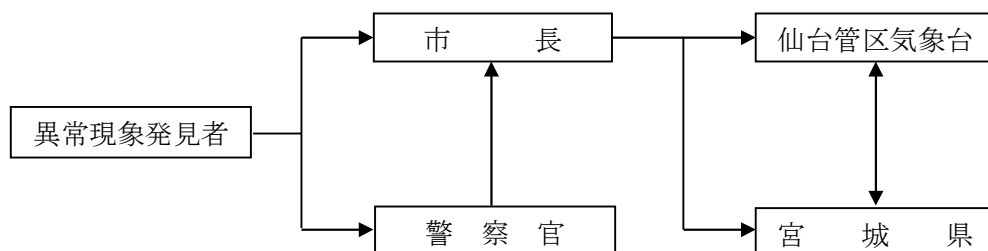
第5 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び防災関係機関以外の者が異常現象を発見した場合等は、速やかに市又は古川警察署、鳴子警察署に通報伝達する。また、伝達を受けた市は、仙台管区气象台、宮城県に通報伝達する。

1 異常現象

- (1) 地象に関する事項…異常音響及び地変
(2) その他、災害が発生するおそれがある現象

図 異常現象発生時の通報要領



第6 通信・放送施設の確保

大規模な地震が発生したとき、災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達、情報収集、情報提供を迅速かつ確実に行う通信手段を確保する。

1 市防災行政無線施設等

- (1) 市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性が高いことから、市防災行政無線、県地域衛星通信ネットワーク等の通信手段を確保する。
(2) 地震発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の応急復旧を行う。
(3) 避難所となった学校等と災害対策本部との通信手段を確保するとともに、他機関及び他市町村との通信手段を確保する。

2 消防無線通信施設

大崎地域広域行政事務組合消防本部は、消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるよう消防無線通信施設による通信の確保に努める。また、通信施設の機能に支障が生じた場合は、早急に復旧を行うとともに代替施設を使用するなど必要な措置を講ずる。

3 各種通信施設の利用

- (1) 衛星携帯電話の利用

災害に関する緊急通信が必要な場合、一般公衆回線を利用することとなるが、設備の被害その他の理由によりその利用が制限される場合は、本庁及び各総合支所に配備している衛星

携帯電話を利用する。

(2) 災害用伝言ダイヤル等

大規模な災害時には、被災者が被災地域内やその他の地域の家族等と連絡をとる場合、東日本電信電話株式会社が運用している「災害用伝言ダイヤル（171）」、携帯会社各社が行っている「災害用伝言板」サービスが開局されることから、その利用方法等について事前に市民に周知し、通信手段の知識の共有を図る。

(3) その他の通信連絡手段

大規模災害発生時においては、各防災機関の有する通信手段が使用できなくなることも考えられ、その場合、次の通信手段の活用があることから、必要に応じて相互に連携をとり通信手段を確保する。

ア 携帯電話，PHS

イ (一財) 移動無線センター 東北センターが運営しているMCA無線システム

ウ 東北地方非常通信協議会加入機関へ通信依頼

エ インターネット

オ 地域衛星通信ネットワーク

カ 避難所の特設公衆電話

キ アマチュア無線愛好家による非常通信ボランティア

ク 緊急速報メール（エリアメール等）

第7 郵便関係の措置

日本郵便株式会社東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者が、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。

また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、決定次第周知する。

第3節 災害広報活動

【災対総務部，災対民生部福祉班，現災本部班】

市及び防災関係機関等は，住民の生命，財産を保全するため，仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報，避難所等の状況，安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら，迅速に提供する。

また，広報に当たっては，高齢者，障がい者，外国人等の要配慮者に配慮するほか，住民等からの問合せに対する体制を整備する。

第1 広報担当

広報担当区分	担当班	連絡方法
市民・被災者	災対総務部広報班 現地災害対策本部	広報車，同報系無線，電話，FAX， 口頭，インターネット
報道機関	災対総務部本部班，広報班	記者会見，電話，FAX
防災関係機関	災対総務部指令班 現地災害対策本部	有線電話，防災無線電話，FAX， 連絡員の派遣
庁内	災対総務部広報班 現地災害対策本部	庁内放送，庁内電話

第2 広報内容

市は，市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し，関係機関と連携して，被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。災害広報の主な内容は次のとおりであるが，情報の提供に当たっては，要配慮者に十分に配慮するよう努める。

1 地震発生直後

- (1) 地震（余震）情報
- (2) 出火防止，初期消火の呼びかけ
- (3) 人命救助の呼びかけ
- (4) 避難（指示，場所等）に関する情報
- (5) 緊急通行路確保及び避難誘導，救助活動のための交通規制等に関する情報
- (6) その他必要事項

2 地震発生から少し時間が経過した段階

- (1) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (2) 安否情報
- (3) 救護所の開設等救急・医療に関する情報
- (4) 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- (5) 道路の交通危険箇所，う回路等の道路情報
- (6) 危険物等による二次災害防止に関する情報

- (7) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (8) その他必要事項

3 生活再開時期

- (1) ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (2) 相談窓口の設置に関する情報
- (3) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- (4) 死体の安置場所、死亡手続等の情報
- (5) 市内各施設の復旧状況
- (6) 市の平常業務の再開状況
- (7) その他必要事項

第3 広報実施方法

広報活動は、あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行う。なお、その際には、情報の内容、地域、時期、被災者（一般、高齢者、障がい者、外国人等）に応じた広報を行う。特に、情報伝達是要配慮者、災害により孤立化のおそれのある区域の被災者、帰宅困難者等、情報の入手困難な被災者に対しても確実に伝わるよう必要な体制の整備を図る。

1 緊急広報

- (1) 広報車による広報
- (2) 同報系無線による広報
- (3) テレビ・ラジオの放送機関への協力要請による広報
- (4) インターネット、電子メールによる広報
- (5) 行政区長や自主防災組織を通じての連絡（回覧板・チラシ）
- (6) 臨時広報紙

2 要配慮者への広報

- (1) 行政区長、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、在宅の障がい者や高齢者等に対して口頭で連絡するとともに、広報紙等を配布する。
- (2) 視聴覚障がい者には、口頭で連絡するとともに、点字、録音テープ等による情報の提供を行う。
- (3) 外国人に対しては、通訳のできるボランティア等の協力を得て、多言語による広報紙等の翻訳を行い、広報に努める。

第4 報道機関への発表

報道機関への発表は、次のとおりとする

- (1) 記者会見は、災害対策本部長又は副本部長が行い、状況について発表する。発表の主な内容は以下のとおりとする。
 - ア 被害発生場所及び発生日時
 - イ 被害状況
 - ウ 応急対策の状況
 - エ 市民に対する避難情報の発令状況
 - オ その他必要事項
- (2) 報道機関への発表資料は、災対総務部本部班が取りまとめる。
- (3) 発表に際しては、日時、場所、目的等を事前に各報道機関に連絡する。

第5 広聴活動

1 被災者市民相談窓口の開設

地震発生後速やかに、被災者等からの相談、問合せ、要望、苦情等に対応するため、被災者市民相談窓口を設置する。設置後は、速やかに広報車等により住民へ周知する。

2 広聴内容の処理

市民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理を行う。

第6 防災関係機関の広報活動

1 警察の広報

古川警察署及び鳴子警察署は、関係機関と相互に協力し、次の事項等に関する広報活動を実施するとともに、報道機関の協力を得て災害広報を行う。

- (1) 災害区域及び被害状況
- (2) 避難誘導、救助活動及び緊急輸送ルート等通行路確保のための交通規制広報
- (3) 道路における危険防止及び円滑な交通に関する交通広報
- (4) 災害危険箇所及び危険物の所在、爆発予防等の二次災害の防止に関する防災広報
- (5) 被災地域及び避難場所等における犯罪予防広報

2 その他の機関

防災関係機関は、各々関係する情報について、市民の必要性に応じ積極的に広報活動を行う。必要事項については、随時、市災害対策本部と連絡を図る。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第4節 災害救助法の適用

【災対総務部本部班，現災本部班】

大規模な地震が発生し、被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受け、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。このため、市は、災害救助法が適用された場合において実施する応急救助について定め、適用については、県に対してその旨を要請する。

第1 実施責任者

1 適用の申請

市長は、災害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みであるとき、知事に対し災害救助法の適用を要請する。

2 適用の決定

知事は、市長からの要請に基づき被害状況等を確認し、厚生労働大臣と協議して適用を決定した際には、速やかに市長へ連絡する。

3 実施の委任

災害救助法による救助の実施は、知事が行うが、迅速な救助の必要性が認められる場合は、事務の一部が市長に委任される。ただし、救助及び災害の事態が急迫しており、知事による救助の実施又は事務の委任を待つことができないときの救助の実施は、市長が行う。

第2 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、市を単位に原則として同一原因による市の災害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

1 災害救助法の適用基準

本市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

(1) 市の滅失世帯数が100世帯以上のとき

＊滅失世帯は、全壊、全焼、流失等により住家が滅失した世帯をいい、住家が半壊（焼）する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ1滅失世帯とみなす。以下同じ。

(2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が2,000世帯以上に達したときで、かつ、市内の滅失世帯数が50世帯以上に達したとき

(3) 県の区域内の被害世帯数が9,000世帯以上であって、市内の被害世帯数が多数であるとき（市の被害状況が特に救助を要する状態にあること。）又は災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害に見舞われた者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであるとき

(4) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

- ア 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合
- イ 食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合

2 適用の手続

- (1) 市長は、市内における災害の程度が災害救助法の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合には、直ちに知事に対して被害状況を迅速かつ的確に報告するとともに、災害救助法の適用を要請する。
- (2) 法による救助は、適用基準に該当し知事が事実上被災者に対し、災害救助法第23条に規定する救助を実施するときに開始される。

原則…災害発生日＝救助の開始日＝公示日

例外…①長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合

災害発生日＝被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日

②被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合

公示日＝被害等が判明した日

3 救助の種類

避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被害にかかった者の救出、災害にかかった住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。

(災害救助法による救助の方法及び期間一覧表は、資料編 応急対策4-1のとおり。)

第3 救助の実施の委任

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、知事に全面的に委任されている。しかし、救助は、災害の発生と同時に迅速に行われなくてはならないため、知事は災害救助法第30条の規定に基づき、下記の救助の実施を市長に委任することができる。市長は、同法施行令第23条の規定に基づき知事から委任を受けた場合は、当該事務を行わなければならない。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急処理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 遺体の搜索及び処理
- (10) 障害物の除去
- (11) 応急救助のための輸送
- (12) 応急救助のための賃金職員雇上費

第5節 救急・救助活動

【災対総務部指令班，災対消防部，現災本部班】

大規模な地震が発生した場合、家屋の倒壊，落下物，出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については，一刻も早い救出・救助活動が必要であり，このため，市，防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。

また，同時多発的に多数の要救急救助者が発生した場合は，一般住民，事業所，自主防災組織に救急・救助活動等への協力を求める。

第1 市の活動

市は，救急・救助を必要とする状況を把握し，速やかに搜索，救出活動を行うとともに，大崎地域広域行政事務組合消防本部等関係機関に連絡する。

また，一般市民からの情報についても適宜関係機関あてに伝達するものとし，人員，機材等の面で対応が不十分と思えるときは県に速やかに協力の要請を行う。

第2 県の活動

県は，速やかに市町村の被害状況及び救急・救助を必要とする状況を把握し，防災関係機関が有機的に連携して救出・救助を行えるよう，災害対策本部事務局を中心として，警察本部，消防本部，自衛隊等関係機関との連絡，調整を行う。

この際，必要な資機材については関係機関から広く調達するものとし，併せて防災ヘリコプターを積極的に活用する。

県は，常時，防災関係機関から救急・救助情報を収集するとともに，一般市民等からの情報については，適宜関係機関あてに伝達する。

第3 古川警察署及び鳴子警察署の活動

古川警察署及び鳴子警察署は，救出救助を必要とする者を発見した場合及び同様の通報があった場合は，救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動を行う。

第4 消防機関の活動

大規模地震災害時において，広域的に多数の負傷者が発生した場合にも対応できるよう消防機関は，医療機関，日本赤十字社宮城県支部，古川警察署及び鳴子警察署等関係機関と協力し，適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

1 大崎地域広域行政事務組合消防本部の活動

救急・救助活動を行うに当たっては，被害状況，医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが，救命率向上のキーポイントとなる。

このため，関係機関と情報交換を緊密に行いながら救急・救助活動を行う。

また，負傷者も軽傷者から救命処置を必要とする者まで様々であり，緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と適切な応急処置が要求されるので，救急救命士や高度救命処置用資機材の活用等効率的な活動を行う。

2 大崎市消防団の活動

大崎地域広域行政事務組合消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

第5 市民及び自主防災組織等の活動

市民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

また、人員、機材等の面で対応が不十分と認められるときは、市に速やかに連絡する。更に、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察、消防職員の指示を受ける。

第6節 医療救護活動

【災対民生部健康推進班，現災本部班】

大規模な地震災害により，多数の負傷者等が発生した場合，医療機関の混乱や医療活動の停滞が予想されることから，関係機関と連携を図り初期医療体制や搬送体制を確立し，医療救護活動を実施する。

第1 医療救護活動

- (1) 市は大崎市医師会と連携を図りながら，被災者に対する医療救護活動を実施する。
- (2) 大崎市民病院は，本院，分院，診療所の連携を図り，被災状況に応じて互いの応援体制を早急に整える。
- (3) 多発外傷，挫滅症候群，広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療については，災害拠点病院である大崎市民病院に搬送して行う。
(大崎市内医療機関一覧は，資料編 応急対策6-1のとおり。)

第2 救護所の設置

大規模な地震災害により，多数の負傷者等が発生した場合，医療機関の混乱が予想される。このため，市は軽傷者等に応急的措置を施すため，必要に応じ，下記に救護所を設置する。

施設名	所在地	施設状況
古川保健福祉プラザ	大崎市古川三日町二丁目5-1	保健室ベッド1
松山保健福祉センター	大崎市松山千石字広田11	保健室ベッド2
三本木保健福祉センター	大崎市三本木字大豆坂24-3	診察室ベッド1
鹿島台保健センター	大崎市鹿島台平渡字西要害12-1	診察室ベッド1
岩出山地域福祉センター	大崎市岩出山字下川原町100-8	
鳴子保健・医療・福祉総合センター	大崎市鳴子温泉字末沢1	診察室ベッド1
田尻保健センター	大崎市田尻沼部字富岡166	

- (1) 救護所の運営は，災対民生部健康推進班及び現災本部班が担当し，主に保健師がその対応に当たる。
- (2) 市は救護所で行う治療は軽傷者に対する応急的なものであり，救護所に対応できない場合は，病院等と調整の上，搬送する。
- (3) 市は救護所を設置した場合には，その旨の標識を掲示するとともに，速やかに当該場所を防災行政無線，広報車等を使用して，地域住民に周知する。
- (4) 救護所の勤務は，連続24時間程度を限度としたローテーションを考慮して編成を行う。
- (5) 市は，医療を必要とする負傷者等の増大により医療活動に支障が出ると認められるときは，県（DMAT（災害医療派遣チーム）を含む），日本赤十字社及びその他関係機関に協力を要請するとともに，避難所に移動救護所を開設する。

第3 情報の収集及び提供

1 情報収集

災対民生部健康推進班は、的確な医療救護活動を行うため、市内の医療機関等と連絡をとり、施設の被害状況、被災地における人的被害状況、医療ニーズ等について情報を収集する。

2 市民への情報提供

災対民生部健康推進班は、収集した市内の医療施設等の被害状況及び医療救護の活動状況等を広報担当の災対総務部広報班に報告し、防災行政無線、広報車等により地域住民に提供する。

第4 災害救助法における実施基準

1 医療

(1) 対象者

災害時の医療は、応急的な医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った人を対象とする。

(2) 医療の範囲

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術、その他治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(3) 期間

災害発生の日から、原則として14日以内とする。ただし、特殊事情から14日を超えて実施しなければならない場合は、特別基準の設定を知事に要請し、その同意を得た上で期間を延長することができる。

2 助産

(1) 対象者

災害時の助産は、災害発生の日前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った人を対象とする。

(2) 助産の範囲

ア 分べん介助

イ 分べん前後の処置

ウ 衛生材料の給付等

(3) 期間

分べんした日から、7日以内とする。ただし、医療と同様に延長することができる。

第5 医療品等の調達

- (1) 医療救護の実施のため、必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、災対民生部健康推進班において医療機関並びに関係業者から調達する。
- (2) 市長は、市内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町村の長に対し、調達あっせんを要請する。

第6 専門的な医療を要する患者対策

市は、スモン、ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデスなどの難病患者、人工透析患者など専門的な医療を必要とする患者に対する災害時の医療を確保するため、県より必要な指導・助言・その他の支援を得て、専門的な医療を必要とする患者の受療状況及び医療機関の稼動状況の把握並びに必要な医療品の確保及び医療情報の提供に努める。

第7 在宅要医療患者の医療救護体制

- (1) 市は、在宅要医療患者に対して、自主防災組織、民生委員・児童委員等との協働により安否確認を行う。
- (2) 市は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。
- (3) 県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市町村より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整や資機材の支援等により、透析医療の確保に努める。
- (4) 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて市災害対策本部に提供する。
- (5) 県は、市町村が行う専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第7節 消火活動

【災対総務部指令班，災対消防部，現災本部班，消防署】

大規模な地震発生直後に起こる大規模火災や同時多発火災に対処するため、消防機関は、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

第1 地震発生時の組織体制

1 組織

消防組織は、消防本部、消防署及び消防団をもって組織し、災害発生時に相互の連絡を密にし、有機的に活動を行う。

2 動員体制

消防団員は、市内で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合又は地震による被害の発生が予想される場合は、直ちに管轄エリアの巡回に当たるとともに、所定の場所に参集する。

3 初動活動

(1) 大崎地域広域行政事務組合消防本部

大崎地域広域行政事務組合消防本部は、本章「第2節 災害情報の収集・伝達」に基づき情報収集に当たるとともに、状況の把握と消防活動の方針・指揮命令の伝達を行う。

(2) 古川消防署、鳴子消防署

消防署及び通信施設の機能の確保、車両や消防資機材の確保を行うとともに、消防署周辺の情報を正確かつ速やかに収集し、消防活動体制を確立する。

第2 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、市民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により市民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

(1) 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

(2) 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

(3) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎよ上必要な消火活動を優先する。

(4) 火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第3 消防機関の活動

1 消防本部の活動

大崎地域広域行政事務組合消防本部消防長は、古川消防署長及び鳴子消防署長を指揮し、消防団等各関係機関と相互に連絡を取り、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 地震による火災の初期消火と延焼防止

地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織に指示し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

なお、災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な回路を利用し、消火活動を行う。

また、災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、消防団長の指揮のもと、常備消防と協力して次の消火活動を行う。

(1) 出火警戒活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(4) 避難誘導

避難の指示等が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

第4 事業所の活動

1 火災が発生した場合の措置

(1) 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

(2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講ずる。

第5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

第6 市民の活動

1 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

3 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

第8節 交通・輸送活動

【災対総務部指令班・同財政班，災対建設部土木対策班，災対消防部，現災本部班，消防署，警察署】

大規模な災害発生に際し，市民の生命の保全，生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要である。災害の発生防止，被害の拡大防止，負傷者，病人の搬送や災害応急対策を実施する人員，物資等の必要な輸送を迅速かつ確実に行うため，防災関係機関と密接な連携を保ちながら緊急輸送の手段を確保し，輸送を実施する。

第1 交通の規制・確保

災害発生時において，被災者の避難・救出・救護，救援物資及び応急対策実施に必要な人員・資機材の輸送等を安全かつ円滑に行うため，一般車両の通行禁止などの交通規制を実施し，使用可能な交通・輸送ルートを確保する。

1 実施責任者

- (1) 市長は，交通の規制・確保等の措置に係る関係機関との連絡調整，その他必要な対策を実施する。
- (2) 古川警察署長，鳴子警察署長は，交通の危険を防止し，円滑な運営を図るための交通規制等の措置について，道路管理者と連携を保ち実施する。

2 被災情報及び交通情報の収集

市は，地震発生後速やかに，緊急輸送道路及びその沿道の被害状況を調査し，情報交換を密に行い，応急対策を実施する関係機関に調査結果を伝達する。

3 交通の確保

(1) 通行の禁止

道路が損壊等によって通行上危険であると認められる場合，道路管理者は関係機関と十分な連絡調整を図り，道路の区間を定めて通行を禁止する。その際，う回路の確保を行うとともに，交通整理員，立て看板，バリケード，ロープ等によって通行の安全を確保する。

(2) 通行禁止区域内等にある自動車運転者のとるべき措置

ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは，規制が行われている道路の区間以外の場所に，区域を指定して交通規制が行われたときは，道路外の場所に車両を移動させる。

イ 速やかな移動が困難なときは，車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど，緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車する。

ウ 通行禁止区域内において，警察官の指示を受けたときは，その指示に従って車両を移動又は駐車する。ただし，警察官の指示に従わなかったり，運転者が現場にいないために措置をとることができないときは，警察官が自らその措置をとることがあり，この場合，やむを得ない限度において，車両等を破損することがある。

(3) 主要交通路線の確保

広域にわたって道路被害を受け道路網が寸断された場合は，主要な交通路線についてパトロールを強化し，速やかに応急復旧工事を実施し，緊急通行車両等の路線を確保する。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

市の管理する道路、橋梁等に危険箇所、災害箇所を発見した場合は、被災状況を調査するとともに、被災状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置などの応急工事により交通の確保を図る。

(5) 通報連絡体制の確立

- ア 災害時に道路、橋梁等の危険な状況や交通の混雑・混乱状況を発見した人は、直ちに市又は警察署に通報する。通報を受けた市、警察署は、道路管理者その他関係機関に通報する。
- イ 電力、通信、水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害を発見した場合は、直ちに関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、速やかに応急措置を行い、交通を確保する。

4 交通規制

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、う回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

また、警察は、災害が発生した場合、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急交通路を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

(1) 基本方針

ア 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

- (ア) 一般車両の走行を抑制するとともに、被災区域内への流入を原則的に禁止する。
- (イ) 被災地外への流出は、原則として規制しない。

イ 避難路及び緊急交通路への流入抑止

原則として緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止する。

ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

- (ア) 緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は指導を行う。
- (イ) 一般車両の走行は極力抑制する。

エ 他の道路管理者との連携及び必要な措置の要請

- (ア) 他の道路管理者との連携により、交通規制を適切に運用する。
- (イ) 緊急交通路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるようにするため、他の道路管理者に必要な措置を要請する。

(2) 緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両を撤去する。必要により警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置

命令を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がいらない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は上記イ、ウの措置をとることができる。

オ 道路障害物の除去

家屋等の倒壊により緊急交通路の確保に支障を来す場合、災対建設部土木対策班は、大崎市建親会等の協力を得て、速やかに障害物の撤去を行う。

カ 関係機関等との連携

交通規制に当たっては、道路管理者、警察等と相互に密接な連携を図る。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等に協力を依頼し、交通誘導等を実施する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の表示を設置して行い、緊急を要するため所定の標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により、必要に応じロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、関係機関に対し連絡するとともに、住民、運転者等に周知徹底を図る。

5 緊急通行車両の確認申出

緊急通行車両の確認手続は、第2章第11節第2「緊急通行車両の確認申出」のとおりとする。

(1) 確認対象車両の処理区分

確認事務は、県警本部（交通規制課）、古川警察署、鳴子警察署のほか交通検問所等の検問箇所で行う。

(2) 申し出事項

緊急通行車両の運転手は、次の事項を申し出て確認を受ける。

ア 車両番号標に標示されている番号

イ 車両の用途（緊急輸送を行う車両については輸送人員又は品名）

ウ 使用者の住所、氏名

エ 輸送日時

オ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）

カ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出）

(3) 標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

（緊急通行車両の標章、緊急通行車両等確認証明書は、資料編 応急対策 8－1 のとおり。）

6 交通指導隊との連携

災害時において、各々の単独機関で交通の安全を確保できない場合、又は特に必要と認める場合は、警察署（駐在所）等関係機関の協議により、市交通指導隊に交通指導を要請する。

第2 緊急輸送

災害時において、救助活動に必要な人員、水・食料等の生活物資及び復旧作業に必要な資機材等を安全、確実かつ効率的に搬送するための輸送手段・方法の確保対策について定める。

1 輸送方法

緊急物資、資材、人員等の輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して、次の種別のうち、最も適切な方法により実施する。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 航空機、ヘリコプターによる輸送
- (4) 人力による輸送

2 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

- (1) 第1段階
 - ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
 - イ 消防、水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員及び物資
 - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員及び物資
 - エ 医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
 - ア 上記(1)の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への搬送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - ア 上記(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

3 輸送手段の確保

- (1) 市所有車両の確保
車両の把握、管理は災対総務部財政班が行う。
- (2) 市所有以外の輸送力の確保
市所有車両により応急措置の輸送力を確保できないときは、旅客自動車運送業者、貨物自動車運送業者より自動車を確保する。
- (3) ヘリコプター輸送力の確保
陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、ヘリコプターの派遣を県に要請する。
- (4) 人力による輸送に必要な労務の確保は、本章「第 25 節 防災資機材及び労働力の確保」による。
- (5) 緊急通行車両等の燃料供給
市は、「災害時における燃料等の供給協力に関する協定」を締結している、県石油商業組合古川支部及び同玉造支部より緊急通行車両等燃料の優先供給を受ける。

4 輸送力の配分

- (1) 配分担当
輸送力の配分担当は、災対総務部本部班が行う。
- (2) 配分方法
 - ア 災害応急対策の実施担当者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、災対総務部財政班に輸送力供給の要請を行う。
 - イ 災対総務部財政班は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

5 応急救助のための輸送基準

- (1) 対象
 - ア 被災者を避難させるための輸送
 - イ 医療及び助産のための輸送
 - ウ 負傷者等の救出のための輸送
 - エ 飲料水供給のための輸送
 - オ 救済用物資の輸送
 - カ 遺体の捜索のための輸送
 - キ 遺体の処理（埋葬を除く。）のための輸送
- (2) 費用
輸送に要した費用は、市内の通常の実費とする。
- (3) 期間
各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。

6 輸送拠点、集積場所

(1) 集積場所

救援物資等の一次集積場所は、古川屋内運動場とする。また、必要に応じて、随時、二次集積場所を設ける。

なお、県災害対策本部が大崎圏域防災拠点の開設を決定した場合は、古川屋内運動場が大崎圏域防災拠点の物資搬入場所となることに留意する必要がある。

(2) 救援物資等の受入れ及び各避難所への配送

救援物資の受入れ及び各避難所への配送等は、ボランティアの協力を得て、災対産業経済部農林対策班が担当し、次の業務を行う。

- ア 救援物資の受入れ
- イ 救援物資の集積状況の把握
- ウ 救援物資の配送指示
- エ 集積、配送状況等の情報の提供
- オ 救援物資配送計画の作成
- カ 輸送車両等の配車指示、借り上げ等

第3 道路障害物の除去

1 道路障害物の除去の考え方

市は、災害時の救急、消防、応急復旧対策等を迅速かつ効果的に行うため、緊急輸送道路から広域的防災拠点所在地等を結ぶ路線を優先して、道路障害物の除去及び応急復旧を行う。

2 道路障害物除去の担当

道路障害物の除去及び応急復旧は、災害等応急対策の協力に関する協定を締結している大崎市建親会の協力を得て、災対建設部土木対策班が行う。

3 除去した障害物の処理

除去した障害物については、本章「第23節 廃棄物処理活動」に基づき処理する。

第9節 消防・防災ヘリコプターの活動

【災対総務部指令班】

大規模な地震災害時においては、機動性に優れた消防・防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）を活用し、初動期における被害情報の収集、負傷者や緊急輸送物資の搬送を行うなど、ヘリコプターの災害派遣の要請に関し定める。

第1 派遣要請の基準

1 基本要件

(1) 公共性

災害等から市民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること（災害対策基本法又は消防組織法(昭和22年法律第226号)に基づく活動）

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）

(3) 非代替性

ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資機材・人員等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

2 緊急運航基準

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況等の情報収集活動

災害が発生し広範囲にわたる情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救助物資、人員等の搬送

災害が発生し緊急に救援物資、人員及び資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合

イ 高度医療機関等への転院搬送

遠隔地へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

ウ 交通遠隔地への医師等の搬送

交通遠隔地において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

エ その他

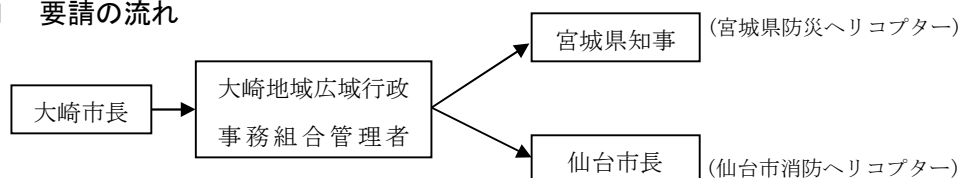
救急活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

水難事故等によりヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。その他、救助活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

第2 派遣要請の手続

1 要請の流れ



2 要請方法

市長は、大崎地域広域行政事務組合管理者に対し、口頭又は電話等により要請する。大崎地域広域行政事務組合管理者は、宮城県知事又は仙台市長に各協定書に定められた文書により要請する。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話により要請し、事後速やかに文書を提出する。

(防災ヘリコプター緊急運航要請書は、資料編 応急対策 9-2 のとおり。)

◎ 宮城県防災ヘリコプター

宮城県防災ヘリコプター管理事務所

岩沼市下野郷字新拓 190 東北エアサービス(株)内

TEL 022-323-5760 FAX 022-325-3022

◎ 仙台市消防ヘリコプター

仙台市青葉区堤通雨宮町 2 番 15 号

TEL 022-234-1151 FAX 022-234-2364

また、ヘリコプターの要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(1) ヘリコプターの要請事項

ア ヘリコプター航空機使用の目的及びその状況

イ 機種及び数量

ウ 期間及び活動内容

エ 発着地点又は目標地点

(2) ヘリコプター発着場所

ヘリコプターの発着場所を次のとおり定める。

表 ヘリコプター発着場所

1. 飛行場外離着陸場 (常設)

発着地点	所在地	管理者	備考
新江合川河川敷	古川師山字伊達ヶ森地内	大崎市長	
三本木河川防災ステーション	三本木廻山 65	国土交通省	
吹上高原野営場	鳴子温泉字鬼首赤湯本宮原地内	(株)鳴子温泉ブルワリー	
水辺プラザ 防災ヘリポート	鳴子温泉中野地内江合川河川敷	大崎市長	

2. 飛行場外離着陸場（適地）

※当該離着陸場は、大規模災害の発生時に宮城県防災航空隊及び応援航空隊等が活動する場合のヘリコプターの臨時離着陸場として、宮城県防災航空隊があらかじめ選定した場所を掲げたもの。

発着地点	所在地	管理者	地積(m×m)
新江合川緑地運動場	古川師山地先新江合川右岸河川敷	大崎市長	170×150
大崎市民病院（屋上）	古川穂波三丁目 8-1	市民病院長	16×13.2
松山総合運動場	松山千石字新広岡台 110	大崎市長	100×100
三本木河川公園	三本木地内鳴瀬川河川敷	大崎市長	50×150
鹿島台野球場	鹿島台広長字無清水 4	大崎市長	90×100
江合川右岸河川敷公園	岩出山字下川原町地先堤外地	大崎市長	70×200
東鳴子グラウンド	鳴子温泉字赤道地内江合川河川敷	大崎市長	70×200
田尻総合体育館グラウンド	田尻沼部字早稲田 41	大崎市長	100×100

3. 緊急時飛行場外離着陸場（大崎市で指定するもの）

発着地点	所在地	管理者	地積(m×m)
江合川左岸河川敷グラウンド	古川刈尻地内	大崎市長	
三本木野球場	三本木桑折字沼下 25-3	大崎市長	100×100
鹿島台中央野球場	鹿島台木間塚字福芦 335-1	大崎市長	150×100
前迫公園(野球場)	鹿島台木間塚字前迫 96-5	大崎市長	90×100
鹿島台中学校(校庭)	鹿島台平渡字狸沢 50	大崎市長	70×100
鹿島台運動広場(野球場)	鹿島台大迫字上志田 766-1	大崎市長	150×100
水防災拠点	鹿島台大迫地内吉田川左岸堤	国土交通省	400×200
田尻地区公民館 多目的グラウンド	田尻通木字中崎東 1	大崎市長	150×100

第3 経費の負担

宮城県広域航空消防応援協定書第8条により、宮城県が負担する。

（宮城県広域航空消防応援協定書は、資料編 応急対策 9-1 のとおり。）

なお、仙台市の消防ヘリコプターが出動した場合には、宮城県内航空消防応援協定書第10条による。

（宮城県内航空消防応援協定書は、資料編 応急対策 9-3 のとおり。）

第 10 節 自衛隊の災害派遣

【災対総務部指令班】

大規模な地震災害に際し、人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、市長は知事に対して自衛隊の災害派遣要請をするよう求めることができる。

第 1 派遣要請の判断基準

自衛隊の災害派遣の要請できる範囲は、人命・身体又は財産の保護が必要であり、かつ他の機関では対応が不十分と判断される場合であり、その派遣要請の判断基準は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害の発生による人命及び財産の保護が必要と認められるとき
- (2) 給水支援（緊急を要し、他に適当な手段がないとき）
- (3) 事故車両の引き上げ（直接人命に影響しているとき）
- (4) 病人、薬等の緊急輸送（緊急を要し、かつ、他に手段がないとき）
- (5) 遭難事故の救出（緊急を要し、かつ、他に手段がないとき）
- (6) 大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫
- (7) 交通路上の障害物の排除（放置すれば人命又は財産に影響すると考えられるとき）
- (8) その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する

第 2 災害派遣の基準及び要請の手続

1 要請による派遣

市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請をするよう求めることができる。この場合、市長はその旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。また、市長は速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

なお、通信の途絶等により知事への要求ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、市長は速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

2 自衛隊の自主派遣

大規模な地震災害時において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つ時間的な猶予がない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

（自衛隊による災害派遣の実施は、資料編 応急対策 10－1 のとおり。）

3 要請の手続

市長は自衛隊の派遣要請をするよう求めることを決定したときは、次の事項を明らかにした文書により、知事へ要請を求める。

ただし、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信により要請を行う。この場合、その後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等）

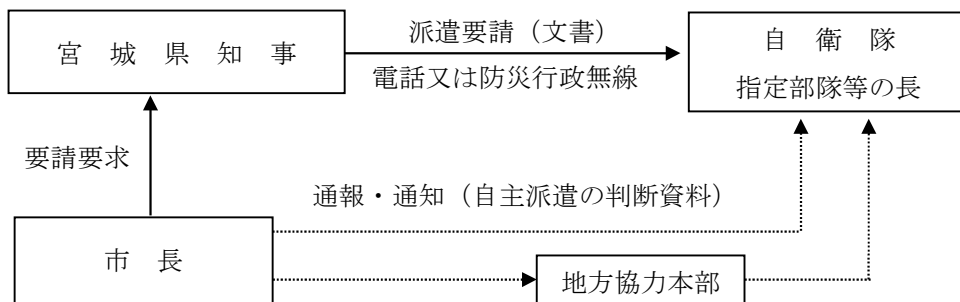


図 派遣要請系統図

第3 自衛隊の連絡調整幹部等との連絡

大規模な地震災害が発生し、災害対策本部を設置した場合、自衛隊から派遣される連絡調整幹部等を災害対策本部に受入れ、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保し、災害対処に必要な情報交換等を行う。

第4 派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

(自衛隊派遣部隊の救援活動内容及び自衛官の権限は、資料編 応急対策 10-3 のとおり。)

第5 派遣部隊の受入れ体制

災害派遣が決定・実行される場合、派遣を受ける市長は速やかに次の事項について措置し、派遣部隊の受入れ体制を整備する。市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、以下の項目を明示した先行性のある作業計画を提示する。そのため、作業実施に必要なとする資料等の準備を整える。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

1 連絡調整者の指定

市長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設に充てる時は、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

表 予定宿舎及び宿営地

施設名	所在地
古川武道館	古川旭四丁目 5－2
新世紀公園	三本木字鹿野沢 7－1
鹿島台武道館	鹿島台広長字吹上三ツ壇 11－9
鹿島台多目的グラウンド	鹿島台木間塚字福芦 335－1
岩出山野球場	岩出山字木通沢 132－1
岩出山武道館	岩出山上野目字中川原 14－1
田尻総合体育館グラウンド	田尻沼部字早稲田 42

4 駐車地区、臨時ヘリポートの設定

(1) 車両駐車場

車両駐車場は次のとおりとする。このほか、被災状況などに応じて車両駐車に可能な用地を指定する。

施設名	所在地
古川総合体育館	古川旭四丁目 5－2
鹿島台多目的グラウンド	鹿島台木間塚字福芦 335－1
岩出山野球場	岩出山字木通沢 132－1
岩出山体育センター	岩出山上野目字中川原 21－1
田尻総合体育館グラウンド	田尻沼部字早稲田 42

(2) ヘリポート

本市のヘリポートは、本章「第9節 ヘリコプターの活動」による。

ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準は次のとおりである。

ア 離着陸要領

ヘリコプターは、風に向かって約 10 度～12 度の上昇角で離着陸する。普通は垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりしない。

イ 発着場選定基準

(ア) 地面は堅固で傾斜 6 度以内

(イ) 四周にあまり障害物がないこと。少なくとも 2 方向に障害物がないことが望ましい。

ただし、東西南北 100m×100m の地積があればよい。

第6 派遣部隊の撤収

- (1) 派遣の目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、民心の安定等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収要請について知事に依頼する。
- (2) 撤収要請の依頼は、電話等をもって行った後、速やかに文書を提出する。
(自衛隊災害派遣要請書及び撤収要請書は、資料編 応急対策 10－2 のとおり。)
- (3) 災害派遣部隊等の長は、知事から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

第7 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費は原則として派遣を受けた市が負担する。なお、細部については、その都度災害派遣命令者と知事等が協議して定める。

- (1) 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料
- (2) 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- (5) 無作為による損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

第11節 相互応援活動

【災対総務部指令班・同本部班】

大規模な地震災害時において、被災した市町村だけでの災害応急対応が困難となる場合は、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、災害活動に万全を期す。

第1 応援の要請等

1 相互応援協定

災害時における相互の応援協力が円滑に行われるよう応援協定を締結している市区町村等においては、当該協定に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

（自治体間等相互応援協定一覧表は、資料編 予防対策 10－1 のとおり。）

2 応援要請

市長が、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、次の事項を明らかにした文書により協定締結市区町村長又は知事に対し、応援を求め、又は応援措置の実施を要請する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。

- （1） 災害の状況及び応援を必要とする理由
- （2） 応援を要請する区域
- （3） 応援を必要とする期間、人員
- （4） 応援又は応援措置事項、その他参考となるべき事項

3 要請への対応

市長は、被災市町村又は知事から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保について応援を求められた場合は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講ずる。

4 県への情報伝達

市は、応急対策の実施に際して、他市町村から応援を得ることとなった場合には、県に対しその旨を連絡する。

5 応援体制の確保

県内で大規模地震災害が発生した場合、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

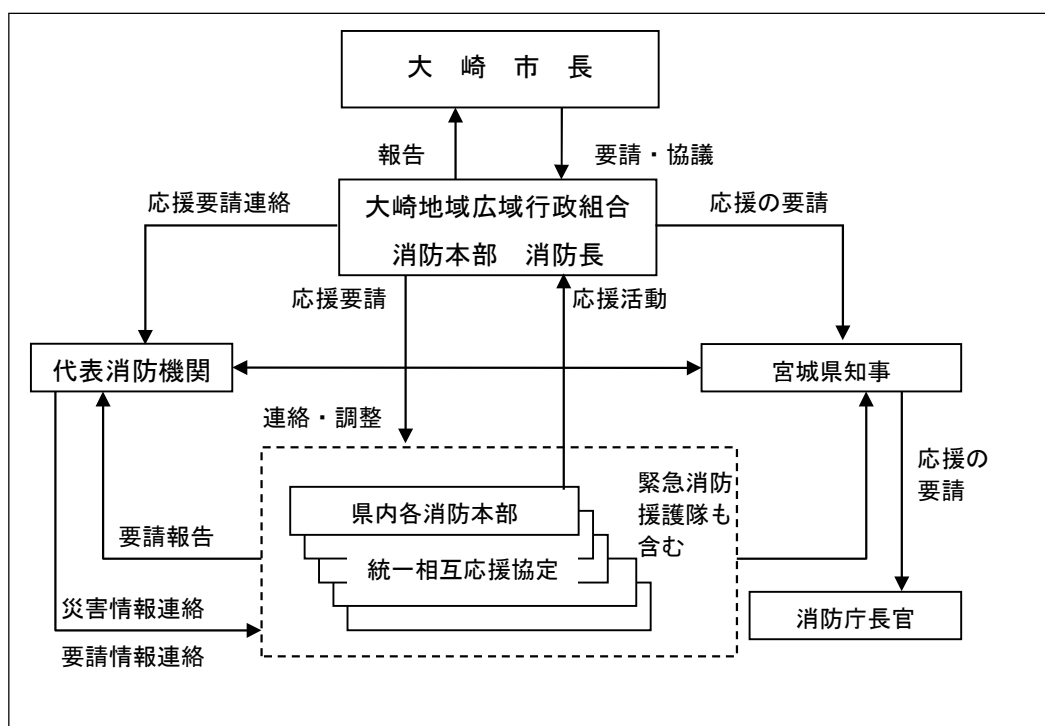
第2 消防相互応援協定による応援要請

大崎地域広域行政事務組合消防本部は、管内の消防力では、十分な災害防ぎょ活動ができないと判断され、宮城県広域消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関に応援要請する場合は、「宮城県広域消防応援基本計画」（平成16年4月策定）の定めにより要請する。

第3 緊急消防援助隊の応援要請

大崎地域広域行政事務組合消防本部は、地震等の大規模災害時に、管内の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」（平成16年8月策定）の定めにより、知事に応援要請を依頼する。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

■緊急消防援助隊情報連絡体系



第12節 海外からの支援の受入れ

【災対総務部本部班】

市は、大規模な地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。

第1 海外からの救援活動の受入れ

市は、本章「第2節 災害情報の収集・伝達体制」の「第4 県への被害状況の報告」を活用して具体的な被害状況を県へ報告するとともに、海外からの救援活動の受入れについて、県と連絡調整を行う。

県に報告する情報事項は、次のとおりである。

- (1) 救援を必要とする場所及びその緊急性
- (2) 現地までの交通手段及び経路の状況
- (3) 現地の宿泊の適否等
- (4) 必要な携帯品等
- (5) その他必要と認められる事項

第2 救援内容の確認

海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、次の事項について確認し、県と連絡調整を図りながら対応する。

1 救援隊の派遣内容

- (1) 協力内容、人数、派遣日程
- (2) 受入れ方法
- (3) 案内、通訳の必要性

2 救援物資の内容

- (1) 品名、数量
- (2) 輸送手段、ルート
- (3) 到着予定

第 13 節 避難活動

【災対総務部指令班・同本部班，災対市民協働推進部避難所開設班，災対民生部，災対教育部，現災本部班】

市は、大規模な地震災害が発生した場合、災害から市民等を保護するため、適切に避難情報の発令を行うとともに、警戒区域の設定や危険区域内の市民等を適切に安全な地域へ避難させ、速やかに避難所を開設し、人命保護と避難者を援護する。

第 1 避難情報

市長は、地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合は、市民等に対して速やかに避難情報を発令する。

1 避難の指示等を行う者

避難の指示等発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

また、災害対策基本法第 63 条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

- (1) 市町村長（災害対策基本法第 60 条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第 61 条，警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号)第 4 条）
- (3) 水防管理者（市町村長〔水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 22 条〕）
- (4) 知事又はその命を受けた県職員（水防法第 29 条，地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 25 条）
- (5) 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 94 条〕）

2 市長、県知事の役割

市長が、大規模地震に起因して市民等の生命身体に危険が及ぶと認めるときは、危険区域の市民等に対し、速やかに立ち退きの指示を行う。

また、知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代わって立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

3 警察の役割

- (1) 警察官は、市民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市長から要請があった場合は、市民その他関係者に対し、避難の指示等、誘導その他必要な措置をとる。
- (2) 古川警察署長，鳴子警察署長は、市長が行う避難の指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。
- (3) 古川警察署，鳴子警察署は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示等が行われた場合には、速やかに市民等に伝達するとともに、市民等を安全に避難させる。

4 自衛隊の役割

災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

5 避難情報発令の実施基準

(1) 避難の必要性の早期把握及び判断

市は、災害が発生するおそれのある地域の現状を早期かつ的確に把握し、迅速・確実な避難対策の要否を判断する。

(2) 避難情報の発令判断基準

避難情報の発令判断基準は、次のとおりである。

種別	発令判断基準
高齢者等避難	○要配慮者等，特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり，人的被害の発生する可能性が高まった状況
避難指示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり，人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
緊急安全確保	○土砂災害の前兆現象の発生や，現在の切迫した状況から，人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等，地域の特性等から人為的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害が発生した状況

第2 避難情報発令の内容及び周知

1 市民等への伝達内容

市長が避難情報の発令を行う場合は、次に掲げる事項を明らかにする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先及び避難経路
- (3) 避難時の服装、携行品
- (4) 避難情報発令の理由
- (5) 避難行動における注意事項
- (6) その他必要な事項

2 市民等への伝達方法

市は、避難情報の発令を行う場合は、次の方法により当該地域の市民等に周知徹底を図る。また、これを解除したときも同様とする。

- (1) 市所有の広報車又は消防機関・消防団の広報車や警察のパトカーの巡回
- (2) 直接口頭又は拡声機
- (3) 防災行政無線、緊急速報メール
- (4) サイレン
- (5) 消防団員、警察官その他特使による戸別訪問

(6) テレビ, ラジオ (災害対策基本法第 57 条に基づき, 放送事業者に放送依頼)

3 要配慮者等への配慮

市は高齢者, 障がい者, 外国人等への伝達には特に配慮し, 各種伝達手段を活用するほか, 民生委員・児童委員, 自主防災組織, 地域住民の協力等により, 確実に伝達する。

4 施設の管理者への周知

市は避難所として指定している学校, 総合体育館等の管理者に対して速やかに連絡する。

5 警察, 消防機関等への連絡

市は避難住民の誘導, 整理のため, 警察等の関係機関に避難指示の内容を伝えるとともに協力を求める。

6 近隣市町村への連絡

市は地域住民が避難のため, 近隣市町村内の施設を利用することもあり, また, 避難誘導の経路等によっては協力を求める場合があることから, 事前に近隣市町村に対して連絡する。

7 知事への報告

市長は, 避難情報の発令を行ったときは, 次の事項を速やかに知事に報告する。

- (1) 避難情報・自主避難の別
- (2) 発令を行った者
- (3) 避難情報発令を行った日時
- (4) 避難の理由
- (5) 避難の対象地区名・世帯数・人員
- (6) 避難先

第3 避難の方法

市は, 市民等の避難誘導について, 市民等が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への円滑な誘導に努める。

1 避難の準備

市は地震に伴う洪水や崖崩れ等により被害が発生するおそれがある場合は, その必要な地域の市民に対し, 以下の項目について広報車, 防災行政無線等により避難の準備を広報する。

- (1) 避難に際しては, 必ず火気危険物等の始末を完全に行う。併せて, 電気のブレーカーはオフにする。
- (2) 避難者は, 3食分程度の食糧, 飲料水, 手拭等の日用品, 懐中電灯, 救急薬品等を携行する。
- (3) 避難者は, できるだけ氏名, 住所, 年齢, 血液型等を記入したものを携行する。
- (4) 服装は軽装とするが, 素足, 無帽は避け, 最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- (5) 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- (6) 上記のうちから, 必要なものを「非常用袋」に整理しておく。

- (7) その他避難の指示等が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

2 避難の順位等

(1) 避難の手順

- ア 緊急避難の必要性が高い地域から行うものとし、家庭、職場及びその他の場所から各地区の避難所に避難する。
- イ 予定していた避難所への到達が困難な場合は、近くの安全な場所に一時避難し、その後、安全を確認してから避難所へ向かう。

(2) 避難の順位

- ア 市民間の避難の順位は、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難を優先する。
- イ 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。

3 避難者の誘導及び移動手段

- (1) 安全を確認しつつ、地域住民がお互い声を掛け合いながら、できるだけ地区ごと（自主防災組織ごと）の集団避難を行う。
- (2) 地区ごと（自主防災組織ごと）の避難誘導は、自主防災組織、地区の役員又は消防団員が行う。
- (3) 避難する際の移動手段は、原則徒歩での避難とし、自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者、施設の高齢者、乳幼児等の避難については、各関係機関の車両等による移送や、家族の自家用車等での避難を基本とする。
- (4) 危険区域に警察官及び市職員を配置し、適切な避難誘導を行う。また、夜間においては可能な限り照明器具等を使用して避難中の事故防止に万全を期す。
- (5) 市は、古川警察署又は鳴子警察署等に避難所を連絡し、必要に応じて危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。

4 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難に当たり次の事項を市民等に周知徹底する。

- (1) 戸締り、火気の始末を完全にする。
- (2) 携行品は必要最小限のものにする。（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等）
- (3) 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。
- (4) 車での避難は極力さけるよう指導する。

5 避難終了後の確認

- (1) 避難の指示等を出した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立ち退きの遅れた市民等の有無を確認する。
- (2) 避難の指示等に従わない市民等に対しては極力説得する。なお、説得に応じない場合で、人命救助のために特に必要があるときは、市は防災関係機関と連携の上、必要な措置をとる。

6 児童・生徒等の集団避難

(1) 避難実施責任者

学校又は幼稚園については校長又は園長が、保育所・保育園については施設長が当たる。

(2) 避難の順位及び編成等

避難の順位は年少（低学年）者を優先する。

また、避難をする際の編成は、クラス単位とする。

(3) 誘導責任者及び補助者

原則として、クラス担任の教諭等を誘導責任者とするが、状況によってはクラスに居合わせた教諭等が責任者として誘導に当たる。

(4) 避難の要領、措置、注意事項

ア 学校長等は、児童・生徒等を安全な場所に避難させた後、直ちにクラス担任、学年主任等に人員を確認させるとともに、避難状況及び被害状況等を速やかに市教育委員会等に報告する。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、学校長等はあらかじめ避難要領等を作成し、その内容を周知徹底させるため、各関係機関の協力を得て訓練を行う。

7 その他施設等の集団避難

病院、企業、その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ作成した避難計画に基づき、災害時における避難に万全を期す。

8 警戒区域の設定

市は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

なお、警戒区域を設定した場合には、退去の確認を行うとともに、避難等に支障のないよう、バリケードを設置するなど立ち入り禁止の措置を講ずる。

第4 要配慮者に配慮した避難

1 在宅の要配慮者避難

市は、要配慮者の安全を図るため、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と協力して、在宅の要配慮者の所在、緊急連絡先等を確認の上、福祉避難所への避難誘導支援を行う。

2 被災した在宅避難行動要支援者の福祉避難所への避難

市は、被災した在宅の要介護高齢者等の避難行動要支援者を福祉避難所へ避難させるため、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と協力して直ちに福祉施設へ避難誘導する。

第5 避難所の開設及び運営

市は災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれがある避難者を一時的に収容し、保護するため必要と認められるときは、直ちに指定避難所から必要な施設を選定し、避難所を開設する。避難所の開設と運営に当たっては、施設管理者の協力を得ながら、市・自主防災組織・地域団体・避難者等の協働によるものとする。

災害の状況によって、自主防災組織等が一時避難所の開設や避難所に指定されていない集会所等に自主避難する必要があると認めたときは、事前に施設の安全を十分に確認した上で、施設管理者の協力のもと、自主防災組織・地域団体・避難者等の協働により、避難所の開設と運営を行う。

なお、開設運営に当たっては「避難所運営マニュアル」を基に、万全を期す。

1 避難所等の開設

(1) 避難所

指定避難所及び一時避難所は、資料編 予防対策14-1のとおりである。

また、避難所が使用不可能になった場合又は避難所に収容しきれなくなった場合等には、仮設避難所、野外テント等を安全な場所に設置する等の措置をとる。

なお、避難所の開設が予定される施設については、対象地域の被災住民を収容できる規模を確認し、適切に配置する。

(2) 避難所開設の連絡

ア 市民等への周知

避難所を開設したときは、広報車、防災行政無線等活用し、速やかに避難者に周知し、収容すべき市民等を誘導保護する。

イ 知事への報告

避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事に報告する。

(ア) 避難所開設の日時及び場所

(イ) 箇所数及び収容人員、世帯数

(ウ) 開設期間の見込み

2 避難所等の運営

避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、洗濯等の頻度、保健師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずる。

(1) 開設期間

災害の日から原則として7日以内とする。

(2) 費用

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法に準ずる。

(3) 避難所の責任者及び連絡員の指定

避難所の運営に当たっては、災対市民協働推進部長を責任者とし、災対市民協働推進部員

が連絡員となる。

(4) 運営に当たっての留意事項

市は、避難所を設置した場合には、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し、必要な設備、備品を確保するとともに、自主防災組織や地域団体、避難者、ボランティア等を中心とした、自主運営組織を立ち上げる。

また、避難所の運営に当たっては女性の参画により、男女のニーズの違いや、子育て家庭の視点等に配慮するものとし、その上で次の事項について留意する。

- ア 避難者が必要とする情報を適宜提供する。
- イ 避難の長期化に際しては、必要に応じプライバシーの確保に配慮する。
- ウ 被災者に対し、男女別の着替えや授乳、女性専用の物干しのためのスペースを設ける。
- エ 女性用品の女性による配布に配慮する。
- オ 障がい者や外国人の身体、言葉、生活習慣の違いなどに配慮する。
- カ 避難所における生活環境に留意し、常に良好な状態を保つように努める。
- キ 避難所の運営に当たっては、努めて融和を図り、被災者の精神的負担を和らげる。
- ク 避難所における情報の伝達、食料や水等の配布、清掃等について、避難者、地区民、自主防災組織、地域団体等の協力が得られるよう努める。
- ケ 各避難所の運営委員会は、避難所を運営するための共通の「スローガン」や「具体的な禁止事項」などのルールの掲示と具体的な避難所空間レイアウトの設営（受付・食料配給・女性のための専用コーナー・通路などの基本レイアウト）を協議し決定する。

なお、市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努める。

3 教育施設が避難所となった場合の措置

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市に協力する。この場合、管理者は学校教育に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を教職員等に行わせる。

4 避難長期化への対処

- (1) 市は、避難の長期化を見据えた避難計画を作成し、市民及び関係機関等に周知する。
- (2) 市は、市民の避難が長期化した場合には、高齢者、障がい者、傷病者等の処遇について、十分配慮する。
- (3) 各避難所の自主運営組織により、避難所が自主的に運営されるよう市は配慮する。

5 避難者の健康管理

- (1) 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- (2) 保健師による健康相談の実施体制等の必要な措置をとる。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所等の必要な措置をとる。

第6 帰宅困難者対策

市内には、東北新幹線の古川駅及び東北自動車道の古川インターチェンジがあり、大規模な地震の発生により、新幹線の緊急停止やインターチェンジの閉鎖等で旅行者・出張者等を含む帰宅困難者が発生した場合は、帰宅困難者の受入れ対策を実施する

1 旅行者等の避難誘導

市は、大規模災害により鉄道や道路網が寸断したこと等で自宅への帰宅が困難な旅行者や出張者等について、関係機関と連携の上、安全に市内の避難所等へ誘導する。

2 学校及び企業等関係機関の対応

学校及び企業など関係機関は、児童・生徒、従業員、顧客及び施設の被害状況を確認するとともに、災害情報を入手しながら施設や周辺の安全を確認した上で、児童・生徒、従業員、顧客を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、災害情報を入手しながら施設や周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内等の安全な場所へ保護するとともに、市や関係機関と連携し、状況に応じて、保護した利用者を一時的な滞在可能な施設へ誘導するよう努める。

4 要配慮者への対応

市は、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の自力移動が困難な要配慮者について、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

5 災害情報等の提供

市は、帰宅困難者に対して、災害情報や交通機関の再開見通し等の情報提供を行う。

第7 広域避難者への支援

市は、被災市町村からの広域避難者に対し、公共施設等の滞在施設の提供に努める。

第 14 節 応急住宅等の確保

【災対建設部住宅対策班】

大規模な地震災害により、家屋の全壊等で住居を失った被災者のうち、自己の資力で住宅を確保することが困難な被災者に対し、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設や被害住宅の応急修理、公的住宅等の提供などを実施し、居住の安定を図る。

第 1 実施責任者

- (1) 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の設置は、災害救助法が適用された場合は、知事が行う。
- (2) 市長は、これに協力し、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設地を確保するとともに、県が直接建設することが困難な場合は、県からの委任を受けて自ら建設する。
- (3) 災害救助法が適用されない場合は、災害の規模・範囲、被害の程度等により同法の定める基準に準じ、市長が実施する。

第 2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）確保の方針

1 入居対象者

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅を確保できない被災者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者とする。

2 必要住宅戸数の把握

住宅の提供が必要な世帯数とその家族構成、年齢、性別等について調査するとともに、提供住宅への要望等を把握する。

3 応急住宅確保の方針

公的住宅の空き家を提供し、不足する場合に応急仮設住宅（建設型応急住宅）を建設する。

第 3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設

1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の規模・費用、仕様

- (1) 設置戸数は、住宅が全壊、全焼又は流出した世帯の数の 3 割の範囲内とする。
- (2) 1 戸当たりの規模は、29.7 m²（9 坪）を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。
- (3) 被災者に係る世帯人数や要配慮者等に十分配慮した使用及び設計に努める。

2 建設着工及び供与期間

- (1) 災害発生の日から原則として 20 日以内に着工し、速やかに設置する。
- (2) 供与期間は、完成の日から 2 年以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が、適用されない場合は市長が認めた場合はこの限りでない。

3 設置予定場所

市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に当たり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合において、県からの委託を受け、市自ら整備する。

（応急仮設住宅（建設型応急住宅）建設場所一覧表は、資料編 応急対策 14－1 のとおり。）

4 市が委任を受けた場合の工事発注及び資材確保

- （１） 工事は原則として請負工事とする。
- （２） 施行業者の選定に当たっては、市の契約する工事施工有資格者を優先するが、緊急時であることからその他業者、又は建設団体等からも適宜選定するなど、臨機応変の措置を講じる。
- （３） 建築資材の確保については、市内の事業者、団体に対し建築資材の安定供給について協力を要請する。

第4 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理

（１） 管理体制

県は応急仮設住宅（建設型応急住宅）の適切な運営管理を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の所在地である市に管理を委任する。この場合、知事と市長との間で、管理委託契約を締結する。

（２） 維持管理上の配慮事項

県及び市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理に当たっては、安全・安心を確保するため、警察、消防との連携を図り、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れルールづくり、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、仮設住宅入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営を支援する。また、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

第5 民間賃貸住宅の活用等

市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）及び公営住宅等の公的な一時提供住宅を十分に確保できない場合は、関係機関・団体等と協力し、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に代えて、借り上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

第6 住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対して、災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合に、その被災者に替わって必要最小限の補修を行う。

1 対象

半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住家で、自らの資力をもってしては修理することができない被災者。

2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理に限る。

3 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了する。

第7 公営住宅等の提供

市は、市内あるいは近隣市町村の公営住宅等に空き家がある場合、関係機関にも協力を求め、被災者、特に要配慮者へ優先的に提供する。

1 公営住宅の活用

市営住宅のほか、県、県内市町村等の公営住宅等の空家情報を収集・提供するとともに、必要な場合は一時入居のあっせんを行う。

2 民間施設等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についての情報を収集し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者等に入居の協力を依頼する。

第 15 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

【災対民生部福祉班、災対産業経済部農林対策班、災対水道部、現災本部班】

市は、大規模な地震災害時における市民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達供給活動を行う。

第 1 食料

市は、被災者及び災害応急対策従事者等に対し、必要に応じて食料を供給し、又は炊き出しを実施し、食料の供給に万全を期する。

また、「災害時における食料等物資の供給協力に関する協定書」に基づき、食料を調達する。

1 応急供給の実施方法

(1) 供給対象及び供給基準数量等

災害時において必要と認められるときは、次により主食の応急供給を実施する。

供給対象	供給基準	供給期間	費用負担
炊き出しによる給食を行う必要があると認められる被災者	1 人 1 食当たり 200 g	災害発生の日から原則 として 7 日以内	市負担
供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じ供給を受けられない者	1 人 1 日当たり 400 g	実情に応じ、市長がその都度決定する	個人負担
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者	1 人 1 食当たり 300 g	〃	市負担

(2) 供給品目

原則として米穀とするが、実情に応じパン等とする。

2 炊き出しの実施

(1) 炊き出しの担当等

災対民生部福祉班は炊き出し数を取りまとめ、米穀の手配については災対産業経済部産業班と、調理については、災対教育部教育総務班等と調整を行う。

(2) 供給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の供給対象者は、次のとおりとする。

- ア 避難所に避難している等炊事のできない者
- イ 住家の被害が全半壊（焼）、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者
- ウ その他食料品を喪失し、炊き出しの必要があると認められる者

(3) 供給品目及び数量

ア 主食

応急的な炊き出しによるが、実情によりパン等とする。

イ 副食物

費用の範囲内でその都度定める。

ウ 数量

主食は1人1日600g以内とする。(1食200g以内)

(4) 費用及び期間

ア 費用

炊き出しに要する費用の範囲、額等は、災害救助法に準ずる。

イ 期間

炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(5) 炊き出しの実施

ア 炊き出しは、使用可能な各学校給食センターをはじめ、避難所となっている学校給食施設及び各公民館調理室を活用し行う。

イ 炊き出しの実施に当たって、市職員による対応で要員が不足する場合には、女性防火クラブや婦人会等の協力を得る。また、必要に応じ、県及び日赤宮城県支部等の協力を得て実施する。

3 食品の調達

(1) 調達担当

食品調達の担当は、災対産業経済部農林対策班とする。

(2) 米穀の調達

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て、給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）を調達する。

ただし、災害救助法が発動された場合においては、県又は市町村は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という。）を調達する。

ア 応急用米穀

(ア) 県は、市町村の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、農林水産省に対し要請するとともに、農林水産省は、県からの要請を踏まえて、米穀販売事業者に対して手持ち精米を、県又は県の指定する者(県又は市町村が取扱者として指定した届出事業者。以下「取扱者」という。)に売却するよう要請する。

(イ) 農林水産省は、必要に応じ、政府所有米穀を供給するものとする。

イ 災害救助用米穀

(ア) 県は市町村からの要請を踏まえ、必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報(希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等)について、農林水産省に要請する。

(イ) 市町村は、直接、農林水産省に要請した場合は、速やかに県に連絡することとし、県は必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報(希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等)について、農林水産省に要請する。

(3) 米穀の供給

ア 応急用米穀

(ア) 県は、農林水産省から直接購入した応急用米穀を市町村に供給する。

(イ) 市町村は、県から供給を受けた応急用米穀又は届出事業者から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

(ウ) 市町村は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

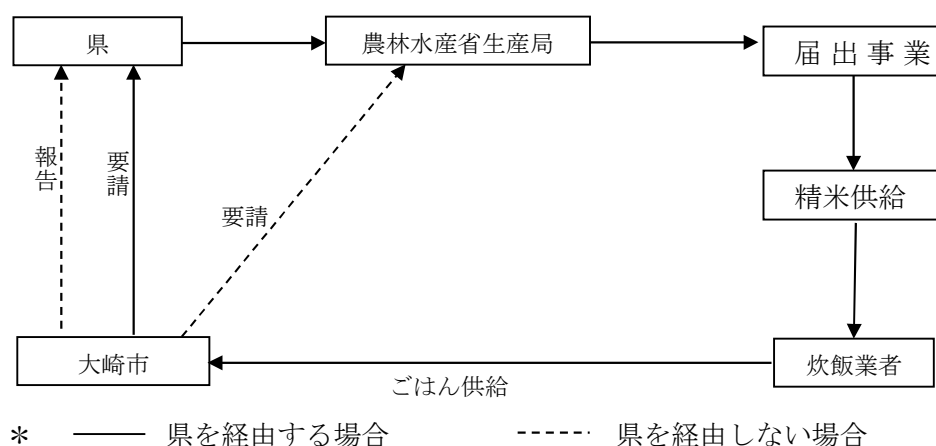
イ 災害救助用米穀

(ア) 県は、農林水産省と売買契約を締結し、農林水産省から受託事業者を通じ、県又は取扱者に引き渡すよう指示された災害救助用米穀を市町村に供給する。

(イ) 市町村は、県から供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

(ウ) 市町村は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

図 緊急時における食料（精米）の供給体制略図



(4) 副食、調味料等の調達

ア 野菜及び果実

市は、県と連携をとりながら、野菜及び果実についての需要の動向を把握するとともに、農業関係団体等に対して提供協力の要請を行い、被災者に供給すべき野菜及び果実の確保に努める。

イ 乳製品

市は、県と連携をとりながら、乳製品の需要の動向を把握するとともに、全国牛乳協会と連携の上、被災地以外の乳業工場等からの応急調達及び供給に係る調整を行う。

ウ その他副食、調味料等

市が副食、調味料等を調達する場合は、あらかじめ協議の上、必要数量を決定し、市内関係業者から調達する。

(5) 協定先からの調達

特に、炊き出し等の体制が整うまでの間、「災害時における食料等物資の供給協力に関す

る協定」業者に依頼し、弁当、おにぎり等を調達する。併せて、要配慮者にも配慮した非常食を調達する。

(6) 調達、救援食料の集積場所

調達食料及び救援食料の集積場所を、次のとおり定める。

施設名	所在地	電話番号	対象区域
※古川総合体育館	古川旭四丁目 5－2	24-0511	古川地域
B & G 海洋センター	松山千石字新広岡台 45	55-2800	松山地域
三本木中学校	三本木字鹿野沢 78－2	52-3056	三本木地域
鹿島台保健センター	鹿島台平渡字西要害 12－2	56-9029	鹿島台地域
スコーレハウス	岩出山字船場 21	72-0357	岩出山地域
鳴子総合支所	鳴子温泉字新屋敷 65	82-2191	鳴子温泉地域
田尻保健センター	田尻沼部字富岡 166	39-2364	田尻地域

※県災害対策本部が大崎圏域防災拠点の開設を決定した場合は、古川総合体育館及び古川屋内運動場が大崎圏域防災拠点の物資搬入場所となることに留意する必要がある。

※その他、三本木総合体育館、岩出山体育センターを食料等緊急配送先として定める。

第2 飲料水

応急給水について市は、災害のため水道施設の破損又は井戸等の汚染等により飲料水が得られない場合において、最小限必要な飲料水を供給し、被災者の飲料水及び生活用水の確保に努める。

また、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づき応援要請し、飲料水を確保する。

1 応急給水方法等

(1) 給水体制

市は、補給給水水源の確保と被害状況の把握に努め、応急給水が必要な地域や給水活動体制の規模等を定める。

災害規模に応じ応急給水班を編成し供給する。

(2) 給水対象者

現に飲料水を得ることができない被災者とする。また、避難所、医療機関等への給水確保についても考慮する。

(3) 給水量

飲料水は最小1人1日3リットル程度を目標とする。目標とする給水量は次のとおりである。

災害発生からの日数	目標数量	主な給水方法
災害発生～3日まで	3 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}} \cdot \text{日}$	給水車・配水池・耐震性貯水槽
4日～10日まで	20 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}} \cdot \text{日}$	給水車・給水タンク・応急給水拠点（復旧配水管で直接給水）
11日～21日まで	100 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}} \cdot \text{日}$	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日まで	被害給水量	仮配管から各戸給水、共用栓

(4) 給水期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間とする。

(5) 費用

給水に要する費用の範囲、額等は、災害救助法に準ずる。

(6) 給水方法

ア 市は応急給水について、配水池や貯水施設等の応急給水拠点による給水のほか、給水車等による運搬給水により行うものとする。

イ 市は北部保健福祉事務所の協力を得て飲料水の衛生指導を行い、住民が井戸水、湧水等を飲料水として利用する場合には、煮沸又は消毒して飲用する等の対策を講じるよう指導する。

ウ 給水が不能になった場合は、次のとおり飲料水を供給する。

(ア) 汚染の少ないと思われる浄水場等の原水をろ過消毒し供給する。また、必要がある場合には、貯水槽、小中学校のプール等の水を補給・給水源として利用することも状況に応じて考慮する。

(イ) 被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い配水池や貯水施設又は近隣市町村から運搬給水する。

(ウ) 給水を必要とする地域が広範にわたるとき、又は災害により混乱し、車両通行が困難であるときは、被災者の避難所もしくは一定の集落を単位に給水場所を指定して供給する。

(7) 給水順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

2 給水資機材の調達等

飲料水及び消毒薬品等は、次により確保する。

(1) 市は地域内の業者とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

ただし、関係業者が被害を受けた地域内で給水資機材を調達できない場合は、知事、隣接市町村又は自衛隊に対し、調達のあつせんを依頼する。

(2) 市は必要に応じ、大崎地域広域行政事務組合古川消防署に配備されている水槽車(10 m³)の出動を要請する。

3 給水施設の応急措置

市は災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

市は応急復旧資材等は、主に大崎市管工事業協同組合から調達するが、必要と認めるときは、日本水道協会宮城県支部に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項

応急措置の重点事項は、次のとおりとする。

ア 早期復旧、飲料水の衛生及び最低量確保

イ 取水、導水及び浄水施設等の保守点検、復旧、漏水調査

ウ 飲料井戸等の衛生確保

(3) 応援要請

市は「災害時等における水道施設復旧応援体制に関する協定書」に基づき、大崎市管工事業協同組合に応援を要請する。

また、応急給水に必要な資機材、人材等が不足する場合は、応援協定を締結している近隣市町村や県、日本水道協会宮城県支部等の関係機関に応援要請を行い、円滑な給水を確保する。

4 広報

市は断水、減水、赤水等被害が生じた場合には、住民に対し応急給水の実施、復旧の見通し等について広報車等により広報を実施する。なお、応急給水の広報については、給水方法、給水場所、時間帯その他必要事項の周知を図る。

第3 生活必需品

被災者に対し、衣料、生活必需品等を供給する必要があるときは、要配慮者及び女性にも配慮するものとし、その確保と的確な配給を行う。

また、「災害時における食料等物資の供給協力に関する協定書」に基づき、生活必需品を調達する。

1 生活必需品の給与又は貸与の要領

(1) 対象者

住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品等を喪失し、又は毀損し、日常生活に困難を来している者とする。

(2) 支給品目

- ア 寝具
- イ 衣料品
- ウ 炊事用具
- エ 食器
- オ 日用品
- カ 光熱材料
- キ その他

(3) 費用

衣料、生活必需品等の給与又は貸与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法に準ずる。

(4) 期間

災害発生の日から、原則として10日以内とする。

2 生活必需品の調達

(1) 調達方法

あらかじめ市内関係業者と協議し、応急時に必要な生活必需品を迅速かつ的確に調達する。

ただし、関係業者が被害を受け地域内で必要な生活必需品を調達できない場合は、知事又は隣接の市町村に対し、調達のあつせんを要請する。

(2) 調達物資の集積場所

調達及び救援による物資の集積場所は、本節食料の集積場所と同様とする。

3 義援物資の受入れ、配分

義援物資の受入れ及び配分は、災対民生部福祉班が担当する。

(1) 義援物資の受入れ

ア 市は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、関係機関と連携を図りながら直ちに、義援物資受入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受入れを開始する。

イ 義援物資の募集に当たっては、報道機関と連携し、義援物資の受入れ方法等について広報・周知を図る。

ウ 市は、県及び関係機関と調整の上、事前に義援物資の保管先等を確保し、配分作業が円滑にできるよう努める。

(2) 義援物資の配分

ア 義援物資の配分に当たっては、県及び関係機関との間で調整を行い、被災者のニーズに応じて迅速かつ適切に配分する。また、赤十字救援物資の配分についても調整の上、活用を図る。

なお、義援物資の仕分け、配布に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力も得ながら行う。

イ 配分方法

福祉班長（社会福祉課長）は、衣料、生活必需品等、給与又は貸与する必要があると認められり災者を調査し、義援物資配分計画を作成する。義援物資配分計画は、次の事項を明確にする。

- 義援物資を必要とするり災者（世帯人員ごとにする）
- 義援物資の品名・数量
- 義援救助物資の受払い数量

ウ 配分担当等

福祉班は、義援物資の配分を適切に行うため、集積場所ごとに各班を編成する。班編成は、班長1名、班員10名程度とし、班員は、各行政区長、民生児童委員、自主防災組織、ボランティア団体等の協力による。

福祉班長は、義援物資配分計画により、り災者に義援物資を配分したときは、必要に応じてり災者より受領証を徴する。

エ 義援物資の配送に当たっては、宮城県トラック協会大崎支部等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請する。

第4 日本赤十字社宮城県支部大崎市地区の活動

日本赤十字社宮城県支部大崎市地区は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、日用品セットを備蓄し、必要に応じて配分する。なお、配分に当たっては、災害ボランティア等の協力も得ながら行う。

第 16 節 相談活動

【災対総務部広報班，各災対部，現災本部班】

大規模な災害時において，被災者及び被災者の関係者等からの家族の消息の問い合わせや各種相談，要望等に対応するため，市の相談活動の体制を整備し，県及び防災関係機関とも連携して対応する。

第 1 市の相談活動

(1) 市は，被災者のための総合相談窓口を開設する。

なお，必要に応じて，県の相談窓口を紹介するなど，住民の相談や要望の解決を図る。

(2) 総合相談窓口は，災対各部が常駐し，できるだけワンストップで問題解決が図られるよう，関係職員及び県，各関係機関と連携を図る。

第 2 総合相談窓口の周知

総合相談窓口を設置したときは，広報紙，市ホームページ等をはじめ，報道機関などへ情報提供し，広く市民に周知する。

第17節 ボランティア活動

【災対民生部福祉班, 現災本部班, 社会福祉協議会】

大規模な地震災害が発生したときには、大崎市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図る。

また、専門的なボランティアニーズに対しては、市が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第1 一般ボランティア

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアの受入れ調整組織としては、大崎市社会福祉協議会等が中心となって、災害ボランティアセンターを設置するものとし、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

2 ボランティアの募集、受付、派遣、撤収

災害ボランティアセンターは、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣・撤収を行う。

3 市の支援

市は、災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの場所の提供
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災状況についての情報提供
- (5) その他必要な事項

4 一般ボランティアの活動内容

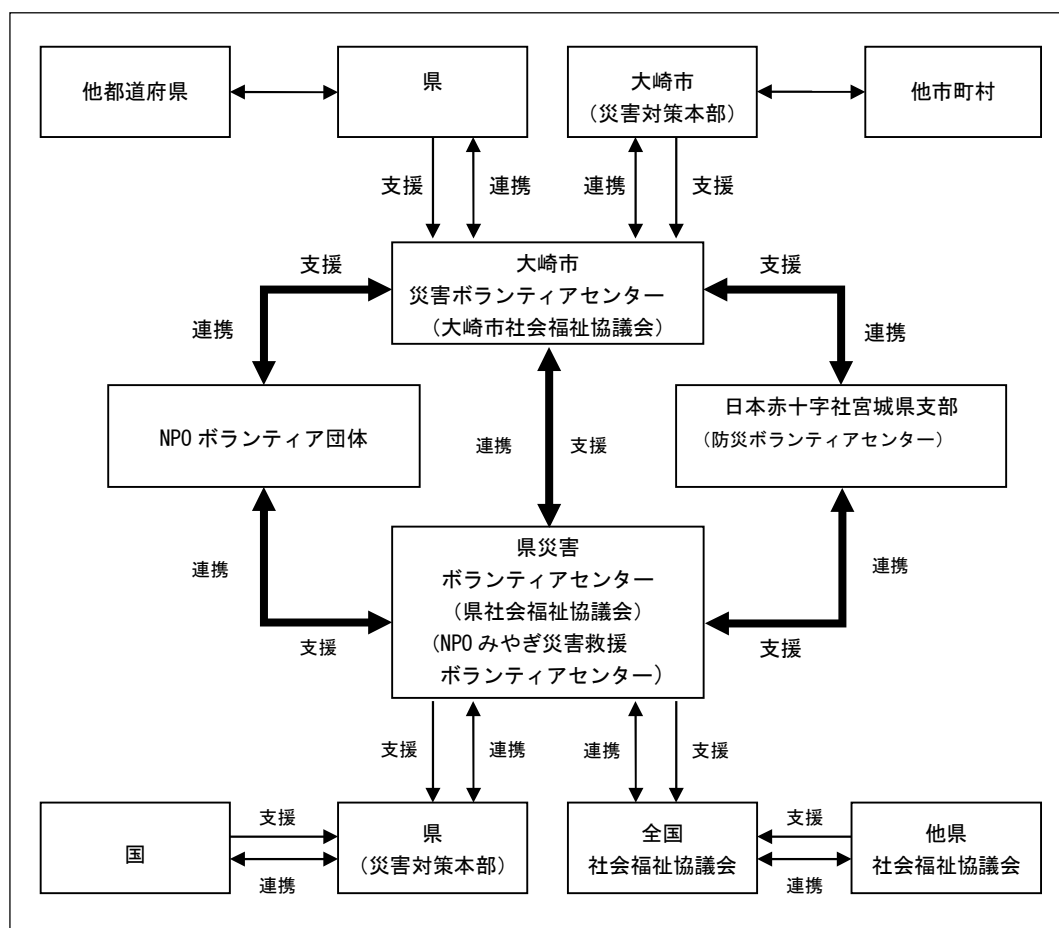
- (1) 情報伝達、広報
- (2) 情報収集
- (3) 物資の仕分け
- (4) 物資の搬送
- (5) 炊き出し
- (6) 避難所の運営補助
- (7) 災害ボランティアの受入事務

第2 専門ボランティア

関係する組織からの申込みについては、災害対策本部の各部で対応するものとし、主な種類は次のとおりである。

主な受入項目	担当部
ア 救護所等での医療，看護，保健予防	災 対 民 生 部
イ 被災建築物の応急危険度判定	災 対 建 設 部
ウ 被災宅地の危険度判定	〃
エ 砂防関係施設診断	〃
オ 外国人のための通訳	災 対 民 生 部
カ 被災者のメンタルヘルスケア	〃
キ 高齢者，障がい者等の介護	〃
ク アマチュア無線等を利用した情報通信事務	災 対 総 務 部
ケ その他専門的知識が必要な業務	各 部

■大崎市災害ボランティアセンターのネットワーク



第18節 要配慮者・外国人・観光地等の旅行者対策

【災対総務部，災対市民協働推進部避難所開設班，災対民生部福祉班，災対産業経済部産業対策班，現災本部班】

大規模な地震災害発生時には，要配慮者や外国人は，的確な災害情報，避難情報の把握や地域住民等との円滑なコミュニケーションが困難になることなどによって，被災しやすい。

このため，要配慮者等に対し，避難誘導，安否確認，救助活動，情報提供，保健福祉サービス，相談窓口の開設等，応急援護体制の確立を図り，関係機関と連携して，各種支援策を速やかに実施する。

第1 災害情報，避難情報等の確実な提供

本章「第3節 災害広報活動」，「第13節 避難活動」に基づき，迅速かつ確実に災害情報や避難情報を要配慮者に提供し，安全の確保を図る。

第2 要配慮者利用施設利用者の安全確保

1 避難誘導

要配慮者利用施設の利用者は，避難誘導計画に基づき，利用者等を安全かつ速やかに避難誘導する。

市は，施設等管理者の要請に基づき，職員を派遣し，施設利用者の安否確認を行うとともに，施設入所者等の救助及び避難誘導を援助する。また，近隣の自主防災組織やボランティア組織等にも協力を要請する。

2 搬送及び受入れ先の確保

要配慮者利用施設の利用者は，災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入れ先の確保を図る。

市は，施設管理者等の要請に基づき，救急自動車等を確保するとともに，病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

第3 要配慮者利用施設以外の要配慮者

1 安否確認，救助

市は，民生委員・児童委員，行政区長，社会福祉協議会，自主防災組織等の協力を得て，居宅に残された要配慮者の安否確認，救助を行う。

2 搬送体制の確保

市は，要配慮者の搬送手段として，自主防災組織等の協力を得るとともに，救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を使用する。また，これらが確保できない場合，県等が確保した輸送車両により，輸送活動を行う。

第4 支援体制の確立と実施

1 施設従事者及び必要な物資の確保

市は、施設従事者の不足や日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

2 緊急援護

(1) 要配慮者用避難施設の開設

災害の状況により避難所に収容するような場合に、障がい者、要介護高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な要配慮者に対しては、必要により公民館等市の施設を要配慮者の避難施設として使用する。

(2) 受入れ可能施設の把握

市は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な社会福祉施設等を把握する。

(3) 福祉ニーズの把握と支援の実施

市は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と福祉避難所の利用等に係る調整を行う。

また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整し、ホームヘルパー等（ボランティア含む）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

3 避難所での援護

市は、避難行動要支援者が避難所に避難した場合には、避難行動要支援者支援マニュアルに基づき、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる援護体制を確立する。特に、障がい者用の装具・医薬品、育児用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

また、被災児童等の精神的ダメージに対応するため、メンタルヘルスケアを行う。

第5 外国人支援対策

市は、災害時に迅速に外国人の安否確認を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

(1) 把握している在住外国人の現状やニーズを基に、必要な対策を講ずる。

(2) 広報車や防災行政無線、市ウェブサイト等により、やさしい日本語による広報を行い、外国人にも分かりやすい避難情報等の提供を行う。

(3) 災害情報等を掲示する場合、やさしい日本語や場合によっては多言語による掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。

第6 旅行者への対策

1 被災情報の収集・伝達

市は、あらゆる手段を活用し、ホテル旅館等観光施設の被害情報の収集に努めるとともに、旅行者の被災状況についても、日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部等から情報

を収集し、状況の把握に努める。

2 避難対策

旅行者の避難対策として、旅客自動車運送業者や宿泊施設等の関係機関と連携し、帰宅困難者の宿泊施設の斡旋や避難所への避難誘導を行う。

3 救出・救助対策

高層ホテル等はしご車による救出が困難な施設については、知事に対し消防・防災ヘリコプターの派遣を要請する。派遣要請の手続については、本章「第9節 消防・防災ヘリコプターの活動」による。

第 19 節 家庭動物の収容対策

【災対市民協働推進部避難所開設班，同環境保全班，現災本部班】

大規模な地震災害に伴い，所有者不明の動物，負傷動物が多数生じるとともに，避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

市は，動物愛護の観点から，これら動物の保護や適正な飼育に関し，県等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

第 1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については，迅速かつ広域的な対応が求められることから，市は，県，獣医師会等関係団体をはじめ，動物愛護ボランティア等と協力し，動物の保護を行う。

第 2 避難所における動物の適正な飼育

市は，県，獣医師会等関係団体，動物愛護ボランティアと協力して，飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど，動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況，避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供，獣医師の派遣等の支援
- (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- (3) 県及び他の市町村との連絡調整及び要請

第20節 防疫・保健衛生活動

【災対市民協働推進部環境保全班，
災対民生部健康推進班，現災本部班】

大規模な地震災害による一時的な生活環境の悪化は、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、市は、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

第1 防疫

市は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

1 感染症の予防

- (1) 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 必要に応じ、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (4) 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- (5) 感染症を疑う症状がある者には、受診勧奨及び予防等について指導する。
- (6) 避難所等で調理に従事する者は、個人の健康状態に留意し、下痢・発熱・嘔吐等の症状及び手に傷がある場合は、調理に従事しない。

2 感染症発生時の対応

- (1) 感染症法に基づく1類から3類の感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、感染の拡大を防止するため直ちに保健所に連絡し、環境消毒等必要な措置を講ずる。
- (2) 避難所で感染症が発生した場合、感染症の種類によっては、集団と分けて療養できる部屋で対応することも考慮する。

3 防疫用資機材等の確保

消毒薬その他感染症対策資機材の調達が困難な場合は、知事又は近隣市町村に対し、調達あつせん要請を行う。

第2 保健対策

1 健康調査、健康相談

市は、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮をしながら必要に応じ、保健指導及び健康相談を実施する。

2 メンタルヘルスケア（精神保健相談）

被災地、特に避難所においては、災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調を来す場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建等への不安から精神的不調を来すことが想定されるため、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

3 栄養調査、栄養相談

市は、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

第3 食品衛生対策

1 食中毒の未然防止

- (1) 市は、北部保健福祉事務所と連携を図り、必要に応じて食品衛生監視員を避難所に派遣することを要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導する。
- (2) 市は、北部保健福祉事務所と連携を図り、必要に応じて食品衛生監視員を食品の集積拠点に派遣することを要請し、食品の配送等における衛生確保について指導する。

2 食中毒発生時の対応

市は、北部保健福祉事務所と連携を図り、必要に応じて食品衛生監視員の派遣を要請し、原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

市は、北部保健福祉事務所と連携を図り、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

第 21 節 遺体等の搜索・処理・埋葬

【災対総務部指令班，災対民生部市民班，
災対消防部，現災本部班】

市は，大規模な地震災害により，死者，行方不明者が生じた場合は，防災関係機関の連携により，これらの搜索，処理を速やかに行う。

第 1 遺体等の搜索

1 対象

災害救助法が適用され，災害により現に行方不明の状態にあり，周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。

（遺体搜索の実施要領は，資料編 応急対策 21－1 のとおり。）

2 費用の範囲

搜索の費用は，搜索のための機械，器具等の借上費又は購入費，修繕費及び燃料費等とし，地域における通常の実費とする。

3 期間

搜索期間は，災害発生の日から 10 日以内とする。

第 2 遺体の検視（死体調査），収容及び処理

（1）市は，災害救助法が適用された災害により死亡した者について，その遺族等が混乱期のため遺体処理ができない場合に警察等の検視（死体調査），医師による死亡確認を経た上，遺体の一時保存，洗浄，修復，消毒などの処理を行う。

（2）警察は，警察官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について，検視を行う。

（3）市は，警察と連絡し，検視遺体数及び病院，消防等関係機関と連絡をとり，検視を経ないで医師が死亡確認した災害に原因した遺体数を確認して，災害による死者を把握する。また，遺体の適正な保存のため，必要な棺やドライアイス，遺体収納袋等の確保の支援に努める。

第 3 遺体の火葬，埋葬

市は，災害救助法が適用された災害により死亡した者について，その遺族等が混乱期のため火葬，埋葬を行うことが困難な場合，又は死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

（火葬，埋葬の実施要領は，資料編 応急対策 21－2 のとおり。）

第 22 節 社会秩序維持活動

【災対総務部指令班，災対産業經濟部産業対策班，
現災本部班】

大規模な地震災害発生に伴う市場流通の停滞等により，食料，生活必需品の不足が生じ，この際に売り惜しみ，買占め等が起こるおそれがある。このため，市及び関係機関は，被災者の生活再建に向けて，物価監視等を実施し，さらには流言飛語や犯罪による社会不安，混乱等を防止するため，所定の対策を講ずる。

第 1 生活必需品の物価監視

市は，県と協力して，生活必需品の価格や流通状況を監視するとともに，必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア，ガソリンスタンド等や関係業界に対し，物資の安定供給を要請する。

第 2 警察の活動

古川警察署及び鳴子警察署は，独自又は防犯実動隊，防犯協会等と連携し，災害警備対策上の情報収集を行うとともに，被災地及び避難所等の警戒活動を強化し，犯罪の予防，不法行為の取締等を行うなど，社会秩序維持のための諸活動を実施する。

第 23 節 廃棄物処理活動

【災対市民協働推進部環境保全班，災対建設部土木対策班，
災対上下水道部上下水道対策班，現災本部班】

大規模な地震災害発生時には，建築物の倒壊等によって多量の廃棄物が発生し，また，避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか，廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため，市及び関係機関は，廃棄物の収集処理を適切に実施し，地域環境の保全を図る。

第 1 実施責任者

市長は，大崎地域広域行政事務組合その他関係機関と協力してごみ及びし尿，災害廃棄物等の応急処理を行う。

第 2 ごみ処理

1 実施体制

ごみ処理は，災対市民協働推進部環境保全班が担当し，大崎地域広域行政事務組合と連携を図り，関係機関の協力を得ながら実施する。

2 作業計画

市は，災害状況を把握し，大崎地域広域行政事務組合と協議しながら適切な作業計画を立てる。

3 集積場所

- (1) 市は，災害状況に応じ，清掃作業の効率化を図るため，行政区長等と協議の上，臨時の集積場所を定める。
- (2) 市は，必要に応じ，ごみの種類ごとに一時保管場所を設ける。
(ごみ一時保管場所は，資料編 応急対策 23－1 のとおり。)

4 収集・処理

- (1) 収集は，大崎地域広域行政事務組合又は業者に委託するが，緊急を要する場合は，直接住民による運搬を実施する。
- (2) 処理について，可燃物は「大崎広域中央事業所」，「大崎広域東部クリーンセンター」，不燃物は「大崎広域リサイクルセンター」へ搬入するほか，必要に応じて，広域的な支援を要請する。

5 市民への広報

災害時におけるごみの収集及び処理を円滑に実施できるように，地域住民に対して次の広報を行う。

- (1) ごみの収集日及び集積場所
- (2) 粗大ごみや生活関連廃棄物等の区別及び可燃ごみ，不燃ごみ，資源ごみの分別協力
- (3) ごみの収集に当たって，ごみ収集車及び緊急車両等の障害とならないように，協力の呼びかけ

- (4) ごみの搬出抑制及び自己処理に努めること

第3 し尿処理

1 実施体制

し尿処理は、災対市民協働推進部環境保全班が担当し、大崎地域広域行政事務組合と連携を図り、関係機関の協力を得ながら実施する。

2 収集・処理

- (1) し尿の収集は、原則として汲取車、運搬車で行う。ただし、それが不可能な地域については、容器の配布等を行う。
- (2) 避難所より排出されたし尿の収集は、防疫上、優先的に行う。
- (3) し尿の処分は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、必要に応じて広域的な支援を要請する。

3 仮設トイレの設置

- (1) 状況により、災害時応援協定を締結している事業者及び関係業者に仮設トイレの供給を要請し、できるだけ早く避難所等に設置する。仮設トイレが設置されるまでの間、備蓄している簡易トイレを活用する。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全にいける場所への設置に配慮する。

- (2) 水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所における衛生の向上を図る。
- (3) 仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

第4 災害廃棄物処理

1 実施体制

- (1) 道路・河川等にある災害廃棄物の除去及び処理は、その管理者が行う。
- (2) その他、施設敷地内の災害廃棄物の除去及び処理は、その施設敷地の所有者又は管理者が行う。
- (3) 上記災害廃棄物の除去及び運搬は、大崎市建親会の協力を得て実施する。

なお、状況に応じて、県又は近隣市町村の協力を得て速やかに処理する。

(市内の建親会業者は、資料編 応急対策 23-2 のとおり。)

2 作業計画

木質・コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握し、計画的な作業計画を立てる。

3 収集・処理

- (1) 木くず等比較的小規模なものについては、本節「第2 ごみ処理」の可燃物処理施設に焼却処分を要請する。
- (2) コンクリート等は、破碎・選別して、建設リサイクル法等に基づき、可能な限りリサイクル

ルを図る。

- (3) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

4 集積・保管場所

瓦礫、廃材などの災害廃棄物の集積場所（一時保管場所）は、資料編 応急対策 23－1 のとおり。

第5 防疫活動に必要な資機材等の調達

市は、あらかじめ市内の民間の清掃・し尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等と、迅速に収集処理等ができるよう災害時応援協力体制を整え、防疫活動に必要な資機材等を調達する。

第6 死亡獣畜等の処理

- (1) 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、市は県に対し死亡獣畜の検査を依頼する。
- (2) 死亡獣畜が伝染病でない場合、県は家畜の所有者に、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送させ、適正に処理させる。
- (3) 死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合、県は家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋葬の許可等を行い、適正な処理を指導する。
- (4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については市が行い、市から要請があった場合、県は、必要な指導・助言、その他の支援を行う。

教育委員会並びに私立学校・幼稚園設置者は、災害により教育施設が被災し、又は児童・生徒・幼児の被災により通常の実育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童・生徒・幼児の教育対策等必要な措置を講ずる。

また、市民の貴重な財産である文化財を災害から守り、次世代に継承していくため、各種対策を講ずる。

第1 避難措置

校長又は園長は、災害が発生した場合又は市長等が避難の指示等を行った場合は、児童・生徒・幼児の安全の確保を図るため、次の措置を講ずる。

1 在校時の措置

地震発生後、速やかに児童・生徒・幼児の避難の指示等及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講ずる。

なお、遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行う。

2 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童・生徒・幼児の安否確認及び状況把握に努める。

第2 学校施設等の応急措置

1 公立学校・幼稚園

- (1) 校長・園長は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 教育委員会は、速やかに被害の状況を調査し、大崎市災害対策本部に報告するとともに、応急復旧を行う。

2 私立学校・幼稚園

- (1) 私立学校・幼稚園の校長・園長は、施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置に努めるとともに、速やかに被害状況を調査し、県総務部私学文書課に報告する。
- (2) 私立学校・幼稚園の設置者は、施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合も同様に報告する。

3 保護者への引渡し

(1) 校園内の児童生徒等への対応

警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内で保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に保護する。

(2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園内保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者が不在で引渡しが不可能な場合についても同様に校園内保護を行う。

第3 教育の実施

1 公立学校・幼稚園

校長・園長は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに臨時休業の措置をとる。

また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講ずる。

(1) 教育の実施場所の確保

ア 教育委員会は、校内（園内）での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用する措置を講ずる。

イ 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。

(2) 教職員の確保

校長、園長及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

(3) 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

2 私立学校・幼稚園

私立学校・幼稚園においても、教育の応急的な実施に努めるものとし、その実施に当たり、県は必要に応じ指導助言する。

第4 心身の健康管理

教育委員会及び学校長等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

第5 学用品等の調達

市は、災害により学用品等を喪失又は毀損し、就学上支障のある学校の児童・生徒に対する学用品等の給与に努める。

1 給与対象者

災害により住宅が全壊（焼）、半壊（焼）の被害を受け、学用品を喪失又は毀損し就学に支障のある小中学校の児童生徒及び高等学校等生徒とする。

2 学用品の種類等

- (1) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの
- (2) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

3 給与の方法

- (1) 市・県教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配布する。
- (2) 教科書及び教科書以外の教材については、1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内に支給完了する。
- (3) 学校長は、配布計画を作成し、配布後、親権者から受領書を徴する。

4 学用品の調達

教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(1) 教科書の調達

教科書は、教科書取扱店又は教科書供給所から調達する。

(2) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市内の業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

第6 給食

- (1) 学校長及び教育委員会教育長は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について市長と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。

また、応急給食を必要とする場合は、一般の炊き出し等で対処する。

- (2) 伝染病等の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

第7 通学手段の確保

教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒の通学手段の確保に努める。

第8 学校教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに市は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

- (1) 市は、指定避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。
- (2) 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、指定避難所等の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、市、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

第9 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第10 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災した社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

第11 文化財の応急措置

- (1) 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- (2) 教育委員会は、速やかに国・県・市指定文化財の被害の状況把握に努めるとともに、必要に応じ、関係職員を被災箇所に派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させるなど、被害の拡大防止に努める。
- (3) 教育委員会は国及び県指定の文化財について、県と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講ずる。
- (4) 教育委員会は市指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

第 25 節 防災資機材及び労働力の確保

【災対総務部本部班，災対産業
経済部産業対策班，現災本部班】

市は、大規模な地震災害時において、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関の協力・連携により、防災資機材を円滑に調達するとともに、必要な労働力を確保する。

第 1 防災資機材の調達

- (1) 市は必要に応じ、災害時応援協定等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。
- (2) 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。
- (3) 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、市へ要請する。

第 2 労働者の確保

災害応急対策を実施する際に不足する労働力は、日本赤十字社奉仕団，婦人会，女性防火クラブ及び大崎市建親会等民間団体の協力を求め、又は労働者の雇用を行い、確保する。

1 奉仕団の編成及び活動

奉仕団の編成	活動内容
日本赤十字社奉仕団	炊き出し及び給水の奉仕
婦人会	救援物資支給の奉仕
女性防火クラブ	清掃及び防疫の奉仕
自主防災組織	危険を伴わないその他災害応急措置の応援
大崎市建親会	市道及び生活道の応急工事 市管理河川及び下水道の応急工事

2 公共職業安定所からの労働者の雇用

- (1) 労働力の供給
災対総務部本部班は、各班が必要とする労働力の所要人員を把握する。
また、労働者の雇用は、原則として公共職業安定所を通じて行う。
- (2) 労働者の雇用の範囲
 - ア 被災者の避難のための労働者
 - イ 医療及び助産における移送のための労働者
 - ウ 被災者の救出のための労働者（救出する機械等を操作する労働者を含む。）
 - エ 飲用水の供給のための労働者（供給する機械等を操作する労働者及び浄水用医薬品等の配布に要する労働者を含む。）
 - オ 救援用物資の整理・輸送及び配分のための労働者
 - カ 死体の搜索及び処理のための労働者

(3) 雇用依頼内容

労働者を雇用する場合は、次の事項を明らかにして行う。

- ア 雇用を要する目的
- イ 作業内容
- ウ 所要人員
- エ 雇用を要する期間
- オ 従事する地域
- カ 輸送、宿泊等の方法

(4) 労働者の宿泊施設

労働者の宿泊施設は、災害状況により、必要に応じ市内の旅館等とする。

(5) 労働者の賃金

雇用による労働者の賃金は、市内の通常の実費とする。

第3 応援要請による技術者等の動員

市は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

1 指定地方行政機関の長、又は指定公共機関（特定公共機関に限る）に対する職員派遣要請手続

市長が、指定地方行政機関、又は指定公共機関（特定公共機関に限る）に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 知事に対する職員のあっせん要求手続

知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、特定行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣のあっせんに求める場合は、次の事項を記載した文書をもって依頼する。

- (1) 派遣のあっせんに求める理由
- (2) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第4 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要があり、また災害対策基本法71条第2項の規定により、知事の権限の一部が市長に委任された場合は、市長は、従事命令等による応急業務を行う。

1 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- (1) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (2) 保健師、助産師又は看護師
- (3) 土木技術者又は建築技術者
- (4) 大工、左官又はとび職
- (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- (6) 鉄道事業者及びその従事者
- (7) 自動車運送業者及びその従事者

2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

3 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- (1) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋もしくは物資で市長が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの
- (2) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、市長がその所有者に保管させることが適当と認めるもの

4 保管命令対象者

病院、診療所又は助産所、旅館又は飲食店を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

第 26 節 公共土木施設等の応急復旧

【災対産業経済部農林対策班，
災対建設部，現災本部班】

道路，鉄道等の交通基盤，河川及びその他の公共土木施設は，市民の日常生活及び社会・経済活動はもとより，大規模な地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため，これらの施設について施設管理者は，それぞれの応急体制を整備し，相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第 1 道路施設

1 緊急点検

道路管理者は，大規模な地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し，被災状況等を把握する。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は，道路が災害を受けた場合，障害物の除去，応急復旧工事に着手し，交通の確保に努める。

また，緊急輸送車両，緊急自動車の通行が必要なときは，県の緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

3 二次災害の防止対策

道路管理者は，災害発生後，現地点検調査により，道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は，所要の応急措置を講じるとともに，交通規制や施設使用の制限を行い，二次災害の防止に努める。

4 農道，林道の措置

- (1) 道路管理者は，農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合，関係機関と協議して交通の確保に努める。
- (2) 幹線農道は避難路，延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し，応急復旧等を行う。
- (3) 道路管理者は，円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため，う回路として重要な役割を果たす林道整備の他，防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

第2 河川管理施設

1 緊急点検

河川管理者は、大規模な地震発生後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

2 二次災害の防止対策

施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次災害が発生するおそれが生じた箇所については、河川管理者は緊急に応急復旧工事を実施し、市長は必要に応じて水防活動等の体制を講ずるものとし、被災施設については、河川管理者は速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

第3 砂防・地すべり・治山関係施設

北部土木事務所等は、大規模な地震発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

第4 ダム施設

1 臨時点検

ダム管理者は、地震発生後直ちにダムの臨時点検を実施する。

2 二次災害の防止対策

ダム管理者は、地震発生後十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を把握する。

また、ダム施設が被災した場合においては、関係市町村や関係機関等に通知するとともに被害の発生、拡大を防止する措置と早急に災害復旧工事を実施する。

第5 鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社仙台支社）

- (1) 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。
- (2) 市、関係防災機関との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。
- (3) 気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震等）の予報及び警報の伝達を受けたときは、速やかに関係箇所において情報の共有化を図り、必要な措置を講ずる。
- (4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内する。
- (5) 地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
- (6) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。
- (7) 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び市に対する応援要請を行う。

第6 農地，農業施設

災対産業経済部農林対策班は，農地，農林業用施設に係る二次災害を未然に防止するため，安全性の点検，応急復旧等を実施するとともに，必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため，災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い，被災状況を把握する。
- (2) 災害により農地・農林業用施設が被災した場合，被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に，災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については，速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については，関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第7 都市公園施設

都市公園施設管理者は，大規模な地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し，避難場所，避難路となる公園においては，救援，避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

第8 廃棄物処理施設

大崎地域広域行政事務組合は，一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は，県の助言・指導その他の支援を得て，速やかに応急復旧を行うとともに，二次災害の防止に努める。

第9 被災建築物及び被災宅地に関する応急危険度判定の実施

災対建設部住宅対策班は，被災建築物に係る応急危険度判定の円滑な実施のため，県，応急危険度判定士，関係団体との連携を図り，被災建築物応急危険度判定マニュアル（（財）日本建築防災協会，全国被災建築物応急危険度判定協議会）により被災建築物応急危険度判定を実施する。

また，「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づき，被災宅地危険度判定を実施する。

第 27 節 ライフライン施設等の応急復旧

【災対上下水道部上下水道対策班，現災本部班】

施設管理者は，大規模な地震災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合には，被害状況を迅速かつ的確に把握し，必要な要員及び資機材を確保するとともに，防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら，機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努める。

第 1 水道施設

- (1) 災対上下水道部上下水道対策班は，大規模な地震発生後，直ちに施設の被害状況を調査し，漏水等の被害があれば，給水停止等の措置を講じるなど，被害の拡大防止を図るとともに，応急復旧計画を策定し，迅速な復旧活動を行う。
- (2) 災対上下水道部上下水道対策班は，応急復旧計画に基づき，取水，導水，浄水施設等の基幹施設の確保を図るとともに，医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。
- (3) 災対上下水道部上下水道対策班は，応急に必要な資機材，技術者等が不足する場合は，日本水道協会宮城県支部に対し「災害時相互応援計画」に基づく応援要請を行い，円滑な復旧を確保する。

第 2 下水道施設

- (1) 災対上下水道部上下水道対策班は，下水道施設が被災した時は，被災箇所及び被災状況について早期把握に努め，下水の排除及び処理能力を確保するため，迅速かつ的確な応急復旧対策を講ずる。
- (2) 災対上下水道部上下水道対策班は，管渠施設の構造，機能的被害を調査の上，可搬式ポンプによる下水の排除，管内の土砂撤去，仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。
- (3) 災対上下水道部上下水道対策班は，ポンプ施設・終末処理場施設の構造，機能的被害を調査の上，下水の排除及び処理機能を確保する。

第 3 電力施設

東北電力株式会社は，電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため，必要な応急措置について次の対策を講じる。

1 要員の確保

供給区域内において，災害が発生した場合，復旧要員を非常呼集する。

2 店所間応援の要請及び派遣

- (1) 被害が甚大で当該店所のみでは，早期復旧が困難である場合は，「一般災害復旧応援要請書」により，他店所に応援を要請する。
- (2) 応援を求める場合，当該支店管内の動員については，当該対策の長が行い，当該支店管外からの動員については，上位機関対策組織に要請する。

3 広報活動

- (1) 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は，停電による社会不安の除去のため

め、電力施設被害状況及び復旧について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

- (2) 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 他電力からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と認められる場合は、災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

6 応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

- ア 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧を迅速に行う。
- イ 変電設備
機器損壊事故に対しては、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- ウ 配電設備
非常災害仮復旧標準工作による迅速かつ確実な復旧を行う。
- エ 通信設備
可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

7 現地災害対策本部の設置

最も被害が大きい地域にあっては、現地災害対策本部を設置し、復旧期間の短縮と復旧要員への指示を的確に行う。

この場合、設置場所の確保に当たっては、災害対策本部と連携し、迅速に確保する。

第4 ガス施設

1 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模災害発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講ずる。

ア 応急措置と応援要請

直ちに情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を掌握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、一般社団法人宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

イ 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に、埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。結果は一般社団法人宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

ウ 応援体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売業者についての情報を一般社団法人宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

エ 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、一般社団法人宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

(2) 一般社団法人宮城県L Pガス協会は、各支部及び宮城県L P保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努める。

2 都市ガス施設

- (1) ガス事業者は、大規模災害発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講ずる。

ア 製造所の緊急点検と復旧対策

災害の規模に応じて、製造所の設備を緊急停止させ、緊急点検及び被災部分の応急措置を行い、二次災害の防止を図る。被災部分の復旧が済み次第、安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。

イ 各施設の緊急点検と復旧対策

直ちに資機材の完備を確認し、次いで情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を掌握後、被災した地区に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止める。

施設や住居、道路等の被害状況や施設の点検結果によっては、ガスの供給を地域的に遮断し、安全を確保した地区から速やかにガスの供給を開始する。

なお、供給停止地域における復旧はおおむね以下の手順で行う。

- (ア) 供給停止地域の閉栓
- (イ) 供給停止地域の復旧ブロック化（公共施設が存在するブロックを優先させる。）
- (ウ) 復旧ブロック内の漏洩検査
- (エ) 本支管，供給管漏洩箇所修理
- (オ) 内管検査及び修理（家屋の倒壊等により供給開始が困難な場合，供給管を切断し遮断する。）
- (カ) 開栓

ウ 応援体制

災害の規模に応じて、「地震・洪水等非常事態における救護措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

エ 広報の実施

被災の概況，復旧の現状と見通し等について，関係機関に適宜，情報の提供を行う。

利用者に対しては，広報車等により，ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

第5 電信・電話施設

1 通信事業者は、通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 応急復旧対策として、長時間停電ビルへの移動電源車等による電源供給、避難所等へのポータブル衛星通信装置等による特設公衆電話の設置等を行う。
- (2) 重要通信の疎通と被災地における情報通信拠点の確保においては、災害に強い衛星携帯電話を活用し、重要通信を確保する。
- (3) 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

2 通信が異常に混雑した場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行うほか、102番により「非常扱い通話」、「緊急扱い通話」の申込みを受けた場合は、他のオペレータ扱い通話より優先的に接続を行い、重要通信を確保する。
- (2) 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言板(w e b 171)」を提供し、通信の混雑の緩和を図る。
- (3) 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護を求める内容を115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先だって伝送及び配達を行う。

3 被災地情報

市等は、東日本電信電話株式会社宮城事業部の有する通信回線等を活用して、臨時の情報ネットワークを提供し、被災地での生活等に必要な情報の流通を支援する。

第 28 節 危険物施設等の安全確保

【災対総務部指令班・同本部班,
災対消防部, 現災本部班】

施設管理者は、大規模な地震災害により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

第 1 消防法に定める危険物の応急措置

- (1) 危険物製造所等の管理者等は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、直ちに火気使用を禁止し、取扱いを中止する等の災害に対応する応急保安措置を実施するとともに、速やかに古川消防署又は鳴子消防署に通報し、必要な指示を受ける。
- (2) 大崎地域広域行政事務組合消防本部消防長は、災害が発生するおそれがある場合は、事前措置の周知徹底、立入検査又は巡回調査等を実施し、応急措置の万全を図る。
- (3) 大崎地域広域行政事務組合消防本部消防長は、災害時において危険物製造所等の管理者等に対し、応急保安措置の実施及び対策、所要人員の配置等に関し、必要な指示を行い又は報告を求める。
- (4) 危険物製造所等の管理者等は、災害時における応急保安措置に必要な消防用機械器具及び防災資材等の確保並びにその機能の点検確認を行う。
- (5) 災害が拡大するおそれがあり、地域住民に影響を与えると認めるときは、市長は、災害の状況について広報するとともに安全な場所への避難誘導を行う。

第 2 火薬類の応急措置

- (1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者は、災害等において火薬類による災害が拡大する危険があると認める場合は、火薬類を速やかに安全な地域に移動し、監視人を付ける。
また、火薬類を移動する余裕のない時、通路が危険で搬送することのできないときは、火薬類を水中に沈める等の必要な保安措置を行う。
- (2) 大崎地域広域行政事務組合消防本部消防長は、火薬による災害の拡大が予想される場合は、火薬庫又は火薬類の所有者に対し、速やかに応急保安措置を講じるよう命ずる。

第 3 高圧ガスの応急措置

- (1) 高圧ガスの販売業者又は高圧ガスの消費者は、災害時において高圧ガスの施設に危険な状態が予想されるとき又は高圧ガスによる災害の拡大が予想される場合は、速やかに使用を中止し、設備内のガス充てん容器を安全な場所に移し、又は放出する等の保安措置を実施するとともに、監視員を配置する等警戒体制に万全を期する。
- (2) 市長は、災害時において高圧ガスによる災害の拡大が予想され、又は事前措置を図る必要があると認められる場合は、高圧ガスの所有者等及び地域内の関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講じるよう要請する。
- (3) 災害が拡大するおそれがあり、地域住民に影響を与えると認められるとき、市長は災害の状況について広報するとともに、安全な場所への避難誘導を行う。

大規模な地震により，農業生産基盤，林道・治山施設等施設被害のほか，畜産飼料の不入荷による家畜被害，燃料，電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため，市及び各関係機関は，相互に連携を保ちながら，被害を最小限に食い止めるため，的確な対応を行う。

第 1 応急技術対策

北部地方振興事務所の指導のもとに関係団体等の連絡協調を図り，農業者は災害に対応する次の技術対策を徹底し，被害の軽減を図る。

1 農作物

(1) 共通対策

ア 再播種等の実施

播種等可能な期間中に災害が発生した場合は，直ちに再播種か再定植を行う。

イ 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は，適時適切な作物に転作する。

(2) 水稻

ア 用排水路・けい畔等が損壊し，水不足が発生した場合，損壊箇所の修復を行い，用水の確保を図る。

イ 軟弱地盤地帯での苗の埋没，浮き上がり，横倒し，泥水の冠水などの被害や液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合，応急対策として補植，植え直し，土砂の撤去を行う。

(3) 畑作物

ア ほ場の復元に努める。

イ 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め，回復不可能な場合は，速やかに転作する。

(4) 果樹

倒れた樹は，速やかに起こし，支柱で支え回復を促進する。

(5) 施設園芸

ア 保温期間中の温室，ビニールハウス等の損壊が発生した場合，被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。

イ 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。

ウ 重油等の漏れがないか至急確認し，流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講ずる。

2 畜産

- (1) 倒壊のおそれのある畜舎では，速やかに家畜を退去させる。
 - ア 誘導する人間の安全確保に努めながら，家畜を退去させる。
 - イ 退去した家畜については，当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに，畜舎の改修等を順次進める。
 - ウ 自給粗飼料は，サイレージの腐敗防止対策を行うなど，飼料の確保に努める。
 - エ 近隣の河川，湖沼，井戸等から取水するなどして，給水源を確保する。
 - オ 酪農では，発電機の調達などにより，搾乳機械やバルククーラーなどの電源を確保する。
 - カ 家畜排せつ物処理施設の倒壊や破損により周辺への排せつ物の流出のおそれがある場合は，被害施設の修繕資材の確保並びに排せつ物の処理の委託先等の確保に努める。
 - キ 指定生乳生産者団体を主体として近隣の県に対し，生乳の集乳，処理，輸送等を要請し，生乳出荷先を確保する。
 - ク 飼料運搬車の運行路を確保する。
- (2) 家畜伝染病の発生防止
 - 家畜の所有者は県の指示に従い，必要に応じて次の防疫措置を講じさせる。
 - ア 患畜又は疑似患畜の隔離，係留，移動の制限その他の措置
 - イ 殺処分又は死体の焼却，埋却
 - ウ 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒
- (3) 死亡獣畜の処理
 - 災害等により死亡した家畜の処理については，本章「第 23 節 廃棄物処理活動」により処理を行う。

3 林業

- (1) 活動体制
 - 林業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し，林業生産の安定を期するため関係機関と緊密な連携のもとに災害対策を講ずる。
- (2) 応急対策
 - 林産物の生産者・団体等は，その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。

市及び関係機関は、大規模な地震災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、もしくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。

第 1 応急公用負担等の権限

応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

1 市長

- (1) 私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、もしくは収用すること
- (2) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置
- (3) 住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること
- (4) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 消防吏員等

- (1) 消防吏員、消防団員
 - ア 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、使用を制限すること
 - イ 火災の現場付近にある者を消火もしくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させること
- (2) 消防長、消防署長
 - ア 延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること
 - イ (1)及び上記アに規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物並びに土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること
- (3) 水防管理者、水防団長、消防機関の長
 - ア 当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させること
 - イ 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、もしくは収用し、車その他の運搬具もしくは、器具を使用し、又はその他の障害物を処分すること

第2 実施手続

1 人的公用負担

緊急の場合は、相手方に口頭で指示するが、後日速やかに文書によって通知する。

2 物的公用負担

(1) 工作物等の使用, 収用

ア 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者、所有者その他の土地建物等について権原を有する者に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知する。

ただし、緊急の場合は事後において、速やかに通知する。

イ 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を古川警察署又は鳴子警察署に提示し、通知に代える。

(2) 工作物等の障害物の撤去

ア 災害を受けた工作物等の障害物を除去したときは、適正な方法で保管する。

イ 保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者その他権限を有する者に対して返還するため、必要な事項を公示する。

ウ 保管した工作物等が滅失又は破損もしくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管する。

エ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。

オ 工作物の保管に関する公示の日から換算して6か月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、市長が保管する工作物等は市に、警察署長が保管する工作物等は県に帰属する。

第3 公用令書の交付

知事又は市長は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合はその所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。

1 公用令書の記載事項

- (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
- (3) 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間
- (4) 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
- (5) 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

2 公用令書の変更・取り消し

知事又は市長は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取消した時は、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。

第4 損失補償及び損害補償等

- (1) 市長は、区域内において、物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合には、損失補償を行う。ただし、災害対策基本法第71条第2項に基づく場合は、県が損出補償、実費弁償、損害補償を行う。
- (2) 市長は、区域内の市民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合補償条例の定めに従い損害を補償する。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

【全班】

この計画は、市及び関係機関が震災発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から震災に強い都市づくりを計画的に推進するためのものである。

第1 災害復興本部の設置

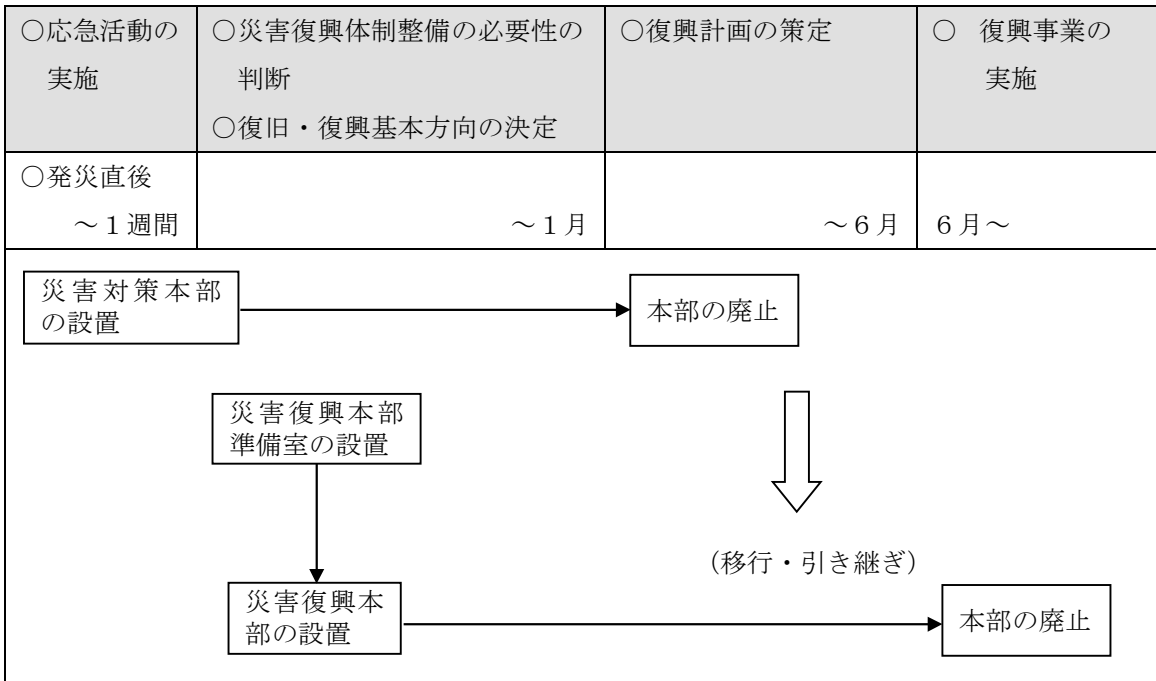
市長は、大規模な地震や災害により甚大な被害を受けた地域が市の相当の範囲に及び、かつ、被災からの復興に相当の期間を要すると想定される場合には、災害復興本部を設置する。

(1) 災害復興本部の組織・運営

災害復興本部の組織・運営は、平成23年東北地方太平洋沖地震における震災復興推進本部を基本として、震災や災害の規模、被災状況等を勘案して決定する。なお、災害復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合を図るものとする。

(2) 災害復興体制の設置過程

■設置過程のイメージ図



第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等

1 基本方向の決定

市は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況を考慮し、必要に応じ県等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定める。

2 市民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、国・県の支援を仰ぎながら市が主体となり、市民の意向を尊重しつつ、市民との協働により計画的に行う。

3 女性及び要配慮者の参画促進

市は、復旧・復興を推進するための場や組織において、男女共同参画の観点から、女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者についても、参画を促進するように努める。

4 職員派遣等の要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第3 災害復旧計画

1 基本方針

市は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。

これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

2 事業計画の策定

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

3 事業の実施

市は、国、県及び関係機関と連携を図り、復旧を迅速に進めるための必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講ずる。

第4 災害復興計画

災害復興計画は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強いまちづくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図るためのものである。

災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、市は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

1 復興計画の基本方針

市は、総合計画的な性格を持ち、都市整備、産業、福祉等の広範囲な施設展開を図る計画とするか、又は都市整備に限定し、被災地全体又は個別被災地区別の計画とするかなどの復興方針を策定する。復興方針策定後は、速やかに市民に公表し、理解と協力を得る。

2 復興計画の策定

市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。

策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進する。

また、市民に対して、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

3 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、市は、国、県及び関係機関と連携を図り、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について必要な措置を講ずる。

第2節 生活再建支援

【全班】

市及び関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。

第1 生活相談

災害時の被災者や事業者の自立復興を支援するため、生活相談を行い、当面の生活の安定のための支援対策を行う。

第2 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金（生活関係経費）を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。

その主な内容は次のとおり。

1 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示される。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
- (3) 100世帯以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (4) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、上記(1)～(3)の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

2 対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3 支給額

支給額は、次表のとおりとなる。ただし、単身世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
全壊 解体 長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
中規模半壊	－	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限もない。

5 支援金支給手続

被災者世帯主は、被災住所地の市区町村に支給申請書を提出する。提出を受けた市区町村は申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

6 受付体制の整備

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努める。

また、り災証明交付のための調査や発行事務効率化を図るため、マニュアルの作成に努める。

第3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進にも努める。

第4 資金の貸付け

1 災害援護資金

市は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。

市は、県の指導助言を受け、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

2 母子及び寡婦福祉資金

市は、県との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知する。

3 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要な経費を予算の範囲内で貸し付ける。貸付対象世帯は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)が適用されない小規模な災害(同法の適用がされた世帯であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む)や、火災等自然災害以外の災害により、住宅、家財道具に被害があった場合や、主たる生計の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。

- (1) 低所得世帯であること
- (2) 生活福祉資金の貸し付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること
- (3) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること

■生活福祉資金の福祉費による災害を受けたことで臨時に必要な経費の貸付限度

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	6月以内	7年以内

4 一般住宅復興資金の確保

市は、必要に応じ、県との協調により住宅復興資金の融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

第5 生活保護

市は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭った場合で、災害救助法の適用を受けないときは、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

第6 その他救済制度

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、大崎市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する(弔慰金、見舞金とも労災等の制度による給付金が支給されない場合に限る)。(災害弔慰金、災害障害見舞金の支給要件は、資料編 復旧・復興対策2-1のとおり。)

第7 り災証明の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定や、り災証明の交付体制を確立し、被災者に速やかにり災証明を交付する。

第8 税負担等の軽減

市は、被災者に対して、災害対策基本法、地方税法(昭和25年法律第226号)及び条例等により、市税並びに公的徴収金に係る期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの実情に応じて適切な措置を講ずる。

第9 応急金融対策

1 金融機関による金融上の措置の実施

- (1) 貯金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと
- (2) 被災者に対し、定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと
- (3) 被災地の手形交換所において、被害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること
- (4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引き換えについて、実情に応じ必要な措置をとること
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること

2 各種金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払い戻し措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引き替え措置等について、市は、関係行政機関との協議の上、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第10 雇用対策

1 公共職業安定所の措置

公共職業安定所の長は被災者の雇用の維持を図るとともに、被災者の雇用を促進するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- (2) 被災者のための特別相談窓口等の設置
- (3) 雇用保険失業給付の特例支給
- (4) 雇用調整助成金の特例適用の要請
- (5) 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

2 市の措置

市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

第3節 住宅復旧支援

【災対建設部住宅対策班】

市は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第1 一般住宅復興資金の確保

市は、県が設置する一般住宅復興資金相談窓口等と協調し、必要に応じて住宅再建支援措置を講ずる。

第2 住宅の建設等

市は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家を活用する。

1 災害公営住宅の建設等

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

市の災害公営住宅の建設等に際しては、知事からの指導・支援を受け実施する。なお、市において対応が困難な場合には、建設について知事に協議する。

2 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、公募等によらず入居できる措置等を講ずる。

第4節 産業復興支援

【災対産業経済部】

市は、被災した中小企業者及び農林業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講ずる。

第1 中小企業金融対策

市は、相談窓口を開設し、県と連携して被災した中小企業者に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会及び地元金融機関等に対し、災害融資及び信用保証の円滑化を要請する。

第2 農林漁業金融対策

市は、相談窓口を開設し、県と連携して被害を受けた農業者等に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律136号)等に基づく、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図る。

また、被害が甚大な場合は、県や関係融資機関と協力して、日本政策金融公庫資金（農林水産分野）による資金融通を要請し、資金需要への対応を図る。

第5節 都市基盤の復興対策

【災対総務部，災対産業経済部農林対策班，
災対建設部，災対上下水道部】

市及び関係機関は，市民生活や産業活動の早期回復を図るため，被災した道路，鉄道等の主要交通施設及びライフライン等を緊急に復旧し，今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

第1 想定される計画内容例

1 主要交通施設の整備

道路，鉄道等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

2 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現

3 ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

4 防災基盤の整備

防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第6節 義援金の受入れ、配分

【災対民生部福祉班】

市及び関係機関は、大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金を送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

第1 受入れ

1 窓口の決定

市は、義援金の受入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

2 受入及び管理

市、日本赤十字社宮城県支部大崎市地区は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第2 配分

1 配分委員会

義援金の配分は、県が日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入れ団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金募集配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

2 配分

宮城県災害義援金募集配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。

義援金の被災者に対する交付は、原則として市が行う。

なお、市に直接贈られた義援金については、市が配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。

第7節 激甚災害の指定

【全班】

県内において、災害により甚大な被害が生じた場合、県及び市町村は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

第1 激甚災害の調査

市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

第2 激甚災害指定の手続

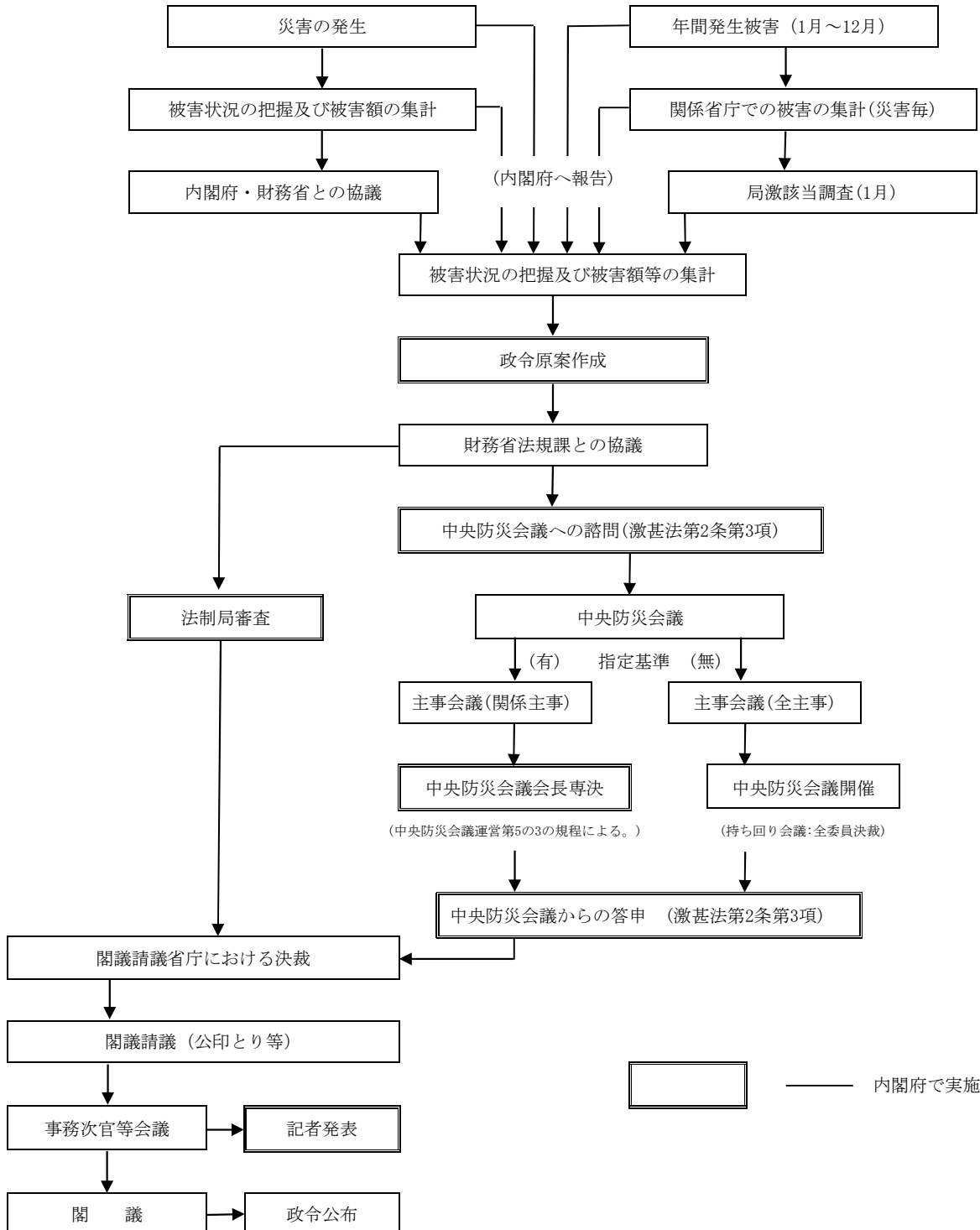
災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり速やかに指定の手続をとる。

（激甚災害及び局地激甚災害の指定基準は、資料編 復旧・復興対策7－1のとおり。）

激甚災害指定事務手続

〈激甚災害(本激)〉

〈局地激甚災害(局激)〉



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続を行う。

第3 特別財政援助の交付(申請)手続

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

これを受け県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続を行う。

第4 激甚災害指定基準

激甚災害及び局地激甚災害の指定基準は、資料編 復旧・復興対策7-1のとおりである。

1 激甚災害

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条，第4条）
公共土木施設，公立学校施設，公営住宅，社会福祉施設等の災害復旧事業，堆積土砂排除事業等
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
 - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）
 - エ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条）
 - オ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例（法第3条）
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
 - ウ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）
 - エ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

2 局地激甚災害

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条，第4条）
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
- (4) 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
- (5) その他の特別の財政援助及び助成（法第12条，第13条，第15条）
- (6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）